| 泊発電所3号炉審查資料 | | | | |
|-------------|----------------|--|--|--|
| 資料番号 | DB063F-9 r.4.0 | | | |
| 提出年月日 | 令和4年8月31日 | | | |

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

令和4年8月 北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1)設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの :なし

- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2)設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

泊3号の外部火災補足説明資料については、下記の項目を反映後、更に全体の資料構成もリファレンスプラントとしている女川2号に合わせた記載とし、まとめ資料の充実化を図っている。

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの :なし

- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの :記載内容の充実が必要と判断し,下記4件について追記した。
 - ・DG 吸気口への熱気流影響評価【P6 外火・別 1-添付 8-24】
 - ・排気筒の火災影響評価について【P6外火-12,13,14,16,18,23,25,27、P6外火-別1-13,15,17,18,19,20,22,24,28,30、P6外火・別1-添付1-4,添付2-62,78,85,116,添付3-12,24,添付4-8, 添付5-10,添付6-15,35,添付7-17,27,28】
 - ・建屋内温度評価について【P6 外火·別 1-添付 2-56,82】
 - ・アクセスルートへの影響評価について【P6 外火-別 1-添付 2-118】
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの :記載内容の充実が必要と判断し,下記7件について追記した。
 - ・可燃物/薬品貯蔵施設の外部火災評価【P6 外火-35、P6 外火-別 1-添付 6-23】
 - ・変圧器火災による影響評価について【P6外火・22,23,24、P6外火・別1・22、P6外火・別1・添付6・29】
 - ・有毒ガスによる中央制御室の居住性に係る評価【P6 外火・別 1·31、P6 外火・別 1・添付 8・11,13】
 - ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物の影響評価【P6外火-17,19、P6外火-別1-添付4-19】
 - ・扉等への影響評価【P6 外火-別 1-添付 6-41】
 - ・森林火災の早期覚知および再循環切り替えについて【P6 外火・別1-添付2-32, 添付8-10】
 - ·発電所周辺の主要航路について【P6外火-18,43、P6外火-別1-19、P6外火・別1-添付5-1】
- d. 当社が自主的に変更したもの :記載内容の充実が必要と判断し、下記2件について追記した。
 - ・気象データ等更新による影響評価確認【P6 外火・別 1-添付 2-95,添付 7-51】
 - ・燃料輸送車両の火災による熱影響評価の再評価【P6外火・15、P6外火・別1・18、P6外火・別1・添付4・1】

1-3) バックフィット関連事項

なし

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

| | 女川 | 泊 | 差異理由 |
|---------------|--|---|--------------------------------|
| 外部事象防護対象施設 | ・外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系 | ・外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系 | ・ 泊では、安全評価上その機能に期待するクラス3はタービン |
| 【添付 1】 | 統及び機器(発電用原子炉を停止するため、また、停止状態 | 統及び機器(発電用原子炉を停止するため、また、停止状態 | トリップ機能が該当するが、その機能に期待せずとも、クラス |
| | にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常 | にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常 | 1, 2による安全機能にて高温停止が可能であるため、クラス |
| | の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築 | の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築 | 1,2に属する構築物、系統及び機器を外部事象防護対象施設 |
| | 物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及 | 物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及 | と定義し、機械的強度を有すること等により、安全機能を損な |
| | び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、 | び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、 | わない設計としている。 |
| | 又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器と | 又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器と | |
| | して安全重要度分類のクラス1,クラス2及び安全評価上その | して安全重要度分類クラス1、クラス2に属する構築物、 | |
| | <u>機能に期待するクラス3</u> に属する構築物、系統及び機器。 | 系統及び機器。 | |
| 屋内の評価対象施設 | ・屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防 | ・屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防 | |
| 【添付 1】 | 護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。 | 護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。 <u>ただし、</u> | ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収 |
| | | 評価対象施設のうち,原子炉補機冷却海水ポンプについては, | 納されており,直接火災の影響を受けることはないが,建屋 |
| | | 循環水ポンプ建屋内に収納されており,直接火災の影響を受け | 内の空気により軸受等を冷却している。循環水ポンプ建屋の |
| | | ることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影 | 上部外壁は鉄板であるため外部火災の輻射熱が伝熱により建 |
| | | 響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込 | 屋内空気温度を上昇させることから、原子炉補機冷却海水ポ |
| | | む冷却空気を評価対象とする。 | ンプが取り込む建屋内空気を評価対象とする。 |
| | i)原子炉建屋 | i)原子炉建屋 | |
| | ii) <u>タービン建屋</u> | ii) 原子炉補助建屋 | ・泊はプラント設計の違いにより、評価対象施設が相違してい |
| | iii) <u>制御建屋</u> | ディーゼル発電機建屋 | る。 |
| | | iv) <u>循環水ポンプ建屋</u> | |
| | | v) 原子炉補機冷却海水ポンプ | |
| 屋外の評価対象施設 | ・ 復水貯蔵タンク | | ・泊の屋外には復水貯蔵タンクに該当する設備はない。 |
| 【添付 1】 | ・排気筒 | ・排気筒 | |
| | ・ 海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高圧炉 | | ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは建屋内に設置されている。 |
| | 心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機) | | また、高圧炉心冷却スプレイ補機冷却海水ポンプはない。 |
| FARSITE 入力条件 | ・気象データは「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象 | 気象データは発電所内の気象観測設備のものを使用。 | ・泊は森林火災の模擬状況を向上させるため、発火点に最も近 |
| (気象データ)【添付 2】 | 観測所」のものを使用。 | | い発電所構内の3箇所の気象データを使用している。 |
| 防火帯 | ・防火帯外縁より 100m の範囲における最大火線強度より、必 | ・防火帯外縁より 100m の範囲における各地点での最大火線強 | ・泊は地形等の影響により、一部の箇所で火線強度があがりや |
| 【添付 2】 | 要防火帯幅 19.7mに対し、20mの防火帯を設置する。 | 度より、 <u>20~46m</u> の防火帯を設置する。 | すいため、解析結果に応じて防火帯の幅を変更して設置して |
| | | | いる。 |
| | 防火帯の算出は「風上に樹木が<u>有る</u>場合の火線強度と最小防 | 防火帯の算出は「風上に樹木が無い場合の火線強度と最小防 | ・泊は地形等の影響により、火線強度が高くなる傾向があるこ |
| | 火帯幅の関係(火炎の防火帯突破確率1%)」を適用している。 | 火帯幅の関係(火炎の防火帯突破確率1%)」を適用している。 | とから、防火帯の外側に樹木が無い領域 20m を設けることで |
| | | | 火災影響を軽減している。 |
| 森林火災 | ・評価対象<u>建屋の全てに</u>ついて、熱影響を評価。 | 防火帯から距離が最も近い建屋について、熱影響を評価。 | ・泊は防火帯から距離が最も近い建屋を代表して評価している。 |
| 【添付 2】 | | | (離隔距離が短いほど評価は厳しくなるため、最短距離の施 |
| | | | 設の評価にて他の施設を包含可能。) |
| | ・評価対象建屋の全てについて、危険距離を算出し評価。 | ・評価対象建屋の全てについて、危険距離を算出し評価。 | |

| 近隣の産業施設の火災 | 【危険物貯蔵施設】 | 【危険物貯蔵施設】 | |
|------------|--|---|---------------------------------|
| 【添付 3】 | ・発電所半径 10km 圏内の施設から抽出した最短距離の危険物 | ・発電所半径 10km 圏内の施設を調査した結果、具体的な危険 | ・泊は発電所半径 10km 圏内の施設を調査した結果、第四類危 |
| | 貯蔵施設に 10km 圏内の最大貯蔵量が存在するとして評価 | 物名について情報が得られなかったことから石油コンビナー | 険物貯蔵施設のみが存在し、品名、指定数量についての情報 |
| | | トに相当する危険物貯蔵施設を仮想して危険距離を算出し、 | は得られたが、具体的な物質名については情報が得られなか |
| | | その危険距離以内の危険物貯蔵施設にて評価 | ったことから、第四類危険物のうち最も輻射発散度が高いn- |
| | | | ヘキサンを石油コンビナート相当の貯蔵量を有している仮想 |
| | | | の危険物貯蔵施設として想定し、危険距離評価にて絞り込み |
| | | | を実施している。上記で抽出された危険物施設の最大貯蔵量 |
| | | | は各取扱い油種が危険数量の倍数分あるとして評価を実施し |
| | | | Ť≃ ₀ |
| | ・評価対象施設の全てについて、各火災源に対する危険距離を | ・評価対象施設の全てについて、各火災源に対する危険距離を | |
| | 算出し評価。 | 算出し評価。 | |
| | 【高圧ガス貯蔵施設】 | 【高圧ガス貯蔵施設】 | |
| | ・発電所半径 10km 圏内の施設から抽出した <u>最短距離の高圧ガ</u> | ・発電所半径 10km 圏内に唯一存在するガスタンクにて評価 | ・泊は発電所半径 10km 圏内の施設を調査した結果、唯一存在 |
| | ス貯蔵施設に10km 圏内の最大貯蔵量が存在すると仮定して | | する高圧ガス貯蔵施設にて危険物貯蔵施設の評価と同様に熱 |
| | も、敷地内の1号炉軽油貯蔵タンク火災の輻射強度より小さ | | 影響評価を実施している。(危険距離を算出) |
| | いことから、1号炉軽油貯蔵タンク火災の評価で包絡する。 | | |
| | | ・ 評価対象施設の全てについて、各火災源に対する危険距離を | |
| | | <u>算出し評価。</u> | |
| 近隣の産業施設の爆発 | 【高圧ガス貯蔵施設】 | 【高圧ガス貯蔵施設】 | |
| 【添付 3,4】 | ・ 最短距離にある 50kg ガスボンベで最大飛散距離を評価 | ・発電所半径 10km 圏内に唯一存在するガスタンクにて最大飛 | ・泊は熱影響評価と同じく発電所半径 10km 圏内に唯一存在す |
| | | 散距離を評価 | るガスタンクにて評価 |
| | 【燃料輸送車両(高圧ガス)】 | 【燃料輸送車両(高圧ガス)】 | |
| | ・ <u>発電所から最短距離に設置の 50kg ガスボンベ</u> を輸送してい | ・ <u>発電所半径 10km 圏内に唯一存在するガスタンク</u> を輸送して | ・泊は熱影響評価と同じく発電所半径 10km 圏内に唯一存在す |
| | る車両で最大飛散距離を評価 | いる車両で最大飛散距離を評価 | るガスタンクを輸送している車両にて評価 |
| | ・評価対象施設の全てについて、各火災源に対する危険限界距 | ・評価対象施設の全てについて、各火災源に対する危険限界距 | |
| | 離、最大飛散距離を算出し評価。 | 離、最大飛散距離を算出し評価。 | |
| 敷地内危険物施設の火 | • 対象火災源 | ・対象火災源 | |
| 災・爆発【添付6】 | 1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク、大容量電源装 | 3号補助ボイラー燃料タンク、3号主変圧器・所内変圧器 | ・泊も女川も敷地内の危険物施設から対象火災源を抽出するフ |
| | 置,2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器, | | ローに差は無く、プラント配置の相違により泊は全ての評価 |
| | 2号炉起動変圧器,2号炉所内変圧器,2号炉補助ボイラー | | 対象施設に対して離隔距離が短く、容量が大きいタンクと変 |
| | 用変圧器, 3号炉主変圧器, 3号炉起動変圧器, 3号炉励磁 | | 圧器が共通していることから各々1つ選定して評価してい |
| | 電源変圧器 | | る。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 敷地内危険物施設の火 | ・危険物施設による火災では、評価対象建屋の <u>全てに</u> ついて熱 | ・危険物施設による火災では、障壁を設けたディーゼル発電機 | ・泊のディーゼル発電機建屋は危険物施設との離隔距離が短く |
|------------|---|--|---|
| 災・爆発【添付6】 | 影響を評価。 | 建屋、障壁を設けず外壁にPC板が設置されている原子炉建屋, | 火災影響の軽減対策として障壁を設けており、コンクリート |
| | | 障壁を設けず外壁にPC板が設置されていない循環水ポンプ建 | 表面温度を算出する式が異なることから個別評価している。 |
| | | 屋の熱影響を評価。 | また、障壁を設置しない建屋については建屋構造として PC 板 |
| | | | の有無によって各々評価している。(原子炉補助建屋は原子炉 |
| | | | 建屋と構造が同一であり、離隔距離が短いほど評価は厳しく |
| | | | なるため、原子炉建屋の評価にて包絡可能。) |
| | ・変圧器による火災では、 <u>変圧器毎に代表した建屋</u> について熱 影響を評価。 | ・変圧器による火災では、 <u>離隔距離が最も短い建屋</u> を代表して 熱影響を評価。 | ・泊は火災源に対して距離が最も近い建屋を代表して評価している。(離隔距離が短いほど評価は厳しくなるため、最短距離の施設の評価にて他の施設を包含可能。) |
| | ・危険物貯蔵施設の貯蔵量は、<u>危険物施設として許可された貯</u> | ・ 危険物貯蔵施設の貯蔵量は, <u>危険物施設として許可された容</u> | ・泊は火災の影響軽減対策として、危険物施設として許可され |
| | 蔵容量とする。 | 量よりも低減した値で管理している。 | た容量よりも低減した値を管理値としている。 |
| 航空機墜落による火災 | 【評価対象の落下事故カテゴリ】 | 【評価対象の落下事故カテゴリ】 | |
| 【添付 7】 | ・ <u>計器飛行方式民間航空機(航空路を巡行中)</u> | | ・泊の上空には航空路はない。 |
| | ・有視界飛行方式民間航空機 | ・有視界飛行方式民間航空機 | |
| | ・自衛隊機又は米軍機(訓練空域内で訓練中空域外を飛行中) | ・自衛隊機又は米軍機(訓練空域内で訓練中空域外を飛行中) | |
| | ・自衛隊機又は米軍機(基地―訓練空域間往復時) | | ・泊の上空は基地ー訓練空域間の往復の想定範囲ではない。 |

3. 差異の識別の省略

以下の相違箇所については、差異理由として抽出しないこととする。

- ・プラント名称の相違(記載の有無を含む)
- ・章項番号の相違
- ・テニオハの相違
- ・資料番号の相違
- ・「発電用原子炉施設」と「原子炉施設」の記載の相違
- ・意味を持たない相違(番号の前に「第」、送り仮名の相違、漢字ひらがなの相違)
- ・【】の別添資料の記載箇所の相違(基本方針のみが該当)
- 「損なわない設計」と「損なうことのない設計」の記載の差異

| 第6条:外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 6条:外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (日本) (外部火災) (日本) (小部火災) (1) 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.1. 要求事項の整理 1.1 要求事項の整理 1.2 通加要求事項に対する適合性(手順等含む) (1) 位配、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (1) 公園、手順能力説明 (9)話資料1) 外部次災影響評価について (9)話資料2) 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (9)話資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセス (9)話資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセス (9)話2) 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の (9)話2) 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の (9)話2) 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の (9)話2) 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備にするとともに、それら要求に対する追知業事項に適合するための設備工作運行する。 2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備工作運行でついて説明する。 3. において、追加要求事項に適合するための設備工作用等)を抽出し、必要となる進生確認プロセスについて説明する。 3. において、読み未失災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において、森林火災警察部価に必要な入力条件等の設定を行うため | 泊発電所3号炉 |
|---|---------------------------------------|
| (外部大災) (外部大災) (小部大災) (小部大災) (小部大災) (小部大災) (小部大災) (小部大災) (小部大災) (小部大災) (三都太方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等合む) (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 変称等 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 或像等 1.4 設備等 (3) 適合性説明 1.3 政策等 1.4 設備等 (9)話資料1) 外部大災影響評価について (9)話資料1) 外部大災影響評価について (9)話資料3) 森林大災影響評価について (9)話資料3) 森林大災評価に係る植生確認プロセスについて (例語3) 森林大災評価に係る植生確認プロセスについて (例話3) 森林大災評価に係る植生確認プロセスについて (例話3) 高森林大災評価に係る植生確認プロセスについて (例話3) 高林大災評価に係る植生確認プロセスについて (例話3) 高林大災評価に係る植生確認プロセスについて (例話3) 高林大災評価に係る植生確認プロセスについて (例話2) 多炉における適合性を示す。 2. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則 道加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発展所2 今炉における適合性を示す。 2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合する かに必要となる機能を達成するための設備のには、「手順等) 3. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合する たいと必要となる機能を達成するための設備のには、「手順等) 4. において、造加要求事項に適合するための技術的能力(手順等) 在は、シャス、影響評価に必要な入力条件等の設定を行うた 4. において、森林大災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うた | |
| <目次> (目次> 1. 基本方針 1.1. 要求率項の整理 1.2. 造加要求率項に対する適合性 (手順等含む) (1) 位置,構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (5) 第合性説明 (6) 第合性説明 (6) 第合性説明 (7) 第合性説明 (7) | |
| 1. 基本方針 1. 基本方針 1.1. 要求事項の整理 1.1. 要求事項の整理 1.2. 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.1 要求事項の整理 1.3 気楽等 1.4 設備等 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別語資料1)外部火災影響評価について (別語資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別語1)設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (別語2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別語資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別語資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 3. 技術的能力説明資料 (別語2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別語資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセス (別語3) 森林火災評価に係る植生確認プロセス (別語3) 森林火災評価に係る植生確認プロセス (別語3) 森林火災評価に係る植生確認プロセス (別語3) 森林火災評価に係る植生確認プロセス() 1. において, 設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する対用原子力 差電所2号炉における適合性を示す。 1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則 の追加要求事項を明確にするとものに、それら要求事項に適合するための設備又は運用について説明 する。 2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備なは運用について説明 する。 2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合する ために必要となる運用対策等を整理する。 4. において、森水火災影響評価に必要なな運用対策等を整理する。 4. において、森水火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うた | |
| 1.1.要求事項の整理 1.1.要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.1.要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.2.這加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.2.這加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.1.位置,構造及び設備 (2)安会設計方針 (3)適合性説明 1.3 気象等 1.4.設備等 (2)安会設計方針 (3)適合性説明 1.3 気象等 1.4.設備等 (2)安会設計方針 (3)適合性説明 1.3 気象等 1.4.設備等 (2)安会設計方針 (3)適合性説明 (3)適合性説明 1.3 気象等 1.4.設備等 2.外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (9)添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(小() (9)添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて (3) 2. 火概認力でセス (9)添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(小() 2. 転いて,設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する大川原子力 2.において,設加要求事項を施設のごいて,這加要求事項に適合するための設置が可差準規則、技術基準規則 適加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する大川原子力 3.目が、設置計工具などの設置合社を示す。 1.1.において、設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備でいて説明引 3. 2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備でいて説明する。 2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備でいて説明する。 2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備でいて説明する。 2.において、読品でするための設備でいて説明する。 3.において、ここれの要求でするための設備でいて説明する。 3.において、読品でするための設備でいて説明する。 4.において、森林火災影響評価に必要なる運用対策等を整理する。 4.において、森林火災影響評価に必要ななる運用する。 | |
| 1.2. 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等合む) 1.2 追加要求事項に通告社(手順等合む) 1.2 追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等) 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. 枚部のもの衝撃による損傷の防止(外部火災) 3. 技術の能力が開資料 (別添資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. 板 要 > 2. たおいて,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の 追加要求事項を明確にするとともに,それら要求に対する女川原子力 2. において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備のには 2. において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備の能力(手順等) 者のに必要となる運用対策等を整理する。 4. において, 森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において, 森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| (1) 位置,構造及び設備 (2) 安全設計方針 | |
| (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 (4) 設備等 (2) 欠全設計方針 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 (4) 設備等 (2) 欠全設計方針 (3) 適合性説明 (4) 設備等 (2) 欠全設計方針 (3) 適合性説明 (4) 設備等 (2) 欠全設計方針 (3) 適合性説明 (4) 設備等 (4) 設備等 (2) 欠全設計方針 (3) 適合性説明 (4) 認知 (4) 設備等 (4) 認知 (5) 読得 (7) 許能 (7) 許認 (8) 許能 (9) 許能 (9) 許認 (9) 許認 (9) 読む (9) 許認 (9) 読む (10) 読む (11) 読む | |
| (3) 適合性説明 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料1)外部火災影響評価について 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添1)設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (外部火災影響評価について) 3. 運用,手順能力説明 (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. において,設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則 の追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 2. において,設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明 る。 3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 4. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| 1.3 気象等 1.4 設備等 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料1)外部火災影響評価について 3. 運用,手順能力説明 (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて <td></td> | |
| 1.4 設備等 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料1)外部火災影響評価について 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 3. 運用,手順能力説明 (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 3. 技術的能力説明資料 (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 3. 技術的能力説明資料 (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(別添2) (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 1. において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 1. において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則 の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力 3. したおいて,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明 3. 2. において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明 る。 2. において, 説計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備又は運用等について説明 っ。 3. において,追加要求事項に適合するための設備では運用について説明 な。 3. において,追加要求事項に適合するための設備取け手順等) を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料1)外部火災影響評価について 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. 大部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. において,設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明 る。 3. において、違加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 4. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| (別添資料1)外部火災影響評価について (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて < <l< td=""><td>1.4 設備等</td></l<> | 1.4 設備等 |
| (別添資料1)外部火災影響評価について (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明する。 3. において,設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明する。 3. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| (外部火災影響評価について) 3. 運用,手順能力説明 (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. 概要 > (別添う料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. 概要 > (別添う)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 2. 概要 > (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(の) (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(の) (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(の) (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(の) (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(の) (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセス(の) (別振道理) (1. において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに,それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。 (2. において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備又は運用等について説明する。 (1. において,追加要求事項に適合するための設備又は運用等について説明する。 (1. において,追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽出し,必要となる運用対策等を整理する。 (1. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため (1. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため (1. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため (1. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため (1. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため (1. において, 森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため (1. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため (1. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定 | |
| 3. 運用,手順能力説明 (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 4. 現場確認プロセス (別添済)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 4. 現場確認プロセス (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 4. において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 2. において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明する。 3. において,追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| (別添資料2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (別添2)外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 4. 現場確認プロセス (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて < | |
| 4. 現場確認プロセス (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて 4. 現場確認プロセス (別添3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて < 概 要 > < 2 概 要 > 1. において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 2. において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための提供又は運用について説明 る。 3. において,追加要求事項に適合するための投術的能力(手順等)を 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4. において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| (別添資料3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて (例添3)森林火災評価に係る植生確認プロセスについて (例添3)森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うた (別添3)森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うた | |
| < 概 要 > <概 要> < 概 要 > < 概 要> 1.において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する対策電所3号炉における適合性を示す。 2.において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明する。 2.において,追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し,必要となる運用対策等を整理する。 4.において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため <td></td> | |
| において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するための2備又は運用について説明する。 において,追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため において,森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | (別称3) 緑林火灰評価に係る他生確認ノロセスについて |
| において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 において,設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための提供には運用について説明する。 において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | <概 要> |
| 追加要求事項を明確にするとともに、それら要求に対する女川原子力 発電所2号炉における適合性を示す。 の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所 3号炉における適合性を示す。 において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するための設備又は運用について説明する。 において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、違加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| めに必要となる機能を達成するための設備又は運用について説明す ために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。 こおいて、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、違加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、違加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を において、違加要求事項に適合するための技術的能力(手順等) と加出し、必要となる運用対策等を整理する。 において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所 |
| る。 する。 3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 4.において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため 4.において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため | |
| 抽出し、必要となる運用対策等を整理する。を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。4.において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため4.において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うた | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 沿宪电所35% DB基準適合性 比較衣 | 緑字:記載表現,設備名称の相違(| 実質的な相違なし) |
|--|---|------------------|-----------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 基本方針 1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について,設置許可基準規則第 6条及び技術基準規則第7条において,追加要求事項を明確化する (表 1)。 | 基本方針 1.1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について,設置許可基準規則第 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

| 5条 : | | | の防止(外部火災) | | | | |
|-------------------------|--|---|---|--------------|-------------------|-----------------|--|
| | 女 | ;川原子力発電 | 『所2号炉 | | 泊発電所3号炉 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | z ant la strate | |
| <u> </u> | | | | | 川第6条及び技術基準規則第7多 | ▶ 要求爭項 | |
| | 項 項 | K I | 項 | 設置許可基準規則 | 技術基準規則 | 1111 - 12 | |
| | 神 | | ₩ ~ | 第6条(外部からの衝撃こ | 第7条(外部からの衝撃こよる損傷の | 備考 | |
| | 要 表 | ζ | BX T | よる損傷の防止) | 防止) | | |
| 備考 | 追加要求 事 項 追加要求事項 追加要求事項 | | 迺 志 授 子 子 | 安全施設は、想定され | 設計基準対象施設が想定され | 追加要求 | |
| 10.000 | | 2 | 迎 | る自然現象(地震及び | る自然現象(地震及び津波を | 事項 | |
| | 除諸ら | 1 | 他に車祝もかい。な | 津波を除く。次項にお | 除く。)によりその安全性を | | |
| | 法防害 | | そ場しのよれがな業一の合われなる。 | いて同じ。)が発生し | 損なうおそれがある場合は、 | | |
| | 達乱が | | 路る載心にわな損額 | た場合においても安全 | 防護措置,基礎地盤の改良そ | | |
| | 気合なり | : | 、がを地牧指示性皆一道を招居者ないを置 | 機能を損なわないもの | の他の適切な措置を講じなけ | | |
| | 農場し | | 道因物動に対抗全対 | でなければならない。 | ればならない。 | | |
| G | 戦る諸 | ľ | 、る 習 叉 も 全 ブ の 筆 一 登 要 険 ひ の 也 か ぎ 切 ー | 2 重要安全施設は、 | | 追加要求 | |
| 出 | 康心置 | | 所あい地を安置銀の | 当該重要安全施設に大 | | 事項 | |
| 6 | 設計基準効素値認が想定される自然現象(地震及び準波を除く。)によりその安全性を損なりおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなけた信ならない。 | | (2) 2) 圏辺掘退区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他 値の外部からの資整が発生するおそれがある要因がある場合に って、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車 一両、船舶又は航空線の事故その他の敷地及び敷地圏辺の状況 から地在される事象であって人遂によるもの(被流によるも のを除く。)により発酵用原子炉施設の安全性が描かわれない こう、防護増置その他の適切な指置を詳じなければならない。 3) 航空線の壁塔により発酵用原子炉施設の安全性を描ない。 3) 航空線の壁塔により発酵用原子炉施設の安全性を描ない。 14ればならない。 | きな影響を及ぼすおそ | | | |
| 西 | 自我切 | | いそ発他 満施 皆 見 そ 一 い お m の ら 調 置 子 の | れがあると想定される | | | |
| N | る 2 通 | | 始お嫌の人が対眼層 | 自然現象により当該重 | | | |
| 년 노 | を増他 | | るす又敢っ原動電纜 | 要安全施設に作用する | | | |
| 業 | 定後の | | 接名いので 電のの 防 生 次 事 み 用 の 家 防 し | 衝撃及び設計基準事故 | | | |
| る。 | がお良る | | 観話る際象発の上す | 時に生ずる応力を適切 | | | |
| 2 | 調力政 | | 蘇灌が雪車りを歇伯。 | に考慮したものでなけ | | | |
| 1 | ま そ 留 | | 返のこさんが普摩るな」は食材があった。 | ればならない。 | | | |
| AN A | | | 話も所又をつ讃物あら | 3 安全施設は、工場 | 2 周辺監視区域に隣接する | 追加要求 | |
| 纹何曲串热则 鎖7条(外封 | 運輸試 | | 12.紙事船関係 空にざる。 四か業船店く防留がお | 等内又はその周辺にお | 地域に事業所、鉄道、道路そ | 事項 | |
| | 「討っ"、い | | 2 の 国気を行うした。 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | いて想定される発電用 | の他の外部からの衝撃が発生 | | |
| | | | このは両がのようおけ | 原子炉施設の安全性を | するおそれがある要因がある | | |
| 192 | 戦 (地震及び海 が発生した場 っないもの かな | 「自衡心」 | い着っった | 損なわせる原因となる | 場合には、事業所における火 | | |
| 4 | も ち む | 「るる切」 | こ生でちよ | おそれがある事象であ | 災又は爆発事故、危険物を搭 | | |
| むち | 震生も 服 | を用る | 辺全豪都で | って人為によるもの | 載した車両、船舶又は航空機 | | |
| 酒 | 戦策に、機 | 夏とちょう。 | 肉のあった。 | (故意によるものを除 | の事故その他の敷地及び敷地 | | |
| も相 | 像 わ 安 | (と設るが | 子設あるい | く。)に対して安全機 | 周辺の状況から想定される事 | | |
| 2 | 続じ診 要 | る話すら | に施がよな | 能を損なわないもので | 象であって人為によるもの | | |
| 10 | 自同者 該 | が安にするする | 抗子を意なり称れいれ | なければならない。 | (故意によるものを除く。) | | |
| 制 | にいる。 | 「れ要時社」 | 等原お故損 | | により発電用原子炉施設の安 | | |
| ≣ | 12 名数 12 | お夜事なるそ重おけ | 工電なり船 | | 全性が損なわれないよう、防 | | |
| 思われ | 思東安小腿 | す当準心 | む 発 と も 燃 | | 護措置その他の適切な措置を | | |
| 里が | 気をしたる | 及よ計らばの基の | 設で東と安へ。 | | 講じなければならない。 | | |
| 設置許回基準規則施で発行で | 蔵くいが弦 | るに設た | 通ぎるにてな | | 3 航空機の墜落により発電 | | |
| 許多 | 安全施設は、想定される自然事象、地震及び薄波を除く。次頃において同じ。)が第生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない、ものでなければならない、当該重要安全施設に大き2 重要安全施設に、当該重要安全施設に大き | な野華シアルになった。 な野華を及ぼすおそれがあると想定される自 然現象により当該重要安全施設に作用する資 輸及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に 者慮したものでなければならない、 | 3 安全施設は、工場等内又はその圏辺におい た地定される発電用原子伊施駅の安全性を損 なわせる原因となるおそれがある事象であっ た人為によるもの(被意によるものを除く。) に対して安全機能を損なわないものでなけれ ばならない。 | | 用原子炉施設の安全性を損な | | |
| 設造 | 安波合ける | こな然撃者 月 1 で 道 | るてなてたば | | うおそれがある場合は、防護 | | |
| | | | | | 措置その他の適切な措置を講 | | |
| | | | | | じなければならない。 | | |
| | | | | 1 | | | |
| | | | | | | | |

| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
|-------------------------------|---|------------|
| 1.2. 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) | 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等含む) | |
| (1) 位置,構造及び設備 | (1) 位置,構造及び設備 | |
| | 五 原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備 | 記載方針の相違 |
| ロ 発電用原子炉施設の一般構造 | ロ 原子炉施設の一般構造 | |
| (3) その他の主要な構造 | (3) その他の主要な構造 | |
| | (i)本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以 | 記載方針の相違 |
| | 下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 | |
| | a. 設計基準対象施設 | |
| (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 | (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 | |
| 安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、 | 安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台 | |
| 凍結,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学的事象, | 風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影 | |
| 森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその | 響,生物学的事象,森林火災及び高潮の自然現象(地震及 | |
| 組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす | び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合におい | |
| 環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において | て、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果と | |
| も安全機能を損なわない設計とする。 | して施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なう | |
| | ことのない設計とする。 | |
| なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地 | なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に | 設計方針の相違 |
| 滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 | ついては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 | ・泊は立地的要因によ |
| 上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、 | 上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏ま | り地滑りを考慮する |
| 当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定さ | え、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがある | |
| れる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計 | と想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する | |
| 基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時 | 衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの甲里根係及び計算の時になったまでして、適切に知り合わせ | |
| 間的変化を考慮して適切に組み合わせる。 | の因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせ | |
| また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定さ | る。 また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想 | |
| れる飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火 | また,安主旭設は,光電所敷地又はての同辺において恋 定される飛来物(航空機落下),ダムの崩壊,爆発,近隣 | |
| 災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設 | 上される飛来初(航空機器下), ラムの崩壊, 爆光, 近隣 工場等の火災, 有毒ガス, 船舶の衝突又は電磁的障害の原 | |
| の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人 | 工場等の穴炎、有毎次へ、船舶の個矢文は電磁的障害の原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事 | |
| 為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損 | 象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に | |
| なわない設計とする。 | 対して安全機能を損なうことのない設計とする。 | |
| なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象 | なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為 | |
| のうち、飛来物(航空機落下)については、確率的要因により | 事象のうち、飛来物(航空機落下)については、確率的要 | |
| 設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立 | 因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊に | |
| 地的要因により考慮する必要はない。 | ついては、立地的要因により考慮する必要はない。 | |
| | | |
| 自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発 | 自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される | |
| 電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある | 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事 | |
| 事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)の組合 | 象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)の組 | |
| せについては、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積 | 合せについては、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降 | |
| 雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災等を考慮する。 | 水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林 | 設計方針の相違 |
| 事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重 | 火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較 | ・泊は立地的要因によ |
| 畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの | して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せ | り地滑りを考慮する |
| 影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。 | を特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわな | |
| | い設計とする。 | |
| | | |
| | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | |
|--|--|---|-------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺に | ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周 | | |
| おいて想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因 | 辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原 | | |
| となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意による | 因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意 | | |
| ものを除く。)に対して,安全施設が安全機能を損なわないため | によるものを除く。)に対して、安全施設が安全機能を損 | | |
| に必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備 | なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重 | | |
| を含む。)への措置を含める。 | 大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。 | | |
| (a−9)外部火災(森林火災,爆発及び近隣工場等の火災) | (a-10)外部火災(森林火災,爆発及び近隣工場等の火災) | | |
| 安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災 | 安全施設は、想定される外部火災において、最も厳し | | |
| が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 | い火災が発生した場合においても安全機能を損なうこと | | |
| 【別添資料1(1~2)】 | のない設計とする。 | | |
| | 【別添 1(1~2)】 | | |
| 想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の | 想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周 | | |
| 植生を確認し,作成した植生データ等を基に求めた <mark>最大火線強</mark> | 辺の植生を確認し,作成した植生データ等を基に求めた 火 | 10 m | 設計方針の相違 |
| 度(4,428㎏/m)から算出される防火帯(約 20m)を敷地内に設 | 線強度から算出される防火帯 (20m)を敷地内に設ける。た | | ・評価の結果、泊では |
| ける。 | だし、ササ草原かつ斜面に面し火線強度があがりやすい敷 | ±1 | 地域特性上一部の火線 |
| | 地北部の防火帯の一部は約55mにわたって46m, 風上に針葉 | 通 | 魚度が極端に高くなる |
| | 樹を擁し火線強度があがりやすい敷地東部の防火帯の一部 | | ことから、地点に応じ |
| | は約400mにわたって25mの防火帯幅を確保すること等により | 7 | て防火帯幅を設定して |
| | 安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 | v | いる。 |
| 防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃 | 防火帯は延焼防止効果を損なうことのない設計とし、防火帯 | | |
| 物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 | に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 | | |
| 【別添資料1(2.1.3.2)】 | 【別添1(2.1.3.2)】 | | |
| また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射強度 | また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射 | | |
| の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安 | 強度の影響を考慮した場合においても離隔距離の確保等に | | |
| 全施設の安全機能を損なわない設計とする。 | より安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| 【別添資料 1(2.1.3.3)】 | 【別添1(2.1.3.3)】 | | |
| 発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安 | 発電所敷地又はその周辺で想定される原子炉施設の安全 | | |
| 全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に | 性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為 | | |
| よるもの(故意によるものを除く。)として、想定される近隣の | によるもの(故意によるものを除く。)として、想定され | | |
| 産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全 | る近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確 | | |
| 施設の安全機能を損なわない設計とする。 | 保等により安全施設の安全機能を損なうことのない設計と | āt | 記載方針の相違 |
| 【別添資料1(2.2)】 | する。 | | ・泊は「等」に建屋に |
| | 【別添1(2.2)】 | L. L | よる防護も含めてい |
| | | 2 | 5. |
| また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等 | また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施 | | |
| の火災及び航空機墜落による火災については,離隔距離を確保 | 設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距 | | |
| すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要 | 離の確保等により安全施設の安全機能を損なうことのない | a contraction of the second | 記載方針の相違 |
| な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせること | 設計とする。 | | ・泊は「等」に代替設 |
| で、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 | | 6 | 備の確保も含めてい |
| | | 2 | 5. |
| | | | |
| | | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | |
|--|---|------------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| 外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温 | 外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設 | |
| 度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわな | の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を | |
| い設計とする。 | 損なうことのない設計とする。 | |
| 【別添資料 1(2.2.2.5~2.3)】 | 【別添1(2.2.2.5~2.3)】 | |
| | | |
| また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによ | また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガス | |
| る影響については、換気空調系等に適切な防護対策を講じるこ | による影響については、換気空調設備等に適切な防護対策 | 記載表現の相違 |
| とで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 | を講じることで安全施設の安全機能を損なうことのない設 | |
| 【別添資料1(2.4)】 | 計とする。 | |
| | 【別添1(2.4)】 | |
| | | |
| (2) 安全設計方針 | (2) 安全設計方針 | |
| | 1. 安全設計 | 記載方針の相違 |
| 8.9 外部火災防護に関する基本方針 | 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 | THE DAY & LOUIS |
| 1.8.9.1 設計方針 | 1.8.10.1 設計方針 | |
| 安全施設が外部火災(火災・爆発(森林火災、近隣工場等の | | |
| 安主旭設が外部へ次(パル・爆発(林林八ル,虹姆工場等の 火災・爆発,航空機墜落火災等))に対して,発電用原子炉施設 | 安主池蔵が外部バル(バル・爆発(林林八次,近隣工場等の穴 災・爆発、航空機墜落火災等))に対して、原子炉施設の安全性 | |
| の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生し | を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合にお | |
| | | |
| た場合においても必要な安全機能を損なわないよう、防火帯の | いても必要な安全機能を損なうことのないよう、防火帯の設置、 | the stand of the stand |
| 設置,離隔距離の確保,建屋による防護,代替手段等によって, | 離隔距離の確保、建屋による防護、代替設備の確保等によって、 | 記載表現の相違 |
| 安全機能を損なわない設計とする。 | 安全機能を損なうことのない設計とする。 | |
| 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認 | 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する | |
| する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2 | 必要がある施設を,安全重要度分類のクラス1,クラス2及びク | |
| 及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 | ラス3に属する構築物,系統及び機器とする。 | |
| 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認す | 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する | |
| る必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、防火帯の | 必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、防火帯の設 | |
| 設置,離隔距離の確保,建屋による防護等により安全機能を損 | 置,離隔距離の確保,建屋による防護等により安全機能を損なう | |
| なわない設計とする。 | ことのない設計とする。 | |
| 【別添資料1(1.1~1.2)】 | 【別添1(1.1~1.2)】 | |
| | | |
| 想定する外部火災として,森林火災,近隣の産業施設の火災・ | 想定する外部火災として、森林火災、近隣の産業施設の火災・ | |
| 爆発,発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航 | 爆発,発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空 | |
| 空機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を | 機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を第 | |
| 第1.8.9-1 表に示す。 | 1.8.10.1表に示す。 | |
| 【別添資料1(1.1~1.2)】 | 【別添1(1.1~1.2)】 | |
| | | |
| また,想定される火災及び爆発の二次的影響(ばい煙等)に | また、想定される火災及び爆発の二次的影響(ばい煙等)に対 | |
| 対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 | して、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | |
| 【別添資料1(1.1~1.2)】 | 【別添1(1.1~1.2)】 | |
| | | |
| (1) 評価対象施設 | (1)評価対象施設 | |
| 外部事象防護対象施設のうち,屋内施設は内包する建屋により | 外部事象防護対象施設のうち,屋内施設は内包する建屋により | |
| 防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外施設並びに外部 | 防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外施設並びに外部 | |
| 火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器に分類し、抽出 | 火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器に分類し、抽出 | |
| する。 | する。 | |
| / werg | / | * |
| | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 練子 : 記載衣現, 設備名称の相選(美質日 | 的な相違なし) |
|--|-------------------------------|-------------------------------|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 上記に含まれない構築物、系統及び機器は、原則として、防火 | 上記に含まれない構築物,系統及び機器は,原則として,防火 | | |
| 帯により防護し、外部火災により損傷した場合であっても、代替 | 帯により防護し、外部火災により損傷した場合であっても、代替 | | |
| 手段があること等により安全機能は損なわれない。 | 手段があること等により安全機能は損なわれない。 | | |
| 評価対象施設を第1.8.9-2表に示す。 | 評価対象施設を第1.8.10.2表に示す。 | | |
| | | | |
| a. 外部火災の直接的な影響を受ける評価対象施設 | a. 外部火災の直接的な影響を受ける評価対象施設 | | |
| 外部事象防護対象施設等のうち、評価対象施設を以下のとお | 外部事象防護対象施設等のうち、評価対象施設を以下のとお | | |
| り抽出する。 | り抽出する。 | | |
| (a) 屋内の評価対象施設 | (a) 屋内の評価対象施設 | | |
| 屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により | 屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により | | |
| 防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。 | 防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。ただ | 設計力 | 方針の相違 |
| | し、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプについ | · 泊0 | の原子炉補機冷却 |
| | ては,循環水ポンプ建屋内に収納されており,直接火災の影 | 海水ズ | ポンプは建屋内に |
| | 響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却 | 収納行 | されているが周囲 |
| | 機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポ | 空気 | によるポンプへの |
| | ンプが取り込む冷却空気を評価対象とする。 | 影響者 | を確認するため。 |
| i)原子炉建屋 | i)原子炉建屋 | | |
| ii)タービン建屋 | ii) 原子炉補助建屋 | 設計プ | 方針の相違 |
| iii)制御建屋 | iii)ディーゼル発電機建屋 | ・プラ | ラント設計の違い |
| | iv)循環水ポンプ建屋 | による | る対象設備の相違 |
| | v)原子炉補機冷却海水ポンプ | | |
| | | | |
| (b) 屋外の評価対象施設 | (b) 屋外の評価対象施設 | | |
| 屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。 | 屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。 | | |
| i) 排気筒 | i)排気筒 | 20.01 | head on hearth |
| i) 復水貯蔵タンク :::) 原ス伝体(()) () () () () () () () () () () () () | | | 方針の相違 ラント設計の違い |
| iii) 原子炉補機冷却海水ポンプ(高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプを含む。) | | | る対象設備の相違 |
| iv)高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ | | | これ家設備の相違 には屋外に同様の |
| IV) 同生か心ヘノレイ 補機市 知時ホホヘトレーノ 評価対象施設のうち、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ス | | | には量外に回線の |
| 計画対象地設のりら、両圧が心ヘクレイ補機市が進水ポペトレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全 | | nz mi | (1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1. |
| 後能を損なわない設計であることを確認する。 | | | |
| 1度配と1度な42ない1度印 くめることと理論のする。 | | | |
| b. 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設 | b. 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設 | | |
| 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設を以下のとおり | 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設を以下のとおり | | |
| 抽出する。 | 抽出する。 | 設計 | 方針の相違 |
| (a) 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ | (a) ディーゼル発電機 | | ラント設計の違い |
| ル発電機を含む。) | | | る対象設備の相違 |
| (b) 換気空調系 | (b) 換気空調系統 | 記載 | 表現の相違 |
| (c) 安全保護系 | (c) 安全保護系 | | |
| | (d) 制御用空気圧縮設備 | 設計力 | 方針の相違 |
| (d) 原子 炉補機冷却海水ポンプ | (e) 原子炉補機冷却海水ポンプ | • 書呼6 | 価対象施設の相違 |
| | (f) 主蒸気逃がし弁, 排気筒等 | 設計力 | 方針の相違 |
| | | • 清平6 | 価対象施設の相違 |
| | | | |
| | | | |

| | 稼子: 記載表現, 設備名称の相違(美) | service incention |
|--|---|---|
| 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| | 設 | 計方針の相違 |
| | | プラント設計の違い |
| | | よる対象設備の相違 |
| | (| (泊には屋外に同様の |
| | 設 | (備は無い) |
| (2) 森林火災 | | |
| 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発 | | |
| 電所周辺の植生及び過去10年間の気象条件を調査し,発電所 | | |
| から直線距離10kmの間に発火点を設定し,森林火災シミュレ | | |
| ーション解析コード(以下「FARSITE」という。)を | | |
| 用いて影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段 | | |
| として防火帯を設け、火炎が防火帯外縁に到達するまでの時 | | |
| 間、評価対象施設への熱影響及び危険距離を評価し、必要な | | |
| 防火帯幅,評価対象施設との離隔距離を確保すること等によ | | |
| り、評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とす | | |
| る。 | | |
| | | |
| a. 森林火災の想定 | | |
| (a) 森林火災における各樹種の可燃物量は, 北海道から入 | 設 | 計方針の相違 |
| 手した森林簿データと現地調査等により得られた樹種を | | 地域特性による相違 |
| 踏まえて補正した植生を用いる。また、林齢は、樹種を | | |
| 踏まえて地面草地の可燃物量が多くなるように保守的に | | |
| 設定する。 | | |
| (b) 気象条件は発電所で観測した過去10年間の気象データ | 設 | 計方針の相違 |
| を調査し、 <mark>北海道</mark> における森林火災の発生頻度が年間を | | 泊は気象データの精 |
| 通じて比較的高い月の最小湿度,最高気温及び最大風速 | 度 | を上げるため、森林 |
| の組合せとする。 | 火 | 災の発火点に最も近 |
| | L. | 発電所構内の気象デ |
| | | タを使用している。 |
| (c) 風向については,最大風速記録時における風向及び | | |
| 最多風向の出現回数を調査し、森林火災の発生件数及び | 記 | 日載表現の相違 |
| 森林と発電所の位置関係を考慮して、卓越風向を設定す | 記 | 記載表現の相違 |
| S . | | |
| (d) 発火点については、防火帯幅の設定及び熱影響評価に | | |
| 際し、FARSITEより出力される最大火線強度及び | | |
| 反応強度を用いて実施するため、発電所から直線距離 | | |
| 10kmの間で風向及び人為的行為を考慮し、2地点を設定 | 設 | 計方針の相違 |
| する。 | | 卓越風向,居住地区 |
| (d-1) 人為的行為を考慮し,火を扱う可能性がある箇所で, | 及 | び道路沿い等の地域 |
| 火災の発生頻度が高いと想定される居住地区、道路沿い等 | | 性の差異による想定 |
| を選定する。 | | る発火点の相違。 |
| (d-2) 風向は卓越風向(東,北西)とし,火災規模に対する | 設 | 計方針の相違 |
| | | 地域特性による相違 |
| Sound A. Constanting a second of A mark and the Second Second and Second and Second A. (2010). | | |
| (i)発電所周辺のうち、卓越風向の東方向の風に | 設 | 計方針の相違 |
| | | 地域特性による相違 |
| | (2) 森林火災 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発 電所周辺の植生及び過去10年間の気象条件を調査し、発電所 から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレ ーション解析コード(以下「FARSITE」という。)を 用いて影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段 として防火帯を設け、火炎が防火帯外線に到達するまでの時 間,評価対象施設への熱影響及び危険距離を評価し、必要な 防火帯幅,評価対象施設との離隔距離を確保すること等によ り,評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とす る。 a.森林火災の想定 (a) 森林火災における各樹種の可燃物量は、北海道から入 手した森林薄データと現地調査等により得られた樹種を 踏まえて地面 草地の可燃物量が多くなるように保守的に 設定する。 (b) 気象条件は発電所で観測した過去10年間の気象データ を調査し、北海道における森林火災の発生頻度が年間を 通じて比較的高い月の最小湿度,最高気温及び最大風速 の組合せとする。 (c) 風向については、最大風速記録時における風向及び 最多風向の出現回数を調査し、森林火災の発生解数及び 森林と発電所の位置関係を考慮して、卓越風向を設定す る。 (d) 発火点については、防火帯幅の設定及び熱影響評価に 際し、FARSITEより出力される最大火線強度及び 成応強度を用いて実施するため、発電所から直線距離 10kmの間で風向及び人為的行為を考慮し、2地点を設定 する。 (d) 乳化点にひいては忠想におん湯低手術のに直線距離 10kmの間で風向及び人為的行為を考慮し、2地点を設定 する。 (d) 風向は卓越風向(東、北西)とし、火災規模に対する 風向の影響を考慮し、発火点は泊発電所の風上を選定する。 | (2) 森林大災 「原子力発電所の外部大災影響評価ガイド」を参照し、発 額所成辺の植生及び過去に9年間の気象条件を調査し、発地所 から直線距離100kmの間に差火点を設定し、森林火災シミュレ ーション解析コード(以下)FARSITED」という。)を 用いて影響評価と実施し、森林火災の建地を防ぐための手段 として防火帯を設け、火炎が防火帯外後に到達するまでの時 問、評価対象施設との期間期型を確保すること等により り、評価対象施設との期間期型を確保すること等により り、評価対象施設との期間期型を確保すること等により り、評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とす る。 a. 森林大災の思想 (a) 森林火災における各体観の可然物量は、北海道から人 手した森林湾データと現地理要等により得られた機械を 踏まえて地面に見他生を用いる。また、林純は、機械を 踏まえて地面に見他生を用いる。また、林純は、機械を 踏まえて地面を認らした過去10年間の気象データ を調査し、北海道にはおける各体がの現在支援が時間を 通じて比較的高い月の最小型度、最高気温及び最大風速 の組合せとする。 (c) 風向については、最大風速記時味における風向及び 最多風病の山間辺間を確認し、森林火災の発生性な及び 森林木足電預所の位置関係を増進し、森林県没の経生性な及び 森林本足電筋の位置関係を増進し、森林県の役生性な及び 森林と電電所の位置関係を増進し、泉雄風向を設定す る。 (d) 悪たんについては、最大風速記時味における風向及び 最多風病の山間辺間を確認とし、森林火災の発生性な及び 森林本足電筋の位置関係を増進し、泉雄風的で設定がある箇所で い災の空を増進し、泉地点を設定する。 (d) 悪んはについては、見大風速における風水災の発生性など する。 (e) 国内にな見思の「使用」大変投の常能がある箇所で い災災空産生態度」の高いと考測でする 風向の影響を考慮し、発火風機に対する 風向の影響を考慮し、発火気は治発電所の風上を選定する。 (f)発電所間辺のうち、成婚風のの低低の見を、或者別の風に |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| <i>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)</i> | | |
|---|--|------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| を想定し、小屋取地区漁港沿いの荒地(発電所敷地から | 想定し,道路脇畑(発電所敷地から約2.5kmの | 設計方針の相違 |
| 約 900m の距離)を「発火点1」として設定する。 | 距離)を「発火点1」として設定する。 | ・地域特性による相違 |
| ii)発電所周辺のうち、卓越風向である南南西方向の風に | (ii)発電所周辺のうち,卓越風向の <u>北西方向</u> の風 | |
| よる延焼を考慮し、道路沿いでの人為的行為を想定し、 | による延焼を考慮し、居住地区及び道路沿いで | |
| 発電所に近い県道沿い(発電所敷地から約 1,200m の距 | の人為的行為を考慮し、集落端と森林の境界部 | |
| | | |
| 離) を「発火点 2-1」として設定する。 | を(発電所から約1kmの距離)を「発火点2」 | |
| | として設定する。 | |
| | 【別添 1(2.1.2)】 | |
| iii)発電所周辺のうち,卓越風向である南南西方向の風に | | 設計方針の相違 |
| よる延焼を考慮し、居住地区及び田が存在する地区での | | ・地域特性による相違 |
| 人為的行為を想定し,鮫浦地区の田(発電所敷地から約 | | |
| 2,600mの距離)に,発火点 2-1 より遠方となる「発火点 | | |
| 2-2」として設定する。 | | |
| iv)発電所周辺のうち、卓越風向である西北西方向の風に | | |
| よる延焼を考慮し、発電所周辺の道路沿いでの人為的行 | | |
| 為を想定し、発電所に近い荒地(発電所敷地から約 | | |
| | | |
| 1,100mの距離)に「発火点3」として設定する。 | | |
| 【別添資料 1(2.1.2)】 | | |
| | | |
| (e) 森林火災の発火時刻については、日照による草地及び樹木 | (e) 森林火災の発火時刻については,日照による草地及 | |
| の乾燥に伴い,火線強度が変化することから,これらを考慮 | び樹木の乾燥に伴い,火線強度が変化することから,こ | |
| して火線強度が最大となる時刻を設定する。 | れらを考慮して火線強度が最大となる発火時刻を設定す | 記載表現の相違 |
| 【別添資料 1(2.1.2)】 | る。 | |
| | 【別添1(2.1.2)】 | |
| | | |
| b. 評価対象範囲 | b. 評価対象範囲 | |
| 発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし,評価対象範囲は | 発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし、植生、地形 | 設計方針の相違 |
| 東側が海岸という発電所周辺の地形を考慮し、女川原子力発電 | 等の評価対象範囲は発火点の距離に余裕をみて南北13km, | ・地域特性による相違 |
| 所から東に4km, 西に 12km, 南に 12km, 北に 12km の範囲を対 | 東西13kmの範囲を対象に評価を行う。 | |
| 象に評価を行う。 | 【別添1(2.1.2)】 | |
| 【別添資料 1(2.1.2)】 | | |
| []]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]] | | |
| · 公西兰··································· | | |
| c. 必要データ(FARSITE 入力条件) | c. 必要データ(FARSITE入力条件) | |
| (a) 地形データ | (a) 地形データ | |
| 現地状況をできるだけ模擬するため,発電所周辺の土地の | 現地状況をできるだけ模擬するため, 発電所周辺の土地 | |
| 標高,地形等のデータについては,公開情報の中でも高い空 | の標高,地形等のデータについては,公開情報の中でも高 | |
| 間解像度である 10m メッシュの「基盤地図情報数値標高モデ | い空間解像度である10mメッシュの「基盤地図情報 数値標 | |
| ル」(国土地理院データ)を用いる。 | 高モデル」(国土地理院データ)を用いる。 | |
| (b) 土地利用データ | (b) 土地利用データ | |
| 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用 | 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建 | |
| 地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い | 物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中 | |
| | | |
| 空間解像度である 100m メッシュの「国土数値情報土地利用細 ハイルシー」(国土充活化データ) 5 円いる | でも高い空間解像度である100mメッシュの「国土数値情 親上地利用細公コンシュレ(国土英语栄売 | |
| 分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。 | 報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用い ニ | |
| | る。 | |
| | | |
| | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 緑字:記載表現,設備名称の相違(| 、実質的な相違なし) |
|--|---|------------------|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| (c) 植生データ | (c) 植生データ | | |
| 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関 | 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況 | | |
| する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体 (宮城県) | に関する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体 | | 設計方針の相違 |
| 及び東北森林管理局より入手する。 | (北海道)より入手する。森林簿の情報を用いて、土地 | | ・地域特性による相違 |
| 森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域 | 利用データにおける森林領域を樹種・林齢によりさらに | | |
| を樹種・林齢によりさらに細分化する。 | 細分化する。 | | |
| 発電所構内及び発電所周辺の植生データについては、現地 | 発電所構内及び周辺の植生データについては、現地 | | 記載表現の相違 |
| 調査し, FARSITE 入力データとしての妥当性を確認の上植生 | 調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認の上植 | | |
| 区分を設定する。 | 生区分を設定する。 | | |
| 【別添資料 1(2.1.2)】 | 【別添1(2.1.2)】 | | |
| (d) 気象データ | (d) 気象データ | | |
| 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、「石巻 | 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため, | | 設計方針の相違 |
| 特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年 | 発電所内の気象観測設備の過去10年間の気象データにお | | ・泊は評価対象範囲に |
| 間の気象データにおける宮城県で発生した森林火災の実績を | ける 北海道で発生した森林火災の実績より、比較的発生 | | 近い発電所内の気象デ |
| 考慮し、比較的発生頻度が高い3月~5月の気象条件(最多 | 頻度が高い4月から6月の気象条件(最多風向,最大風 | | ータを使用しているこ |
| 風向,最大風速,最高気温及び最小湿度)の最も厳しい条件 | 速,最高気温及び最小湿度)の最も厳しい条件を用い | | とによる相違及び地域 |
| を用いる。 | る。 | | 特性による相違。 |
| 【別添資料 1(2.1.2)】 | 【別添1(2.1.2)】 | | 記載表現の相違 |
| d. 延焼速度及び火線強度の算出 | d. 延焼速度及び火線強度の算出 | | |
| ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて延焼速 | ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて延 | | |
| 度(0.49m/s(発火点1))や火線強度(4,428kW/m(発火点1)) | 燒速度(3.11m/s(発火点2))や火線強度(114,908kW/m | | 設計方針の相違 |
| を算出する。 | (発火点2))を算出する。 | | ・地域特性の違いによる解析結果の相違 |
| e. 火炎到達時間による消火活動 | e. 火炎到達時間による消火活動 | | る 種類結果の 相連 |
| 延焼速度より、発火点から火炎が防火帯に到達するまでの火 | 延焼速度より,発火点から火炎が防火帯に到達するまで | | |
| 炎到達時間(約1.8時間(発火点3))を算出する。 | の火炎到達時間(約52分(発火点2))を算出する。 | | 設計方針の相違 |
| 森林火災が防火帯に到達する時間までの間に女川原子力発電 | 森林火災が防火帯に到達する時間までの間に泊発電所に | | ・地域特性の違いによ |
| 所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動 | 常駐している <mark>初期消火要員</mark> による防火帯付近の予防散水活 | | る解析結果の相違 |
| (飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であり、防 | 動(飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であ | | 体制の相違 |
| 火帯をより有効に機能させる。 | り、防火帯をより有効に機能させる。 | | ・泊は自衛消防隊のう |
| また、万が一の飛び火等による火炎の延焼を確認した場合に | また、万が一の飛び火等による火炎の延焼を確認した場 | | ち常駐している初期消 |
| は、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、評価対象施 | 合には、初期消火要員による初期消火活動を行うことで、 | | 火要員により消火活動 |
| 設の安全機能を損なわない設計とする。 | 評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | を実施 |
| 【別添資料1(2.1.3.1)】 | 【別添1(2.1.3.1)】 | | |
| なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到 | なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯 | | |
| 達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延 | に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構 | | |
| 焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。 | 内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行 | | |
| 【別添資料 1(2.1.3.1)】 | j. | | |
| | 【別添1(2.1.3.1)】 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | 1 |

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 伯光电闭 3 5 於 DD 基中國百任 比較表 | 緑字:記載表現,設備名称の相違 | (実質的な相違なし) |
|--|--|-----------------|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 女川原子力発電所2号炉 f.防火帯幅の設定 FARSITE から出力される最大火線強度(4,428kW/m(発火点1))により算出される防火帯幅19.7mに対し、約20mの防火帯幅を確保することにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 設置する防火帯について、第1.8.9-1図に示す。 【別添資料1(2.1.3.2)】 | 泊発電所3号炉 f.防火帯幅の設定 FARSITEから出力される各地点における最大火線 強度により算出される防火帯幅約7~45.3mに対し、20m、 25m、46mの防火帯幅を確保することにより安全施設の安全 機能を損なうことのない設計とする。防火帯幅の算出に当 たっては、風上に樹木が無い場合の火線強度と最小防火帯 幅の関係を用いる。 防火帯は延焼防止効果を損なうことのない設計とし、防 火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限と する。 樹木が無い領域及び設置する防火帯を第1.8.10.1図に示 | | 差異理由 設計方針の相違 ・評価の結果,泊では 地域特性上一部の大線 強度が極端に高くなる ことから,地点に応じ て防火帯幅を設定して いる。 設計方針の相違 |
| (別祢資料1(2.1.3.2)] g. 評価対象施設への熱影響 森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価 を実施し,離隔距離の確保,建屋による防護により,評価対象 施設の安全機能を損なわない設計とする。なお,影響評価に用 いる火炎輻射強度は,FARSITE から出力される反応強度から求 める。 | す。 【別添1(2.1.3.2)】 g.評価対象施設への熱影響 森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設へ の影響評価を実施し,離隔距離の確保,建屋による 防護により,評価対象施設の安全機能を損なうこと のない設計とする。なお,影響評価に用いる火炎輻 射強度は,FARSITE から出力される反応強度から求 | | ・泊は地域特性上一部 の大線強度が極端に高 くなることから,防火 帯の外側に樹木が無い 領域を設定している。 |
| (a) 火災の想定 i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあると仮定し,離隔距離は最短距離とする。 ii) 森林火災の火炎は,円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし,燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。 | め、その値に対して安全側に余容を考慮する。 (a) 火災の想定 (i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあると仮定し、離隔距離は最短距離とする。 (ii) 森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし、燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。 | | 設計方針の相違 ・泊は感度解析にて日 照による影響を含め火 炎幅射強度を設定して いる。 |
| (b)原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋への熱影響 火炎輻射発散度477kW/m ² (火炎輻射強度477kW/m ²)となる 「発火点1」に基づき算出する、防火帯の外縁(火炎側)か ら最も近くに位置する原子炉建屋(垂直外壁面及び天井スラ ブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表 面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコ ンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃ 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度 上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設 の安全機能を損なわない設計とする。 | (b)建屋への熱影響 火炎輻射発散度843kW/m ² (火炎輻射強度 843kW/m ²)となる「発火点1」を安全側に余裕を考 慮した1200kW/m ² に基づき算出する,防火帯の外縁 (火炎側)から最も近くに位置する原子炉建屋(垂 直外壁面及び天井スラブから選定した,火災の輻射 に対して最も厳しい箇所)の表面温度を,火災時に おける短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート 圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以 下 ⁽¹⁶⁾ とし,かつ換気空調設備等による除熱により 建屋内の温度上昇を抑制することで,当該建屋内の 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのな い設計とする。 | | 設計方針の相違 ・泊の評価は火災源に 対して最短距離の施設 を代表としていること による相違,地域特性 及び日照影響の感度解 析を踏まえた保守的な 火炎輻射強度を設定し ていることによる相 違。 記載表現の相違 |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | |
|---|---|---|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| (c) 排気筒への熱影響 火炎輻射発散度 367kW/m²(火炎輻射強度 408kW/m²)となる 「発火点 2-1」に基づき算出する排気筒の温度を,鋼材の強 度が維持される温度である 325℃以下とすることで,排気筒 の安全機能を損なわない設計とする。 (d) 復水貯蔵タンクへの熱影響 火炎輻射発散度 408kW/m² (火炎輻射強度 408kW/m²) となる 「発火点 2-1」に基づき算出する復水貯蔵タンクの温度を, 復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水貯蔵タンクの温度を, 復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水貯蔵タンクの安 全機能を損なわない設計とする。 | (c) 排気筒への熱影響 火炎輻射発散度977kW/m²(火炎輻射強度 977kW/m²)となる「発火点2」を安全側に余裕を考 慮した1200kW/m²に基づき算出する排気筒の温度 を,鋼材の強度が維持される温度である325℃以下 とすることで,排気筒の安全機能を損なうことのない設計とする。 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・地域特性及び火炎幅 射発散度に対する保守 性の考慮の相違。 設計方針の相違 ・ブラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| (e)原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 火炎輻射発散度 408kW/m [°] (火炎輻射強度 408kW/m [°])となる 「発火点 2-1」に基づき算出する原子炉補機冷却海水ポンプ への冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度で ある 40℃以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な 温度である 55℃以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポン プの安全機能を損なわない設計とする。 | (d)原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 火炎輻射発散度977kW/m ² (火炎輻射強度977kW/m ²)となる 「発火点2」を安全側に余裕を考慮した1200kW/m ² に基づ き算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度 を,下部軸受の機能維持に必要な温度である80.9℃以下と することで,原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損な うことのない設計とする。 | | 設計方針の相違 ・地域特性及び火炎幅 射発散度に対する保守 性の考慮の相違 |
| (f)高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 火炎輻射発散度408kW/m ² (火炎輻射強度408kW/m ²)となる 「発火点 2-1」に基づき算出する高圧炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の 機能維持に必要な温度である55℃以下とすることで、高圧炉 心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計 とする。 【別添資料1(2.1.3.3)】 | 【別添1(2.1.3.3)】 | | 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| h. 評価対象施設の危険距離の確保 森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離に ついて評価を実施し,防火帯の外縁(火炎側)からの離隔距離 を最大の火炎輻射強度に基づき算出する危険距離以上確保する ことにより,評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | h. 評価対象施設の危険距離の確保 森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の 危険距離について評価を実施し,防火帯の外縁(火 炎側)からの離隔距離を最大の火炎輻射強度を安全 側に余裕を考慮した数値に基づき算出する危険距離 以上確保することにより,評価対象施設の安全機能 を損なうことのない設計とする | | 設計方針の相違 ・ 火炎輻射発散度に対 する保守性の考慮の相 違 |
| (a)原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋の危険距離の確保 火炎輻射発散度477kW/m ² (火炎輻射強度477kW/m ²)となる 「発火点1」に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置 される防火帯の外縁(火炎側)からの離隔距離を危険距離以 上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度 上昇を抑制することにより、各建屋及び当該建屋内の外部事 象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | (a) 建屋の危険距離の確保 火炎輻射発散度 843kW/m ² (火炎輻射強度 843kW/m ²)となる「発火点1」を安全側に余裕を考 慮した 1200kW/m ² に基づき危険距離を算出し,発電 所周囲に設置される防火帯の外縁(火災側)から各 建屋までの離隔距離を危険距離以上確保し,かつ換 気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を | | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違及び火炎輻 射発散度に対する保守 性の考慮の相違 記載表現の相違 |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 伯光电/J35// DD 盔牛過百任 比較衣 | 緑字:記載表現,設備名称の相違 | (実質的な相違なし) |
|---|--|---|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| | 抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対 象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| (b) 排気筒,復水貯蔵タンク,原子炉補機冷却海水ポンプ及び 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの危険距離の確保 排気筒が火炎輻射発散度367kW/m2(火炎輻射強度 408kW/m ²),復水貯蔵タンク,原子炉補機冷却海水ポンプ及び 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが火炎輻射発散度 408kW/m ² (火炎輻射強度408kW/m ²)となる「発火点2-1」に基 づき危険距離を算出し,発電所周囲に設置される防火帯の外 縁(火炎側)からの離隔距離を危険距離以上確保することに より,安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.1.3.3)】 | (b) 排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプの危険 距離の確保 排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが火炎輻 射発散度977kW/m ² (火炎輻射強度977kW/m ²)となる 「発火点2」を安全側に余裕を考慮した1200kW/m ² に基づき危険距離を算出し,発電所周囲に設置され る防火帯の外縁(火災側)からの離隔距離を危険距離 以上確保することにより,安全機能を損なうこと のない設計とする。 【別添1(2.1.3.3)】 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・泊は屋外に同様の施 設は無い事による相 違,地域特性及び大炎 輻射発散度に対する保 守性の考慮の相違 |
| (3)近隣産業施設の火災・爆発 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所 敷地外 10km以内の産業施設を抽出した上で発電所との離隔距離 を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるおそれの ある危険物貯蔵施設等を選定し、危険物貯蔵施設等の燃料量と評 価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災 を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への熟影響評価を 行い、離隔距離の確保等により、評価対象施設の安全機能を損な わない設計とする。 | (3) 近隣産業施設の火災・爆発 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電 所敷地外 10km 以内の産業施設を抽出した上で発電所との離隔 距離を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるお それのある危険物貯蔵施設等を選定し、危険物貯蔵施設等の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大 となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設の 索影響評価を行い、離隔距離の確保等により、評価対象施設の 安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| a. 石油コンビナート施設等の影響 発電所敷地外 10km以内の範囲において,石油コンビナート施 設を調査した結果,当該施設は存在しないことを確認している。 なお,発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約 40km の塩釜地区及び仙台地区である。 【別添資料 1(2.2.2)】 | a. 石油コンビナート施設等の影響 発電所敷地外 10km 以内の範囲において,石油コンビナート施設を調査した結果,当該施設は存在しない事を確認している。なお,発電所に最も近い石油コンビナート地区は北東約 70km の石狩地区である。 【別添 1(2.2.2)】 | | 設計方針の相違 ・地域特性による石油 コンビナート地区の相 違 |
| b. 危険物貯蔵施設等の影響 (a) 火災の影響 発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し,離隔距離の確保,建屋による防護により,評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 発電所敷地外 10km 以内のうち,発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設を第1.8.9-2 図に示す。 【別添資料 1(2.2.2.2)】 | b. 危険物貯蔵施設等の影響 (a)火災の影響 発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し,離隔距離の確保,建屋による防護により,評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【別添1(2.2.2.2)】 | | 記載方針の相違 ・ 泊はまとめ資料の添 付にて記載 |
| | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

| 6条 | 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | WY1 . IEW X 92, IX M-1 11/2 1 | 大員日がお日本はしり |
|----|---|---|---|---|
| | 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| | i)火災の想定 ・危険物貯蔵施設の貯蔵量は、危険物を満載した状態とする。 ・離隔距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設の位置から評価対象施設までの直線距離とする。 ・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 ・気象条件は無風状態とする。 | (i) 火災の想定 ・危険物貯蔵施設の貯蔵量は,危険物を満載した状態とする。 ・離隔距離は,評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設の位置から評価対象施設までの直線距離とする。 ・火災は円筒火炎をモデルとし,火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 ・気象条件は無風状態とする。 | | |
| | ii) 評価対象範囲 評価対象は,発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設及 び高圧ガス貯蔵施設とする。 【別添資料 1(2.2.2.2)】 | (ii) 評価対象範囲 評価対象は,発電所敷地外10km以内の危険物貯 蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設とする。 【別添1(2.2.2.2)】 | | |
| | iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対 し、危険物貯蔵施設から各建屋までの離隔距離を必要とさ れる危険距離(48m)以上確保し、かつ換気空調系等による 除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該 建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設 計とする。 | (iii) 評価対象施設への熱影響 ・建屋への熱影響 地定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し,危険物貯蔵施設から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(74m)以上確保し,かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより,当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 記載表現の相違 |
| | ・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離(47m)以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 | ・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の 影響に対し、危険物貯蔵施設から排気筒までの離 隔距離を必要とされる危険距離(53m)以上確保す ることにより、排気筒の安全機能を損なうことの ない設計とする。 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| | ・復水貯蔵タンクへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を 必要とされる危険距離(18m)以上確保することにより、復 水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| | ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対 し、危険物貯蔵施設から原子炉補機冷却海水ポンプまでの 離隔距離を必要とされる危険距離(99m)以上確保すること により、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわな い設計とする。 | 原子炉補機冷却海水ポンプへの熟影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の 影響に対し、危険物貯蔵施設から原子炉補機冷却 海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距 離(109m)以上確保することにより、原子炉補機 冷却海水ポンプの安全機能を損なうことのない設 計とする。 | | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |

| 「6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 林子, 記載表先, 設備石材の石運(| |
|--|--|--------------------|------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 | | | 設計方針の相違 |
| 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対 | | | ・プラント設計の違い |
| し、危険物貯蔵施設から高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポ | | | による対象設備の相違 |
| ンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離(65m)以上確 | | | (泊には屋外に同様の |
| 保することにより、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ | | | 設備は無い) |
| の安全機能を損なわない設計とする。 | | | |
| 【別添資料1(2.2.2.2)】 | | | |
| | | | |
| (b) ガス爆発の影響 | (b)ガス爆発の影響 | | |
| 発電所敷地外 10km 以内の高圧ガス貯蔵施設の爆発によ | 発電所敷地外 10km 以内の高圧ガス貯蔵施設の爆発によ | | |
| る直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実 | る直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実 | | |
| 施し、離隔距離の確保により安全機能を損なわない設計と | 施し、離隔距離の確保により安全機能を損なうことのない | | |
| する。 | 設計とする。 | | |
| 【別添資料 1(2.2.2.2)】 | 【別添1(2.2.2.2)】 | | |
| | | | |
| i)爆発の想定 | (i)爆発の想定 | | |
| ・高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発とする。 | ・高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発とする。 | | |
| ・気象条件は無風状態とする。 | ・気象条件は無風状態とする。 | | |
| ii)評価対象範囲 | (ii)評価対象範囲 | | |
| 評価対象は,発電所敷地外 10km 以内の高圧ガス貯蔵施設 | 評価対象は,発電所敷地外 10km 以内の高圧ガ | | |
| とする。 | ス貯蔵施設とする。 | | |
| iii)評価対象施設への影響 | (iii)評価対象施設への影響 | | |
| 想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による爆風圧の | 想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発によ | | |
| 影響に対し、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設まで | る爆風圧の影響に対し、高圧ガス貯蔵施設から | | |
| の離隔距離を必要とされる危険限界距離(70m)以上確保す | 原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険 | | 設計方針の相違 |
| ることにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計 | 限界距離(87m)以上確保することにより,評価 | | ・地域特性による評価 |
| とする。 | 対象施設の安全機能を損なうことのない設計と | | 結果の相違 |
| 【別添資料 1(2.2.2.2)】 | する。 | | |
| •••••••••••• | 【別添1(2.2.2.2)】 | | |
| また、想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による飛 | また,想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆 | | |
| 来物の影響については、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子 | 発による飛来物の影響については、高圧ガス貯 | | |
| 炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセス | 蔵施設から原子炉施設までの離隔距離を、容器 | | 記載方針の相違 |
| メント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の | の破裂による破片の飛散範囲の妥当性が確認さ | | ・泊は注釈による表記 |
| 最大飛散距離(322m)以上確保することにより、評価対象 | れた方法 (17) により算出される最大飛散範囲 | | 設計方針の相違 |
| 施設の安全機能を損なわない設計とする。 | (1,217m) 以上確保することにより,評価対象 | | ・地域特性による評価 |
| 【別添資料 1(2. 2. 2. 2)】 | 施設の安全機能を損なうことのない設計とす | | 結果の相違 |
| | а. С. | | |
| | 【別添1(2.2.2.2)】 | | |
| | | | |
| c. 燃料輸送車両の影響 | c. 燃料輸送車両の影響 | | |
| (a) 火災の影響 | (a)火災の影響 | | |
| 発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の火災による直 | 発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の火災による | | |
| 接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、 | 直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施 | | |
| 離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の | し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象 | | |
| 安全機能を損なわない設計とする。 | 施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| 【別添資料1(2.2.2.3)】 | 【別添1(2.2.2.3)】 | | |
| Manager 1. 1 (at at at 0.) | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 96条 | 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 称于:記載衣兒,設備名称の相違 | (天員中)は作用連ばし/ |
|-----|---|---|---|--|
| | 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| | i)火災の想定 ・最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。 ・燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 ・燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 ・輸送燃料はガソリンとする。 ・発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。 ・気象条件は無風状態とする。 ・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の 3倍とする。 | (i) 火災の想定 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 輸送燃料はガソリンとする。 発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。 気象条件は無風状態とする。 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 | | |
| | ii)評価対象範囲 評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】 | (ii) 評価対象範囲 評価対象は,最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添1(2.2.2.3)】 | | |
| | iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各建屋までの離隔距離を必要とされ る危険距離(21m)以上確保し、かつ換気空調系等による除 熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建 屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計 とする。 ・排気筒への熱影響 | (iii) 評価対象施設への熱影響 ・建屋への熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(23m)以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 ・排気筒への熱影響 | 先行審査知見の反映 | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 記載表現の相違 |
| | 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対 し,燃料輸送車両から排気筒までの離隔距離を必要とされ る危険距離(8m)以上確保することにより,排気筒の安全 機能を損なわない設計とする。 | 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対 し、燃料輸送車両から排気筒までの離隔距離を必要とさ れる危険距離(10m)以上確保することにより,排気筒の 安全機能を損なうことのない設計とする。 | ・ 女川まとめ資料の記載を確認した結果, 記載内容の充 実化が必要と判断したため, 当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| | ・復水貯蔵タンクへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から復水貯蔵タンクまでの確隔距離を必要とされる危険距離(15m)以上確保することにより、復水 貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| | ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対 し、燃料輸送車両から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離 隔距離を必要とされる危険距離(16m)以上確保することに より、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない 設計とする。 | ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対 し,燃料輸送車両から原子炉補機冷却海水ポンプまでの 離隔距離を必要とされる危険距離(21m)以上確保するこ とにより,原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損な うことのない設計とする。 【別添1(2.2.2.3)】 | | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |

| 6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 称于, 記載表先, 設備名称の相連 | (天員日前は1日年はじ) |
|--|---|--|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポン プまでの離隔距離を必要とされる危険距離(11m)以上確保 することにより、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの 安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】 | | | 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| (b) ガス爆発の影響 発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の爆発による直接 的な影響を受ける,評価対象施設への影響評価を実施し,離 隔距離の確保により,評価対象施設の安全機能を損なわない 設計とする。 【別添資料 1(2.2.2.3)】 | (b)ガス爆発の影響 発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の爆発による直 接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、 離隔距離の確保により、評価対象施設の安全機能を損なう ことのない設計とする。 【別添1(2.2.2.3)】 | 先行審査知見の反映 ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 内容の充実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | |
| i)爆発の想定 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で爆発を起こすものとする。 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 輸送燃料は液化石油ガス(プロパン)とする。 発電所敷地境界の道路での高圧ガス漏えい,引火によるガス爆発を想定する。 気象条件は無風状態とする。 ii)評価対象範囲 評価対象は,最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】 | (i)爆発の想定 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で爆発を起こすものとする。 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 輸送燃料は液化石油ガス(プロパン)とする。 発電所敷地周辺道路での高圧ガス漏えい,引火によるガス爆発を想定する。 気象条件は無風状態とする。 (ii)評価対象範囲 評価対象は,最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添1(2.2.2.3)】 | | 設計方針の相違 ・ 泊は想定される輸送 ルート上で最も近い場 所での火災を想定 |
| iii)評価対象施設への影響 想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響 に対して,発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設まで の離隔距離を必要とされる危険限界距離(70m)以上確保す ることにより,評価対象施設の安全機能を損なわない設計 とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】 | (iii) 評価対象施設への影響 想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響に対して,発電所敷地周辺道路から原子炉施設までの離 隔距離を必要とされる危険限界距離(87m)以上確保することにより,評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| また,想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来物 の影響に対して,発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施 設までの離隔距離を,「石油コンビナートの防災アセスメン ト指針」等に基づき算出する容器破損時における破片の最 大飛散距離(332m)以上確保することにより,評価対象施 設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】 | また,想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来 物の影響に対して,発電所敷地周辺道路から原子炉施設ま での離隔距離を,容器の破裂による破片の飛散範囲の妥当 性が確認された方法 ⁽¹⁷⁾ により算出される最大飛散距離 (1217m)以上確保することにより,評価対象施設の安全機 能を損なうことのない設計とする。 【別添1(2.2.2.3)】 | | 記載方針の相違 ・ 泊は注釈による表記 設計方針の相違 ・ 地域特性による評価 結果の相違 |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 祢子 :記載表現,設備名称の相選 | (美質的な相選なし) |
|--|--|--|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 女川原子力発電所2号炉 d. 漂流船舶の火災 (a) 火災の影響 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外で発生する漂流船舶を選定し、船舶の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.4)】 i) 火災の想定 · 発電所前面の海域には主要航路がなく 20kn 以上離れていることから、発電所内の港湾施設に入港可能な最大規模の船舶が火災を起こした場合を想定する。 · 発電所前面の海域には主要航路がなく 20kn 以上離れていることから、発電所内の港湾施設に入港可能な最大規模の船舶が火災を起こした場合を想定する。 · 発電所前面の海域には主要航路がなく 20kn 以上離れていることから、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶を想定する。 · パ素船舶は燃料を満載した状態を想定する。 · 漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。 · 漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。 · 漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。 · パ気は円筒火炎をまデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 · 久気は円筒火炎をまデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 · 久気は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 · 気象条件は無風状態とする。 · 気象条件は無風状態とする。 · 別添資料1(2.2.2.4) · 読船舶は発電所港湾内に入港する船舶の中で最大規模となる船舶を評価対象とする。 【別添資料1(2.2.2.4) | は主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主 | 先行審査知見の反映 ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 内容の充実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 <u>進而【基準津波審査の反映】</u> (左記の 岐線部分 は、基準津波審査結果を受けて反映のため) | 設計方針の相違 ・地域特性による相違 |
| iii)評価対象施設への熱影響 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響 想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(110m)以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 排気筒への熱影響 想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離(20m)以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 | (iii)評価対象施設への熱影響 ・建屋への熱影響 想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し, 燃料輸送船から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(90m)以上確保し,かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより,当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 ・排気筒への熱影響 想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し, 燃料輸送船から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離(29m)以上確保することにより,排気筒の安全機能を損なうこと機能を損なうことのない設計とする。 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 記載表現の相違 、地域特性による評価 結果の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |

| 第6条 | 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 減子: 記載表現, 設備名称の相遅 | (天員町)は11)連はし/ |
|-----|---|---|--|---|
| | 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| | ・復水貯蔵タンクへの熱影響 想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し, 燃料輸送船から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を必要と される危険距離(109m)以上確保することにより,復水 貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・ブラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| | ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し, 燃料輸送船から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距 離を必要とされる危険距離(55m)以上確保することによ り,原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない 設計とする。 ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプを 都定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し, 燃料輸送船から高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプま での離隔距離を必要とされる危険距離(31m)以上確保す ることにより,高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの 安全機能を損なわない設計とする。 | ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し, 燃料輸送船から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距 離を必要とされる危険距離(80m)以上確保することに より,原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なうこ とのない設計とする。 【別添1(2.2.2.4)】 | | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 設計方針の相違 ・ブラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| |)ガス爆発の影響 女川原子力発電所前面の海域には主要航路がなく 20km 以 上離れていることから、女川原子力発電所内の港湾施設には 液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周 辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の 安全機能が損なわれることはない。 | (b)ガス爆発の影響 泊発電所前面の海域には主要航路がなく約 30km 離れ ていることから,泊発電所内の港湾施設には液化石油ガ ス輸送船舶の入港は想定されないため,発電所周辺の海 域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安 全機能が損なわれることはない。 | 先行審査知見の反映 ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 内容の充実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・ 地域特性による相違 |
| (a | 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発) 火災の影響 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災による直 接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し,離 隔距離の確保,建屋による防護等により,評価対象施設の安 全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.5)】 | e.発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災・爆発 (a)火災の影響 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し,離隔距離の確保,建屋による防護等により,評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【別添1(2.2.2.5)】 | | 記載表現の相違 |
| | 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を第 1.8.9-3表,第1.8.9-4 図及び第1.8.9-5 図に示す。 i)火災の想定 ・危険物貯蔵施設等の貯蔵量は,危険物施設として許可さ れた貯蔵容量とする。 | 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を 第1.8.10.3表,第1.8.10.3図及び第1.8.10.4図に示す。 (i)火災の想定 ・危険物貯蔵施設等の貯蔵量は,危険物施設として許 可された貯蔵量以下で,管理上定められた上限値と する。 | | 運用の相違 ・泊は、タンク火災に よる熱影響軽減のため |
| | ・離隔距離は,評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設等の 位置から評価対象施設までの直線距離とする。 ・危険物貯蔵施設等の破損等による防油堤内又は設備本体 内での全面火災を想定する。 | ・離隔距離は,評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設 等の位置から評価対象施設までの直線距離とする。 ・危険物貯蔵施設等の破損等による防油堤内または設備本体内での全面火災を想定する。 | | は35%影響転載のため 補助ボイラー燃料タン ク 貯蔵量を許可された 値より低減した値で管 理している。 |

| 6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | 称于: 記載衣兒, 說 開名杯の相逢 | (美員町は相選はし) |
|--|--|---|--|-------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| ・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さ。 | は燃焼半径の | ・火災は円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半 | | |
| 3倍とする。 | | 径の3倍とする。 | | |
| ・気象条件は無風状態とする。 | | ・気象条件は無風状態とする。 | | |
| 変圧器の防火設備の消火機能等には期待し | cv. | ・変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。 | | |
| 【別添資料 | 1(2.2.2.5)] | 【別添1(2.2.2.5)】 | | |
| | | | | |
| ii)評価対象範囲 | | (ii)評 価対象 範囲 | | |
| 評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置す | る引火等のお | 評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置す | | |
| それのある危険物貯蔵施設等のうち,離隔距 | 雛や危険物貯 | る引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等の | | |
| 蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大き | くなると想定 | うち、離隔距離や危険物貯蔵量から原子炉施 | | |
| される1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タ | ンク,大容量 | 設への熱影響が大きくなると想定される 3 号 | | 設計方針の相違 |
| 電源装置,2号炉静止型原子炉再循環ポンプ。 | 用電源装置入 | 補助ボイラー燃料タンク,一体型である3号 | | ・泊は建屋等の配置 |
| 力変圧器,2号炉起動変圧器,2号炉所内変 | 王器,2号炉 | 主変圧器・所内変圧器を対象とする。 | | 上,最も容量が大き |
| 補助ボイラー用変圧器,3号炉主変圧器,3 | 号炉起動変圧 | 【別添1(2.2.2.5)】 | | く、距離が近い危険物 |
| 器、3号炉励磁電源変圧器とする。 | | | | 貯蔵施設等として,3号 |
| 【別添資料 | 1 (2. 2. 2. 5) | | | 機補助ボイラー燃料タ |
| | | | | ンクと3号主変圧器・ |
| なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等の | うち、屋内設 | なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等のう | | 所内変圧器を選定して |
| 置の設備,地下設置の設備,常時「空」で運 | 用する設備及 | ち,屋内設置の設備,地下設置の設備及び通常 | | いる。 |
| び火災源となる設備から評価対象施設を直接 | 臨まないもの | 時「空」で運用する設備に関しては評価対象外 | | 記載方針の相違 |
| に関しては評価対象外とする。 | | とする。 | | ・泊は資料間で統一を |
| 【別添資料 | 1(2.2.2.5) | 【別添1(2.2.2.5)】 | | 図っている。 |
| | | | | 設計方針の相違 |
| | | | | ・泊は位置関係によら |
| | | | | ず評価対象としている |
| また、危険物を内包する車両等は、軽油タ | | また,危険物を内包する車両等は,3号補助ボ | | |
| 蔵量が少なく、軽油タンクと発電用原子炉施 | | イラー燃料タンクに比べ貯蔵量が少なく、3号補 | | 設計方針の相違 |
| べ離隔距離が長いことから,評価対象とした) | 隆油タンク火 | 助ボイラー燃料タンクと原子炉施設の距離に比べ | | ・評価対象設備の相違 |
| 災の評価に包絡される。 | | 離隔距離が長いことから、評価対象とした3号補 | | |
| End Sci. 26e del | | 助ボイラー燃料タンク火災の評価に包絡される。 | | |
| 「別添資料」 | 1 (2. 2. 2. 5) | 【別添1(2.2.2.5)】 | | |
| iii) 評価対象施設への熱影響 | | (ⅲ)評価対象施設への熱影響 | | |
| (i) 原子炉建屋, タービン建屋及び制御建屋~ | の教験郷 | (血)計画対象/// の熱影響 i) 建屋への熱影響 | | 記載表現の相違 |
| ・1号炉軽油貯蔵タンク | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | ・3号補助ボイラー燃料タンク | | 設計方針の相違 |
| 1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発 | 生してから燃 | 3号補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生して | | ・立地条件による危険 |
| 料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度 | | <u>から燃料が燃</u> え尽きるまでの間,一定の輻射強度 | Venue Franke and a later of the second second second | 物貯蔵施設等の相違。 |
| 221W/m ² , タービン建屋: 802W/m ² , 制御建屋 | | (<u>3,450W/m²)</u> に対し、タンクとディーゼル発電機建屋と | 追而【アクセスルート審査の反映】 (左記の 破線部分 は、アクセスルート審査査結果を受けて評価を実施) | ・泊の評価は火災源に |
| 各建屋外壁が昇温されるものとして算出す | | の間に防護手段として設ける耐火性(断熱性)を有した | (生記の「収納部の」は、アクセスルード番組且和末々文ので計画を実施) | 対して最短距離の施設 |
| 直外壁面及び天井スラブから選定した、火 | | 鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻射熱を防護 | | を代表として実施して |
| して最も厳しい箇所)の表面温度をコンク | | したうえで、ディーゼル発電機建屋(垂直外壁面及び天 | | おり、ここでは障壁を |
| 度が維持される保守的な温度である 200℃. | | 井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい | | 設けるディーゼル発電 |
| つ換気空調系等による除熱により建屋内の | | 箇所)の表面温度をコンクリート王縮強度が維持される | | 機建屋と障壁を設置し |
| 制することで、当該建屋内の外部事象防護 | | 保守的な温度である200℃以下 ⁽¹⁶⁾ とし、かつ換気空調設 | | ない建屋で最短距離の |
| 全機能を損なわない設計とする。 | | 備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制すること | | 原子炉建屋を記載。 |
| | | で,当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損 | | 記載表現の相違 |
| | | | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 禄子:記載表現,設備名称の相選 | 、夫員町14 印達はし/ |
|--|---|---|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| | <u>泊発電所3号炉</u> なうことのない設計とする。 また、障壁を設置しない火災源から最短距離の原子炉 建屋については、火災が発生してから燃料が燃え尽きる までの間、一定の輻射強度(2,208W/m ²)で原子炉建屋外 壁が昇温されるものとして算出する建屋(垂直外壁面及 び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳 しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持さ れる保守的な温度である200℃以下 ⁽¹⁰⁾ とし、かつ換気空 調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制する ことで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能 を損なうことのない設計とする。 | 追而【アクセスルート審査の反映】 (左記の) 岐線部分 は、アクセスルート審査査結果を受けて評価を実施) | 差異理由 設計方針の相違 ・立地条件による危険 物貯蔵施設等の相違 ・泊の評価は火災源に 対して最短距離の施設 を代表として実施して おり、ここでは障壁を 設けるディーゼル発電 機建屋と障壁を設置し ない建屋で最短距離の 原子炉建屋を記載。 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |
| ・大容量電源装置 大容量電源装置を対象に火災が発生してから燃料が燃 え尽きるまでの間,一定の輻射強度(原子炉建屋:9W/m ² , タービン建屋:7W/m ² ,制御建屋:7W/m ²)で各建屋外壁 が昇温されるものとして算出する各建屋(垂直外壁面及 び天井スラブから選定した,火災の輻射に対して最も厳 しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持さ れる保守的な温度である 200℃以下とし,かつ換気空調 系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制すること で,当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損 なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |
| ・2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器 2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(原子炉建屋:4,619W/m ²)で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして,算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した,火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし,かつ | | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |

第6条

| 冬 | 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 伯光电/J35// DD 盔中過百任 比較衣 | 緑字:記載表現,設備名称の相違 | (実質的な相違なし) |
|---|--|--|--|--|
| N | 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| | 換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制 することで,当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全 機能を損なわない設計とする。 | | | 273.67bi |
| | ・2号炉起動変圧器 2号炉起動変圧器を対象に火災が発生してから燃料が 燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(制御建屋: 222W/m ²)で制御建屋外壁が昇温されるものとして,算出 する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した,火 災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度をコンク リート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃ 以下とし,かつ換気空調系等による除熱により建屋内の 温度上昇を抑制することで,当該建屋内の外部事象防護 対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | ・3号主変圧器・所内変圧器 一体型である3号主変圧器・所内変圧器を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度 (414W/m ²)で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして,算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した,火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下 ⁽¹⁶⁾ とし,かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで,当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | 先行審査知見の反映 ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 内容の充実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・評価対象設備の違い による評価結果の相違 記載表現の相違 |
| | ・2号炉所内変圧器 2号炉所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が 燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(タービン建屋: 4,416W/m ²)でタービン建屋外壁が昇温されるものとし て,算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定 した,火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度 をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度であ る 200℃以下とし,かつ換気空調系等による除熱により 建屋内の温度上昇を抑制することで,当該建屋内の外部 事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |
| | ・2号炉補助ボイラー用変圧器 2号炉補助ボイラー用変圧器を対象に火災が発生して から燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(制御 建屋:1,385W/m ²)で制御建屋外壁が昇温されるものとし て,算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定 した,火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度 をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度であ る 200℃以下とし,かつ換気空調系等による除熱により 建屋内の温度上昇を抑制することで,当該建屋内の外部 事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |
| | ・3号炉主変圧器 3号炉主変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃 え尽きるまでの間,一定の輻射強度(原子炉建屋: 205W/m ² ,制御建屋:66W/m ²)で各建屋外壁が昇温される ものとして算出する各建屋(垂直外壁面及び天井スラブ から選定した,火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の 表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な 温度である 200℃以下とし,かつ換気空調系等による除 熱により建屋内の温度上昇を抑制することで,当該建屋 | | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |

(新日本) - 10 10-第6条

| 外部からの衝撃による損傷の防止(外部大災) | | 「旅子:記載表現,設備名称の相遇 | 墨(実質的な相違なし) |
|---|---|--|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計 とする。 | | | |
| ・3号炉励磁電源変圧器 3号炉励磁電源変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(原子炉建屋: 34W/n2)で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして,算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した, 火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度をコン クリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし,かつ換気空調系等による除熱により建屋 内の温度上昇を抑制することで,当該建屋内の外部事象 防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |
| (ii)排気筒への熱影響 ・3号炉軽油タンク 3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が 燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(233¥/m²)で鋼材 が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼 材の強度が維持される温度である 325℃以下とすること で,排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 | ii) 排気筒への熱影響 3号補助ボイラー燃料タンク 3号補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生して から燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度 (2208W/m²) ご綱材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで,排気筒の安全機能を損なうことのない設計とする。 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 追而【アクセスルート審査の反映】 (左記の) 破線部分 は、アクセスルート審査査結果を受けて評価を実施) | 設計方針の相違 ・評価対象設備の違い による評価結果の相違 |
| ・3号炉起動変圧器 3号炉起動変圧器を対象に火災が発生してから燃料が 燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(807%/㎡)で鋼材 が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼 材の強度が維持される温度である 325℃以下とすること で,排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 | ・3号主変圧器・所内変圧器 一体型である3号主変圧器・所内変圧器を対象に火災 が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射 強度(414W/m ²)で鋼材が昇温されるものとして算出する 排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで,排気筒の安全機能を損なうこと のない設計とする。 | 先行審査知見の反映 ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 内容の充実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・評価対象設備の違い による評価結果の相違 |
| (iii) 復水貯蔵タンクへの熱影響 ・3号炉軽油タンク 3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が 燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(330%/m²)で復水 貯蔵タンクが昇温されるものとして算出する温度を復水 貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高 使用温度である66℃以下とすることで,復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| (iv)原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 ・1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(225W/m²)で 原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるもの | iii)原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 ・補助ボイラー燃料タンク 補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度(851W/m²)で原 子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとし | 追而【アクセスルート審査の反映】 (左記の)破線部分 は、アクセスルート審査査結果を受けて評価を実施) | 設計方針の相違 ・評価対象設備の違い による評価結果の相違 |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部大災) | (天真町は和選なし) |
|---|------------|
| 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| として算出する冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持で算出する冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要 | 設計方針の相違 |
| に必要な温度である 40℃以下とすること及び下部軸受 な温度である80.9℃以下とすることで、原子炉補機冷却海 | ・ポンプ設計の相違 |
| の機能維持に必要な温度である 55℃以下とすることで、 水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。 | |
| 原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計 | |
| とする。 | |
| ・3号主変圧器・所内変圧器 先行審査知見の反映 | 設計方針の相違 |
| 一体型である3号主変圧器・所内変圧器を対象に ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 | ・評価対象設備の相違 |
| 火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定内容の充実化が必要と判断したため、当該記載を追記した。 | |
| の輻射強度(276W/m ²)で原子 炉補機 冷却海水ポンプ | |
| の冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気 | |
| の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である | |
| 80.9℃以下とすることで,原子炉補機冷却海水ポンプ | |
| の安全機能を損なうことのない設計とする。 | |
| 【別添1(2.2.2.5)】 | |
| (v) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 | 設計方針の相違 |
| 1号炉軽油貯蔵タンク | ・プラント設計の違い |
| 1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃 | による対象設備の相違 |
| 料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度(225W/m²)で | (泊には屋外に同様の |
| 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温 | 設備は無い) |
| されるものとして算出する冷却空気の温度を、上部軸受 | |
| 及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55℃以下 | |
| とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの | |
| 安全機能を損なわない設計とする。 | |
| 【別添資料 1(2.2.2.5)】 | |
| | |
| (b) ガス爆発の影響 (b) ガス爆発の影響 | |
| 女川原子力発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のある 泊発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のある設備を設 | |
| 設備を設置していないことから、ガス爆発によって評価対象 置していないことから、ガス爆発によって評価対象施設の安 | |
| 施設の安全機能が損なわれることはない。 全機能が損なわれることはない。 | |
| | |
| (4) 航空機墜落による火災 (4) 航空機墜落による火災 | |
| 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、航空機 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、航空機 | |
| 墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対 墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対 | |
| 象に、直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施象に、直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施 | |
| し、離隔距離の確保及び建屋による防護により、評価対象施設のし、離隔距離の確保及び建屋による防護により、評価対象施設の | |
| 安全機能を損なわない設計とする。 安全機能を損なうことのない設計とする。 | |
| また,航空機墜落による火災と発電所敷地内の危険物貯蔵施設また,航空機墜落による火災と発電所敷地内の危険物貯蔵施設 | |
| 等による火災の重畳を考慮する設計とする。 等による火災の重畳を考慮する設計とする。 | |
| 【別添資料1(2.3)】 【別添1(2.3)】 | |
| | |
| a. 対象航空機の選定方法 a. 対象航空機の選定方法 | |
| 航空機墜落確率評価においては、過去の日本国内における航航空機墜落確率評価においては、過去の日本国内におけ | |
| 空機落下事故の実績をもとに、落下事故を航空機の種類及び飛る航空機落下事故の実績をもとに、落下事故を航空機の種 | |
| 行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごとに墜落確率を 類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごと | |
| 求める。 | |
| ここで、落下事故の実績がないカテゴリの事故件数は保 | |

第6

| 6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 禄字:記載表現,設備名称の相選(| 夫頁的な相遥なし) |
|--|---|---------------------------|-------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| ここで、落下事故の実績がないカテゴリの事故件数は保守的 | 守的に0.5件として扱う。 | | |
| に 0.5 件として扱う。 | また、カテゴリごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊 | | |
| また、カテゴリごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊機又 | 機又は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ず | | |
| は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ずしも同一 | しも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によ | | |
| ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態 | って飛行形態が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空 | | |
| が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空機では火災影響は | 機では火災影響は評価対象航空機の燃料積載量に大きく依 | | |
| 評価対象航空機の燃料積載量に大きく依存すると考えられる。 | 存すると考えられる。 | | |
| これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリと対象航空機 | これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリと対象航 | | |
| を第1.8.9-4 表に示す。 | 空機を第1.8.10.4表に示す。 | | |
| 【別添資料1(2.3)】 | 【別添1(2.3)】 | | |
| | b. 航空機墜落による火災の想定 | | |
| b. 航空機墜落による火災の想定 | (a) 航空機は,発電所における航空機墜落評価の対象 | | |
| (a) 航空機は,発電所における航空機墜落評価の対象航空機の | 航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。 | | |
| うち燃料積載量が最大の機種とする。 | (b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 | | |
| (b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 | (c) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こる | | |
| (c) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想 | ことを想定する。 | | |
| 定する。 | (d) 気象条件は無風状態とする。 | | |
| (d) 気象条件は無風状態とする。 | (e) 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼 | | |
| (e) 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3 | 半径の3倍とする。 | | |
| 倍とする。 | 【別添1(2.3)】 | | |
| 【別添資料1(2.3)】 | | | |
| | c. 評価対象範囲 | | |
| c. 評価対象範囲 | 評価対象範囲は、発電所敷地内であって原子炉施設を中 | | |
| 評価対象範囲は、発電所敷地内であって発電用原子炉施設を | 心にして墜落確率が10 ⁻⁷ (回/炉・年)以上になる範囲の | | |
| 中心にして墜落確率が10-7(回/炉・年)以上になる範囲のうち | うち原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する | | |
| 発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する評 | 評価対象施設とする。 | | |
| 価対象施設とする。 | 【別添1(2.3)】 | | |
| 【別添資料1(2.3)】 | | | |
| a mer have to the latered and an adde to the test dater | d. 評価対象施設への熱影響 | | |
| d. 評価対象施設への熱影響 | (a)建屋への熱影響 | | 記載表現の相違 |
| (a) 原子炉建屋, タービン建屋及び制御建屋への熱影響 | 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災 | | |
| 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が | が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強 | | |
| 発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で の時が見またたますのトレーズ第世ナスタ建長(近点の時天正 | 度で外壁が昇温されるものとして算出する各建屋(垂直外 | | |
| 外壁が昇温されるものとして算出する各建屋(垂直外壁面及 び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい | 壁面及び天井スラブから選定した,火災の輻射に対して最 も厳しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持 | | |
| 箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守 | も厳しい箇所)の表面温度をコンラリート圧縮强度が維持 される保守的な温度である200℃以下 ⁽¹⁶⁾ とし、かつ換気空 | | 記載表現の相違 |
| 箇所)の表面温度をコンジリート圧縮強度が維持される味可 的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除 | 調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制するこ | | 正規ないたいアイロル生 |
| 熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の | 調設 開発による 家然により 建建 10 温度 上升を抑制する こ とで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損 | | |
| 外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | とて、当該建産1907印刷家の選지家施設の女主機能を頂 なうことのない設計とする。 | | |
| / ロアナットアルロスコントには、シスエルスにとした。ホイ・ホイ・取用とりつ。 | 各航空機の輻射強度を第1.8.10.4表に示す。 | | |
| 各航空機の輻射強度を第1.8.9-4表に示す。 | | | |
| | (b) 排気筒への熱影響 | 先行審査知見の反映 | |
| (b) 排気筒への熱影響 | 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災 | ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 | |
| 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が たり、これと##料が使う日本スオーズの明, 一方の類別が原づ | が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強 | 実化が必要と判断したため、当該記載を追記した。 | |
| 発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で | 度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の温度 | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | |
|--|--|--|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の温度を,鋼材 の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで,排 気筒の安全機能を損なわない設計とする。 | を,鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とする ことで,排気筒の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| (c) 復水貯蔵タンクへの熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火炎が 発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強度で 昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を,復 水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使 用温度である 66℃以下とすることで,復水貯蔵タンクの安全 機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| (d) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の 輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海 水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要 な温度である 40℃以下とすること及び下部軸受の機能維持 に必要な温度である 55℃以下とすることで、原子炉補機冷却 海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 | (c)原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災 が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間,一定の輻射強 度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポ ンプへの冷却空気の温度を,下部軸受の機能維持に必要な 温度である80.9℃以下とすることで,原子炉補機冷却海水 ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。 【別添1(2.3)】 | | 記載力針の相違 設計方針の相違 ・ポンプ設計の相違 |
| (e)高圧炉心スプレイ補機冷却海水ボンブへの熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の 輻射強度で昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下 部軸受の機能維持に必要な温度である55℃以下とすること で、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損な わない設計とする。 | | | 設計の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| e. 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳評価 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重畳評価を 実施した。重畳火災は,航空機墜落火災はF-15又はB747-400, 危険物貯蔵施設の火災は3号炉軽油タンク又は1号炉軽油貯蔵 タンクから評価対象に対して厳しい結果となるように選定し, 組み合わせた火災を想定して評価している。 | e.航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳評価 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重畳評価 を実施した。重畳火災は,厳しい結果となるように航空機墜 落火災はB747-400,危険物貯蔵施設の火災は3号補助ボイラ 一燃料タンクを選定し、組み合わせた火災を想定して評価し ている。 | | 設計方針の相違 ・泊の航空機落下評価 で最も厳しい結果とな るのはB747-400のた め,評価対象の航空機 が相違している。ま た,地域特性により危 険物貯蔵施設等も異な るため相違している。 |

第6

| 条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | (実質的な相違なし) |
|--|--|---|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| (a)原子炉建屋への熱影響 F-15の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | (a) 建屋への熱影響 B747-400の墜落火災と3号補助ボイラー燃料タンクの重 畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料 が燃え尽きるまでの間,時間変化する輻射強度に対し,デ ィーゼル発電機建屋に防護手段として設ける耐火性(断熱 性)を有した鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻 射熱を防護したうえで,ディーゼル発電機建屋(垂直外壁 面及び天井スラブから選定した,火災の輻射に対して最も 厳しい箇所)の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持さ れる保守的な温度である200℃以下⁽¹⁵⁾とし,かつ換気空調 設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制すること で,当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損な うことのない設計とする。 また,障壁を設置しない火災源から最短距離の原子炉建 屋については,火災が発生してから燃料が燃え尽きるまで の間,時間変化する輻射強度で原子炉建屋外壁が昇温され るものとして算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブか ら選定した,火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面 温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度で ある200℃以下⁽¹⁰⁾とし,かつ換気空調設備等による除熱に より建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外 部事象防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計と する。 | | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・評価対象施設の相違 及び対象建屋の相違。 泊の評価は火災源に対 して最短距離の施設を 代表として実施してお り、ここでは障壁を設置 けるディーゼル発電機 建屋と障壁を設置しな い建屋で最短距離の原 子炉建屋を評価する。 記載表現の相違 |
| (b) タービン建屋及び制御建屋への熱影響 F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (c) 排気筒への熱影響 F-15 の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない | (b) 排気筒への熱影響 B747-400の墜落火災と3号補助ボイラー燃料タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、時間変化する輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なうことのな | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・評価対象施設の相違 ・立地条件による想定 火災源の相違 記載表現の相違 |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 林子、記載表先,取圖石林的石運(| |
|--|---|------------------|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| (d) 復水貯蔵タンクへの熱影響 B747-400 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災 が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽 きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出 する復水貯蔵タンクの温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用 する復水補給水系の系統最高使用温度である 66℃以下とす ることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とす | | | 設計方針の相違 ・ブラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| る。 (e) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発 生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きる までの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算 出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上 部軸受の機能維持に必要な温度である 40℃以下とすること 及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55℃以下とす ることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわな い設計とする。 | (c) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 B747-400 の墜落火災と3号補助ボイラー燃料タンク の重畳火災が発生した場合を想定し,火災が発生して から燃料が燃え尽きるまでの間,時間変化する輻射強 度で原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温され るものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの 冷却空気の温度を,下部軸受けの機能維持に必要な温 度である80.9℃以下とすることで,原子炉補機冷却海 水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。 【別添1(2.3)】 | | 設計方針の相違 ・立地条件による想定 火災源の相違及びポン プ設計の相違 記載表現の相違 |
| (f)高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55℃以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 | | | 設計方針の相違 ・ブラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い) |
| (5)二次的影響(ばい煙等) 外部火災による二次的影響として,ばい煙等による影響を抽出し,外気を取り込む評価対象施設を抽出した上で,第1.8.9-5表の分類のとおり評価を行い,必要な場合は対策を実施することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】 | (5) 二次的影響(ばい煙等) 外部火災による二次的影響として,ばい煙等による影響を抽出し,外気を取り込む評価対象施設を抽出した上で, 第1.8.10.5表の分類のとおり評価を行い,必要な場合は対策を実施することで評価対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| a. 換気空調系 外気を取り込む空調系統として,原子炉建屋,原子炉補機エ リア,中央制御室,計測制御電源室の換気空調系がある。 | a. 換気空調系統 外気を取り込む空調系統として,安全補機開閉器室,中 央制御室,原子炉補助建屋,格納容器,試料採取室,制御 用空気圧縮機室,ディーゼル発電機室,電動補助給水ポン プ室,タービン動補助給水ポンプ室,主蒸気配管室の換気 空調系統がある。 これらの外気取入口には平型フィルタを設置することに | | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 |
| これらの外気取入口には、フィルタを設置することにより、 ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、粒径2μm以 | より,ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても,粒 径 5 μm以上の粒径のばい煙粒子については,平型フィル | | 記載表現の相違 設計方針の相違 |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 減子:記載衣現,設備名称の相選(実 | 員印がよ1日達はし/ |
|--------------------------------|-------------------------------|--|-------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 上の粒径のばい煙粒子については、フィルタにより侵入しにく | タにより侵入しにくい設計とすることにより、評価対象施 | | ・フィルタ仕様の相違 |
| い設計とすることにより、評価対象施設の安全機能を損なわな | 設の安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| い設計とする。 | なお、外気取入ダンパが設置されており閉回路循環運転 | | |
| なお、外気取入ダンパが設置されており事故時運転モードへ | が可能である中央制御室及び安全補機開閉器室の空調系統 | | 記載表現の相違 |
| の切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気 | については、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転を | ii a sha sha sha sha sha sha sha sha sha s | 受計方針の相違 |
| 取入ダンパを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行うこと | 行うことにより評価対象施設の安全機能を損なうことのな | | ・空調系統の相違 |
| により評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 | い設計とする。 | | 記載表現の相違 |
| | また、それ以外の換気空調系統については、空調ファン | | |
| また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止 | を停止し、外気取入れを遮断することで評価対象施設の安 | | 記載表現の相違 |
| し、外気取入れを遮断することで評価対象施設の安全機能を損 | 全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| なわない設計とする。 | 【別添1(2.4)】 | | |
| 【別添資料1(2.4)】 | | | |
| | b. 安全保護系 | | |
| b. 安全保護系 | 安全保護系計装盤が設置されている部屋は、安全補機 | | |
| 安全保護系設備は、安全保護系盤が中央制御室に設置してあ | 開閉器室空調装置にて空調管理されており、本空調系統 | Ĩ | 受計方針の相違 |
| る。中央制御室への外気取入経路には、フィルタを設置するこ | の外気取入口には平型フィルタを設置することにより、 | | ・安全保護系の設置場 |
| とにより、粒径2μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計と | 粒径 5 μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とす | B | 所の相違 |
| する。 | る。これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕獲可能 | 8 | 記載表現の相違 |
| | な粗フィルタを設置することにより、粒径5μm以下の | R | 役計方針の相違 |
| | ばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。 | | ・設置しているフィル |
| | フィルタにより侵入を阻止できなかったばい煙が侵入 | 3 | タの個数種類及び仕様 |
| フィルタにより侵入を阻止できなかったばい煙が侵入する可 | する可能性がある場合においても、外気取入ダンパを閉 | 0 | の相違 |
| 能性がある場合においても、空調ファンを停止すること等でば | 止し、閉回路循環運転を行うことによりばい煙の侵入を | 1 Alexandre and a second s | 運用の相違 |
| い煙の侵入を阻止することが可能である。 | 阻止することが可能である。 | | ・ばい煙の侵入を防止 |
| | この粗フィルタの設置により、極めて細かな粒子の | | する方法の相違 |
| また,安全保護系設備は粒径2μm以下のばい煙粒子に対し, | ばい煙が侵入した場合において,ばい煙の付着による | | 役計方針の相違 |
| 短絡が生じないようにすることにより、安全保護系の安全機能 | 短絡を発生させる可能性は小さいことにより、安全保 | | ・フィルタ仕様の相違 |
| を損なわない設計とする。 | 護系計装盤の安全機能を損なうことのない設計とす | | |
| 【別添資料1(2.4)】 | る。 | | |
| | 【別添1(2.4)】 | | |
| | c . ディーゼル発電機 | | |
| c. 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 | | | 受備名称の相違 |
| 電機を含む。) | ディーゼル発電機機関吸気系統の吸気消音器に付属する | | 役計方針の相違 |
| 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 | フィルタ(粒径120μm以上において約90%捕集)で比較的 | | ・設置しているフィル |
| 電機を含む。)の吸気系統に付属するフィルタを設置し、粒径2 | 大粒径のばい煙粒子が捕集され、フィルタを通過したばい | | タの仕様の相違及び泊 |
| μm 以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。フィルタを | 煙粒子(数μm~10μm程度)が過給機,空気冷却器に侵入 | | こは高圧炉心スプレイ |
| 通過したばい煙粒子(数μm~10数μm)が過給機,空気冷却 | するものの、機器の隙間は、ばい煙粒子に比べて十分大き | | 系ディーゼル発電機を |
| 器に侵入するものの、機器の隙間はばい煙粒子に比べて十分大 | く閉塞に至ることを防止することでディーゼル発電機の安 | | 没置していないことに |
| きく、閉塞に至ることを防止することで非常用ディーゼル発電 | 全機能を損なうことのない設計とする。 | | よる相違 |
| 機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の安全機能 | | | |
| を損なわない設計とする。 | また、ディーゼル発電機は建屋外部に開口部(排気 | | |
| また、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディー | ロ)を有しているが、排気によりばい煙を掃気するこ | | |
| ゼル発電機を含む。)は建屋外部に開口部(排気口)を有してい | とでディーゼル発電機の安全機能を損なうことのない | | |
| るが、排気によりばい煙を掃気することで非常用ディーゼル発 | 設計とする。 | | |
| 電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の安全機 | Real from the second second | | |
| 能を損なわない設計とする。 | 【別添1(2.4)】 | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 称子:記載衣現,設備名称の相選(美 | 「「「「「「「」」」「「」」「「」」」 |
|---|----------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 【別添資料1(2.4)】 | d. 原子炉補機冷却海水ポンプ | | |
| d. 原子炉補機冷却海水ポンプ | 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器 | | |
| 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器を電動機 | を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却 | | |
| 側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、 | する構造であり、外気を直接電動機の内部に取込まな | | |
| 外気を直接電動機の内部に取込まない全閉構造であることか | い全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部 | | |
| ら、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。 | に侵入することはない。 | | |
| | また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内 | | |
| また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内径に比べ | 径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより | | |
| て十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海 | 原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なうことの | | |
| 水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。 | ない設計とする。 | | |
| 【別添資料1(2.4)】 | 【別添1(2.4)】 | | |
| | | | |
| e. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ | | | 設計方針の相違 |
| e. 同圧炉心スノレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、外気を直接 | | | い 泊には同様の 施設は |
| 電動機内部に取り込まない外扇形の冷却方式の全閉構造であ | | | 無い |
| 電動級と印に取り込まないが弱かの市が方式の主新構造であり、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。 | | | |
| また、電動機軸受への侵入防止構造とすることにより高圧炉 | | | |
| 心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計と | | | |
| する。 | | | |
|) る。 【別添資料 1(2.4)】 | | | |
| | e. 主蒸気逃がし弁, 排気筒等 | | 設計方針の相違 |
| | 主蒸気逃がし弁は、建屋外部に排気管を有する設備であ | | ・評価対象設備の相違 |
| | るが、ばい煙が排気管内に侵入した場合でも、主蒸気逃が | | IT INTO A STATISTICS THE STATE |
| | し弁の吹出力が十分大きいため、微小なばい煙粒子は吹き | | |
| | 出されることにより主蒸気逃がし弁の安全機能を損なうこ | | |
| | とのない設計とする。 | | |
| | また、排気筒等については、主蒸気逃がし弁と同様に、 | | |
| | 建屋外部の配管にばい煙が侵入した場合でも、その動作時 | | |
| | には侵入したばい煙は吹き出されることにより排気筒等の | | |
| | 安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| | 【別添1(2.4)】 | | |
| | •••••••••••• | | |
| | f . 制御用空気圧縮設備 | Ĩ | 設計方針の相違 |
| | 制御用空気圧縮機が設置されている部屋は、制御 | | ・評価対象設備の相違 |
| | 用空気圧縮機室換気系統にて空調管理されており, | | |
| | 本空調系統の外気取入口には平型フィルタを設置す | | |
| | ることにより, 主として粒径5µm以上のばい煙粒 | | |
| | 子の侵入を防止している。 | | |
| | 従って、ばい煙が侵入した場合にも、ばい煙の付 | | |
| | 着により機器内の損傷を発生させる可能性は小さい | | |
| | ことにより制御用空気圧縮設備の安全機能を損なう | | |
| | ことのない設計とする。 | | |
| | 【別添1(2.4)】 | | |
| | | | |
| | | <u> </u> | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | |
|---|---|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| f. 火災時の有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響評価 | g. 火災時の有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響評 | |
| | 価 | |
| 有毒ガスの発生については、中央制御室換気空調系における | 有毒ガスの発生については、中央制御室換気空調系統に | |
| 外気取入遮断時の室内に滞在する人員の環境劣化防止のため、 | おける外気取入遮断時の室内に滞在する人員の環境劣化防 | |
| 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することによ | 止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施 | |
| り、居住空間へ影響を及ぼさない設計とする。 | することにより、居住空間へ影響を及ぼさない設計とす | |
| り, 冶正王同一影音を及ばさない 取用とする。 | | |
| なお、外気取入ダンパが設置されており事故時運転モードへ | る。 なお、外気取入ダンパが設置されており閉回路循環運転 | 記載表現の相違 |
| | | 設計方針の相違 |
| の切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気 | が可能である中央制御室及び安全補機開閉器室の換気空調 | ・空調系統の相違 |
| 取入ダンパを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行う。 | 系統については、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運 | |
| | 転を行う。 | 記載表現の相違 |
| また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止 | また、上記以外の換気空調系統については、空調ファン | 記載表現の相違 |
| し、外気取入れを遮断する。 | を停止し、外気取入れを遮断する。 | |
| 【別添資料1(2.4)】 | 【別添1(2.4)】 | |
| | | |
| 1.8.9.2 体制 | 1.8.10.2 体 制 | |
| 火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うた | 火災発生時の原子炉施設の保全のための活動を行うため、初 | 体制の相違 |
| め、通報連絡責任者、消火担当等が常駐するとともに、所員によ | 期消火要員が常駐するとともに、所員により編成する自衛消防組 | ・初期消火要員の中に |
| り編成する自衛消防組織を設置する。 | 織を設置する。。 | 通報責任者, 消火担当 |
| 自衛消防組織のための要員を, 第 1. 8. 9-6 表に示す。 | 自衛消防組織のための要員を, 第1.8.10.6表に示す。 | が含まれている。 |
| | | |
| 1.8.9.3 手順等 | 1.8.10.3 手順等 | |
| 外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯 | 外部火災における手順については、火災発生時の対応、防 | |
| の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実 | 火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を | |
| 施するための対策を火災防護計画に定める。 | 適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。 | |
| (1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火 | (1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法 | |
| 災防護計画に定め、実施する。 | を火災防護計画に定め、実施する。 | |
| (2)予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに | (2) 予防散水においては,手順を整備し,予防散水エリアご | |
| 使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指 | とに使用水源箇所を定め,消火栓及び消防自動車を使用 | |
| 揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。なお、万一、防火帯 | し、現場指揮者の指揮のもと初期消火要員が実施する。な | 記載方針の相違 |
| の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から | お、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、初期消火要 | ・ 女川は組織の総称で |
| 防火帯内火災の初期消火活動に切り替え、消防自動車を使用し、 | 員の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火活動に切 | ある「自衛消防隊」と |
| 継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動 | り替え、消防自動車を使用し、継続して現場指揮者の指揮 | 記載しているが、泊は |
| を行う。 | のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。 | 自衛消防隊のうち、実 |
| 21170 | いると初期時代活動、運動的工作動を行う。 | 働する「初期消火要 |
| | | 員」を記載している。 |
| | | HI CHURCLY O |
| (3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置してい | (3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置し | |
| (3) 外部穴灰によるはい遅免生時には、外気取入口に設直してい るフィルタの交換、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止 | (3) 外部穴灰によるはい産充生時には、外気取入口に設直しているフィルタ、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の | 記載方針の相違 |
| | | |
| 又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内へのばい煙の | 停止、又は、閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙の | ・泊は交換も含め記載 |
| 侵入を阻止する。 | 侵入を阻止する。 | 記載表現の相違 |
| | | 記載表現の相違 |
| (4) 外部火災による有毒ガス発生時には,外気取入ダンパの閉止, | (4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの | |
| 換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建 | 閉止,換気空調設備の停止,又は,閉回路循環運転によ | 記載表現の相違 |
| 屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。 | り,建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。 | |
| | | 1 |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | |
|--|---|--------------------------------------|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発 | 電所3号炉 | 差異理由 |
| | (5) 障壁の防護機能を維 | 持するため,適切に保守管理を実施 | 設計方針の相違 |
| | するとともに、必要に、 | 応じ補修を行う。 | ・泊のディーゼル発電 |
| (5) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教 | (6) 外部火災による中央 | 制御室へのばい煙等の侵入阻止に係 | 機建屋は障壁により防 |
| 育を定期的に実施する。 | る教育を定期的に実施 | する。 | 護しているため保守管 |
| (6) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等 | (7) 森林火災から評価対 | 象施設を防護するための防火帯の点 | 理について記載。 |
| に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。 | 検等に係る火災防護に | 関する教育を定期的に実施する。 | |
| (7) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するた | (8) 近隣の産業施設の火 | 災・爆発から評価対象施設を防護す | |
| めに、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定 | るために,離隔距離を | 確保すること等の火災防護に関する | |
| 期的に実施する。 | 教育を定期的に実施す | る。 | |
| (8) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するた | (9) 外部火災発生時の予防 | i散水に必要な消火対応力を維持するた | |
| め, 自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的に実施する。 | め,初期消火要員を対象 | とした教育・訓練を定期的に実施す | 記載方針の相違 |
| | る。 | | ・女川は組織の総称で |
| | | | ある「自衛消防隊」と |
| | | | 記載しているが、泊は |
| | | | 自衛消防隊のうち,実 |
| | | | 働する「初期消火要 |
| | | | 員」を記載している。 |
| | (10) エーカリンパポート | 現ポモーカリンガッニー ションジタ | 記載方針の相違 |
| | | 及びモニタリングステーションが外 頃へは、仏林凯供も吐止世の中間に | and the second |
| | | 場合は、代替設備を防火帯の内側に | 泊はモニタリングボ フトルインエークリングボ |
| | 設直する連用とし,手) | 順を定め、訓練を実施する。 | スト及びモニタリング ステーションの運用に |
| | | | ステーションの運用について明記 |
| | (11) め変と災証価の設想 | となる危険物貯蔵施設等の貯蔵量の | 設計方針の相違 |
| | | こなる危険初虹蔵施設寺の虹蔵重の もに,当該貯蔵量を上回らないよう | ・泊は熱影響が大きか |
| | 管理する。 | しに, 当該灯廠重を工匠らないよう | った補助ボイラー燃料 |
| 【別添資料2(1~3)】 | 自たする。 | 【別添2(1~3)】 | タンクについては、貯 |
| 为小家員科 2(1-5) | | Dipx 2 (1 - 5) | 蔵量を低減することで |
| | | | 建屋のコンクリート表 |
| | | | 直温度を制限値以下と |
| | | | しているため、補助ボ |
| | | | イラー燃料タンクの燃 |
| | | | 料貯蔵量の管理につい |
| | | | て記載している。 |
| | | | |
| | 第 1.8.10.1 表 外部火 | | |
| 第1.8.0-1 外部火災にて想定する火災 火災運別 考慮すべき火災 | 火災種別 | 考慮すべき火災 | |
| 発素部動研想(D.1m関度)を考える時間である。 | 森林火災 | 発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定 | |
| 森林火災 森林火災 な川原子力発電所に追る森林火災 | | した発電所に迫る火災 | |
| 発電所敷地外 10 km圏内の石油コンビナート | | 発電所敷地外 10km 以内に存在する石油 | |
| 近時の産業施設の火災・爆発 等の火災・爆発 | 近隣の産業施設の火災・爆発 | コンビナート等の火災・爆発 | |
| 発電所敷地内の危険物貯蔵施設等の火災 | Contraction of the second s | 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施 | |
| 航空機墜落による火災 発電所数地内への航空機墜落時の火災 | | 設等の火災 | |
| 【則添資料1(1~2)】 | 航空機墜落による火災 | 発電所敷地内への航空機墜落時の火災 | |
| | | 【別添1 (1~2)】 | |
| | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| す | 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所 | 所3号炉 | 差異理由 |
|----------------------------------|---|------------------------------|---|-----------|
| | | _ | | |
| | 8.9-2表 評価対象施設 | 第1.8.10.2表 | 評価対象施設 | 設計方針の相違 |
| 関連 | 評価対象施設 | 防護対象 | 評価対象施設 | ・プラント設計の違 |
| 多大災防護対象施設 | 原子炉建屋 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレ/系 ディーゼル発電機を含む。) 諸気筒 寝水貯蔵タンク 原子炉補除冷却泡水ポンプ 高圧炉心スプレイ補傷も知泡水ポンプ | 外部事象防護対象施設等 | ・原子炉建屋 ・原子炉補助速屋 ・ディーゼル発電機達屋 ・循環水ポンプ速屋 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・排気筒 | による対象設備の相 |
| | 高圧炉しスプレイ補償令却淘水系ストレーナ | | ・ディーゼル発電機 ・換気空調系統 | |
| 『火災防護対象施設を | | 外部火災の二次的影響を受ける構築 | •安全保護系 | |
| はする建屋 計部事象防護対象施設 ある建屋を除く。) | - 制御建屋 | 外部火火の二次的影響を受ける構築 物,系統及び機器 | ・原子炉補機冷却海水ボンブ ・主蒸気逃がし弁,排気筒等 ・制御用空気圧縮設備 | |
| 3火災の二次的影響を な構築物, 系統及び機 | ・非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機を含む。) ・換気空調系 | | 【別添1(1~3)】 | |
| 1011796126 21044/3CO196 | - 安全保護系 - 原子炉補酸冷却海水ポンプ - 高圧炉応スプレイ補低令却海水ポンプ | | | |
| | | - | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

・プラント設計の違い

による対象設備の相違

設計方針の相違

| | 3 | x 川原子力 | ヂ黽) | 时乙方为 | - | | | _ | | | (旧免) | 电け | f3号炉 | | | |
|-------------------|-----------------------------|------------------------|------------|----------------|-----------------|-----------------------|------------------|----|----------------|---|--|--------|-------------------------|--|----------------------------------|----------------|
| æ | (1.8.9-3表 発電所敷料 | 約内に設置して | いる屋 | 死の危険物 | 貯蔵施 | 絵箏の一層 | ¥7 | 1- | | | | | | | | |
| 51. | 111010 0 34 30 4011184 | (1/ | | 21 YANGA MAN | A AND | B2. 17 17 . | | | 第1.8 | .10.3表 発電所敷地 | 内に設置し | TV | | | 等の一覧 | (1/4 |
| モ炉 | 意識物論設合 | 9622651号の第1 | 1 <i>2</i> | é物の類 | 品名 | 最大数量 | 詳細設備要否 | | 号機 | 施設名 | 製造所の別 | | 危険物 | | 数量 | 詳細調 |
| 155 | 補助ポイラー設備 | #2 D2 (35 PH | 96 CE 20 | 95 I T 1620 | ≣3 8 | 67.085ki | × (純素内設置) | | 1 号機 | ディーゼル発電機 | 地下タンク | 類 4 | 品: 第2石油類 | 影响 | 461.6 kL | × (1 |
| 1号師 | 620 k1 認油貯蔵タンク | 屋外タンク貯蔵新 | 第四级 | 第二石油菜 | 感情 | 620 ki | 0 | | 2 号機 | 燃料油貯油そう ディーゼル発電機 | 貯蔵所 地下タンク | 4 | 第2石油類 | 影演 | 461.6 kL | × (|
| 1.55 | 非常用ライーゼル発電設備 | - #1948/5 | 第四线 | 第二石油双 | 隆油 | 30.26 ki | × | | 3 号機 | 燃料油貯油そう ディーゼル発電機 | ・ | 4 | 第2石油類 | 新油 | 295, 88 kL | × (|
| 1.44 | STATE OF COMPANY OF | ALL SALVE | 第四线 | 第四石油煤 | M:TB | 8 ki | (建度内設置) | | | 燃料油貯油そう(A 個) ディーゼル発電機 | 貯蔵所 地下タンク | | | | | - |
| 1 🕬 | 主油タンク、油清浄機、油樽粕 タンク | 一般取扱所 | 第四线 | 第四石:855 | M:Tin | 95. S ki | × (建屋内設置) | | 3 号機 1,2 号機 | 燃料油貯油そう(B側) 補助ポイラー燃料タンク | <u></u> 貯蔵所 屋外タンク | 4 | 第2石油類 第3石油類 | ●拒治 A 重油 | 295.8 kL 600 kL | × (f |
| 2 9 16 | 800 k) 認油貯蔵タンク(A) | 地下タンク貯蔵所 | 第四线 | 海二石油酸 | 感油 | BBO KI | × (地下設備) | | 3 号機 | 補助ポイラー燃料タンク | <u></u> 貯蔵所 屋外タンク 貯蔵所 | 4 | 第3石油類 | A重油 | 720 kL | (管理) |
| 2.56 | 300 k1 経油貯蔵タンク(8) | 地下タンク貯蔵所 | 10 BEE | 为二石油级 | 15 A | 390 ki | x | | 1 号機 | 油計量タンク | <u>屋</u> 外タンク 貯蔵所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 70 kL | × (他計 |
| | | | | - | | | (181)下283至) × | | 3 号機 | 油計量タンク | 屋 外タンク 貯蔵所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 110 kL | × (fg |
| 2号炉 | 170 kl 昭油貯蔵タンク(H) | 地下タンク貯蔵所 | 第四湖 | 第二石油酸 | 感曲 | 170 ki | ~ (地下設置) | | 1号機 | ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第2石油類 第4石油類 | 軽油 潤滑油 | 58.9 kL 14.6 kL | × (屋 |
| 2号炉 | ★★常用ディーゼル発電設備(A) | 一般取得所 | 第四版 | 第二石油類 | 超油 | d1.664 ki | X | | 2 号機 | ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第2石油類 第4石油類 | 影治 満備油 | 58.9 kL 14.6 kL | × (屋 |
| | | | 第四旗 | 第四石油酸 第二石油酸 | 新)會由 1894 | 8. 8 ki 41, 664 ki | (健屋内設置) × | | 3号機 | ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第2石油類 第4石油類 | 軽油 潤滑油 | 75.3 kL 12 kL | × (屋 |
| E 특별 | 非常用ディーゼル発電設備(0) | 一般欧洲村 | 36030 | 第四石油20 | MIQ IB | B. S KI | (建屋内設置) | | 1 号機 | タービン潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 73 kL | × (屋 |
| 1000 | 高圧炉心スプレイ系ティーゼル | (providente) | 35 E3 25 | 95-25ib25 | NS:8 | 21,456 ki | × | | 2 号機 | タービン潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 73 kL | × (屋 |
| 5 292 | 2020 | #R \$2 23 6H | 第四级 | 第四石:855 | M:0:8 | 1. 8 kl | | | 3号機 | タービン潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 110 kL | × (2 |
| 2 5 1P | タービン開設機 | 一般取扱所 | 第四章 | 第四石油煤 | M:Tib | 177.38 ki | × | | 1,2 号機 3 号機 | 補助ポイラー燃料油装置 補助ポイラー燃料油装置 | 一般取扱所 一般取扱所 | 4 | 第3石油類 第3石油類 | A 重油 A 重油 | 96 kL 114.6 kL | × (履 × (履 |
| 355 | 200k1 被決控務タンク(A) | 屋外タンク数表所 | 第四线 | 第二石油双 | alia 1 | 530 ki | (新聞内設置) 0 | | 1,2号機 | 油倉庫 | 屋内貯蔵所 | 4 | 第2石油類 第4石油類 | 軽油 潤滑油 | 4 kL 24 kL | × () |
| 3 E M | 990k1種油肥満タンク(8) | 屋外タンク貯制所 | 第四城 | 第二石油戏 | 12:10 | 530 ki | 0 | | 3号機 | 油庫 | 屋内貯蔵所 | 4 | 第2石油類 | 影油 | 4 kL | × (屋 |
| 3 6 jā | 非常用ディー ゼル発電設備(A) | 一般敗緩所 | 第四线 | 第二石油酸 | 感油 | 41.112 ki | z | | #用 | 第2 危険物倉庫 | 屋内貯蔵所 | 4 | 第4石油類 第1石油類 第2石油類 | 潤滑油 シンナー | 25.02 kL 0.6 kL 1.0 kL | × (屋 |
| | | | 第四级 第四级 | 第四石油线 | 11)音(由 12:14 | 7. ki 46. ti a ki | (健屋内設置) | | | ()管外常用先尾线 | | - | 第3石油類 | 童料 | 2.0 kL | |
| | 非常用ディーゼル発発設備(8) | #0.0x (0.0H) | 10 E E | 第四石油製 | Migia | 7.8 | (建築内設置) | | 1号機 | (1A) | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 0.144 kL | × (他計 |
| 3 2 Kr | | | 36 EE 35 | 第二石油和 | 55a | 21.456 ki | × | | 1 号機 | 代替非常用発電機 (1B) | 一般取扱所 | 4 | 第2石油類 第4石油類 | 軽油 潤滑油 | 7.392 kL 0.144 kL | × (他評 |
| -constant | 高圧炉心スプレイ系ティーゼル | - 1000 (274 | | | | | (結果内設置) | | 2 号機 | 代替非常用亮電機 | 一般取扱所 | 4 | 第2石油類 | 転油 | 7.392 kL | 1 |
| 3 4 6 | 満圧炉心スプレイネティーゼル 発電設備 | 一般認識的 | 第四部 | 第四石油20 | 副語言 | 1.8 k | 00000000000 | | | (2 A) | 106 10 206/01 | • | 第4石油類 | 酒滑油 | 0.144 kL | ×(他群 |
| -constant | - recentlers with sters end | #00238791 #00238795 | 第四部 第四部 | 第四石油和 第四石油和 | Mirib Mirib | 1.8 ki 122.5 ki | × | | 2 号機 | (2A) 代替非常用発電機 (2B) | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 第2石油類 第4石油類 | 潤滑油 毛油 潤滑油 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL | × (他計 × (他計 |
| 3 4 1 7 | 第电设 体 | 一 兼臣 路持 | 10000000 | | | 1.000 | 00000000000 | | 2 号機 3 号機 | 代替非常用発電機 | | | 第2石油類 | 転油 | 7.392 kL | |

| 2 寸陽 数計曲的進心う 9 時末 6 第 4 5 6 6 6 1 8 5 6 6 1 8 5 6 6 1 8 5 6 6 1 8 5 6 6 1 8 5 6 6 1 8 5 6 6 1 8 5 6 6 1 8 6 6 6 1 8 6 6 6 1 8 6 6 6 1 8 6 6 6 1 9 6 6 6 6 6 6 9 6 6 6 6 6 6 9 6 6 6 6 6 6 6 6 9 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 9 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 | | 燃料油貯油そう | 貯蔵所 | _ | | | | | |
|---|--|---|---|---|--|---|--|--|---|
| 3 今風 ディービル発電機 第下タンク 4 第 2 所語版 4 第 3 所證版 4 第 3 所證版 5 5 6 5 6 5 6 5 6 7 4 第 3 所證版 5 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7 6 7 </td <td>2 号機</td> <td></td> <td>地下タンク</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>461.6 kL</td> <td>× (地下式)</td> | 2 号機 | | 地下タンク | 4 | 第2石油類 | 軽油 | 461.6 kL | × (地下式) | |
| ●新田田宇油く2(4)(2) ●新日の「 田子シンク 田田田宇油く2(4)(2) ●新日シンク 田子シン 日子桃 岡子シン(4) 田子シンク 田子シンク 田子シン 日子桃 田子シン(4) | 3 長橋 | ディーゼル発電機 | 地下タンク | 4 | 第2石油類 | 影油 | 295.88 kl | × (地下式) | |
| 3.7% 使用設計法とう(12.00) 3.7% (12.7%) 4. 第37法版 人生 (12.7%) 4. 第37法版 人生 (12.7%) 3.7% (12.7%) 4. 第37法版 人生 (12.7%) 4. 第47法版 環境法 (10.1%) 4. 第47法版 環境法 (10.1%) 4. 第47法版 環境法 (10.1%) 4. 第47法版 環境法 (10.1%) 4. 第47法版 環境法 (12.1%) 4. 第47法版 環境法 (14.6%) 4. 第47法版 環境法 (12.1%) 4. 第47法版 環境法 (12.1%) 4. 第47法版 環境法 (12.1%) 4. 第47法版 環境法 (12.1%) 4. 第47法版 環境法 (14.6%) 4. 第47法版 環境法 (12.1%) 4. 第47法版 環境法 (14.6%) 4. 第47法版 環境法 (12.1%) 4. 第47法版 環境法 (14.6%) 4. 第47法版 環境法 (14.6%) 4. 第47法版 電境法 (12.1%) 4. 第47法版 電境法 (12.1%) 4. 第47法版 電境法 (12.1%) 4. 第47上版 4. 第47上 4. 第45L 4. 第45L 4. 第45L 4. 第45L 4. 第4L 4. 第45L 4. 第4L 4. 第45L 4. 第4L 4. 第45L | | | | - | | | | | |
| 2.9 切解 時期から、7.9 四分子、7.9 野夏浜 4 第 3 7 高加 A.8.0 000 L × × (位置度で評価) 3 9機 補助式、7.9 一部大シック 野夏浜 4 第 4 7 高加 A.8.0 000 L × (位置度で評価) 3 9機 油片量シック 野夕火 4 第 4 7 高加 要素 (位置度で評価) 3 9機 油片量シック 野夕火 4 第 4 7 高加 要素 (10 1) × (位置 第二 4) (11 6) × (位置 第二 4) (11 6) × (位用 2) (11 6) × (11 6) (11 6) (| 3 号機 | | 貯蔵所 | 4 | 第2石油類 | 軽油 | 295.8 kL | × (地下式) | |
| 94機 掲載ボイラー燃料シンク 28.8.7 4 第 3 石油酸 A 重加 720 LL (世受(□)) (世受(□)) 94機 油計量シンク 28.9.2.7 5 第 4 石油酸 預 4 第 4 石油酸 預 4 10 LL × (位) ((0) (0) ((0) ((0) (0) ((0) ((0) ((0) ((0) ((0) ((0) (0) ((0) ((0) (0) ((0) (0) ((0) (0) | 2 号機 | 補助ボイラー燃料タンク | | 4 | 第3石油類 | A重油 | 600 kL | ×(他評価に包絡) | |
| 特徴 面計量シンク 官務 日本日前時 四日前 回日前 四日前 回日前 回 | 号機 | 補助ポイラー燃料タンク | 屋外タンク 貯蔵所 | 4 | 第3石油類 | A重油 | 720 kL | | |
| 特徴 施計量タンク 融券シンク 日本 第4 第4 百法語 興港部 110 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 | 号機 | 油計量タンク | | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 70 kL | × (他評価に包絡) | |
| 9機 ディーゼック電設備 - 取取扱所 4 第 2 7 7 3 2 3 × (風力設置) 74 ディーゼック電設備 - 和取扱所 4 第 2 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 ディーゼック電設備 - 和取扱所 4 第 2 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 ディーゼック電話 - 和取扱所 4 第 2 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 ディーゼック電話 - 和取扱所 4 第 4 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 グービン潤信 - 和取扱所 4 第 4 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 グービン潤信 - 和取扱所 4 第 4 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 グービン潤信 - 和取扱所 4 第 4 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 グービン潤信 - 和取扱所 4 第 4 7 3 3 1 × (風力設置) 76機 1 - 和取扱所 4 第 3 7 3 1 × (風力設置) 76機 1 - 和取扱所 4 第 7 7 3 1 × (風力設置) 76 1 第 7 7 3 1 * (10 1) × (10 1) 76 1 第 7 7 3 1 * 10 1 × (10 1) <td>号機</td> <td>油計量タンク</td> <td>屋外タンク</td> <td>4</td> <td>第4石油類</td> <td>潤滑油</td> <td>110 kL</td> <td>× (「空」運用)</td> | 号機 | 油計量タンク | 屋外タンク | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 110 kL | × (「空」運用) | |
| 2.9機 ディービル委認知識 4 第 2.7 流期 6.0 50.9 L × (国内設置) 3.9機 ディービル委認知識 一般取扱所 4 第 2.7 流期 E.0 5.0.9 L × (国内設置) 3.9機 一方化一化必要認知識 一般取扱所 4 第 4.7 流期 理想 12.1 × (国内設置) 2.9機 グービン環律油装置 一般取扱所 4 第 4.7 流期 周増油 73.1 × (国内設置) 2.9場 効のボイラー燃料油装置 一般取扱所 4 第 4.7 流期 月重 2.9 L × (国内設置) 2.9機 補助ボイラー燃料油装置 一般取扱所 4 第 3.7 流期 A.1 4.1 × (国内設置) 2.9機 油倉庫 屋内貯蔵所 4 第 2.7 流期 月益 × (国内設置) 2.9機 油倉庫 屋内貯蔵所 4 第 2.7 流期 月益 × (国内設置) 2.9機 油倉庫 屋内貯蔵所 4 第 2.7 流期 月益 14.1 × (国内設置) 2.9人 油倉庫 屋内市 第 7 流調量 単 1.0 に × (国内設置) 2.9人 「日倉車 一般取扱所 4 | 1号機 | ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | | | | × (屋内設置) | |
| 2 78% 他村品・要加減股票 一般化設防 9 第 4 7.5.5.11 2 12.1. × (0.07) 80 (0) 1.5% 9 - ビン要用油装置 一般化設防 4 第 4 7.5.5.11 73.1.1 × (0.07) 80 (0) 2.5% 9 - ビン要用油装置 一般化設防 4 第 3 7.5.5.11 73.1.1 × (0.07) 80 (0) 2.5% 40.07.7 4 第 3 7.5.5.15 月前 110.1.1 × (0.07) 80 (0) 2.5% 補助ボイラー燃料油装置 一般取扱所 4 第 3 7.5.5.15 月前 41.1 × (0.07) 80 (0) 2.5% 油油素 型力防療所 4 第 3 7.5.5.15 長油 4 1.1 × (0.07) 80 (0) 2.5% 油油素 型力防療所 4 第 3 7.5.5.15 長油 4 1.1 × (0.17) 80 (0) 1.4.1 × (0.17) 80 (0) 1.4.1 × (0.17) 80 (0) 1.4.1 × (0.17) 80 (0) 1.4.1 × (0.16) (0) 1.5.5.5.1 × (0.16) (0) 1.5.5.5.1 × (0.16) (0) 1.5.5.5.1 1.4.1 × <td>2 号機</td> <td>ディーゼル発電設備</td> <td>一般取扱所</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>× (屋内設置)</td> | 2 号機 | ディーゼル発電設備 | 一般取扱所 | 4 | | | | × (屋内設置) | |
| 1号機 クービン環情論装置 一般取扱所 4 第4 石油類 周常油 73 込 × (屋内設置) 2号機 クービン環情論装置 一般取扱所 4 第4 石油類 周常油 73 込 × (屋内設置) 3号機 クービン環情論装置 一般取扱所 4 第4 石油類 周常油 10 込 × (屋内設置) 2号機 補助ボイラー燃料油装置 一般取扱所 4 第3 石油類 A 盒油 114.6 L × (屋内設置) 2号機 抽助ボイラー燃料油装置 一般取扱所 4 第3 石油類 A 盒油 114.6 L × (屋内設置) 2号機 抽動ボイラー燃料油装置 一般取扱所 4 第3 石油類 原油 114.6 L × (屋内設置) 2号機 油油業 屋内貯蔵所 4 第3 石油類 原油 144.1 × (屋内設置) 2号機 「白倉業 屋内貯蔵所 4 第3 石油類 反約 1.0 込 × (協力設置) 1号橋 「日方 一般取扱所 4 第3 石油類 度約 1.0 込 × (協力認定) 1日 「日 一般取扱所 4 第3 石油類 原油 1.0 込 × (他評価に) 1日 | 3 号機 | | 一般取扱所 | 4 | | | | × (屋内設置) | |
| 19機 $\mathcal{I} - U \sim R R^{2}$ 副菜菜 一般农設所 4 第 4 石油類 潤香油 110 LL × (限力設置) 2.9機 補助ボイラー燃料油装置 一般农設所 4 第 3 石油類 A 盒曲 96 LL × (限力設置) 2.9機 油倉業 超力貯敷析 4 第 3 石油類 所約 4 LL × (限力設置) 2.9機 油倉業 超力貯敷析 4 第 3 石油類 原加 4 LL × (限力設置) 2.9機 油倉業 超力貯敷析 4 第 2 石油類 死加 2.0 LL × (限力設置) 2.9機 油倉業 超力貯敷析 4 第 2 石油類 要加 2.0 LL × (限力設置) 2.7月 第 2 急険含素 国力貯敷析 4 第 2 石油類 要和 2.0 LL × (限力設置) 2.9 機 (1.6) - - 第 2 石油類 要和 2.0 LL × (他計電価:26) 1.9 機 (1.6) - - 第 2 石油類 要和 2.0 LL × (他計電:26) 2.9 機 (1.6) - - 第 2 石油類 要相 0.144 LL × (他計電:26) | 牙機 | | 一般取扱所 | 4 | | 潤滑油 | | × (屋内設置) | |
| 2.9機 補助ポイラ一燃料油装置 一般取扱所 4 第 3 万油類 A 重加 64 山 × (国内設置) 2.9機 油肉菜 温内貯廠所 4 第 3 万油類 A 重加 114.6 LL × (国内設置) 2.9機 油肉菜 温内貯廠所 4 第 3 万油類 風力 24 LL × (国内設置) 2.9機 油肉菜 温内貯廠所 4 第 3 万油類 長油 4 LL × (国内設置) 2.9機 油素案 温内貯廠所 4 第 3 万油類 長油 4 LL × (国内設置) 2.9機 油素案 温内貯廠所 4 第 3 万油類 長油 1.0 LL × (国内設置) 2.9機 (1.7) 一級取扱所 4 第 3 万油類 夏浦 1.0 ML × (国内設置) 2.9 機 (1.7) 一級取扱所 4 第 3 万油類 夏浦 7.392 LL × (他評価に包約) 2.9 機 (1.7) 一級取扱所 4 第 3 万油類 2.0 UL × (他評価に包約) 2.9 機 (1.7) 一級取扱所 4 第 3 万油類 2.0 UL × (他評価に包約) 2.9 機 (1.7) <t< td=""><td>号機</td><td>タービン潤滑油装置</td><td>一般取扱所</td><td>4</td><td>第4石油類</td><td>潤滑油</td><td>73 kL</td><td>× (屋内設置)</td></t<> | 号機 | タービン潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 73 kL | × (屋内設置) | |
| 1号機 補助ポイワー燃料油装置 一般取扱所 4 第 3 石油類 A 魚油 114.6 1.1 × (限内設置) 2 9機 油魚重 屈内貯廠所 4 第 3 石油類 長油 4 1.1 × (限内設置) 2 9機 油庫 屈内貯廠所 4 第 3 石油類 長油 4 1.1 × (限内設置) 2 9機 油庫 屈内貯廠所 4 第 3 石油類 要約 4 1.1 × (限内設置) 共用 第 2 点映約倉庫 屈内貯廠所 4 第 1 石油類 ジンヤー 0.6 1. × (限内設置) ウ機 (1A) 一般取扱所 4 第 1 石油類 ジンヤー 0.6 1. × (限内設置) ク機 (1A) 一般取扱所 4 第 1 石油類 要約 1.0 1.1 × (低声伝ごの高) 1 1 30 一般取扱所 4 第 1 石油類 要約 1.14 1.1 × (他部に包高) 2 9 機 (12 A) 一般取扱所 4 第 2 石油類 配約 1.14 1.1 × (他部に包高) 2 9 機 (15 P) 一般取扱所 4 第 2 石油類 配約 1.14 1.1 × (他部に包高) 2 9 機 | 号機 | タービン潤滑油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 110 kL | × (屋内設置) | |
| 2.9機 当倉家 型内貯廠所 4 第 2.7 油酸 長油 4 LL × (限内貯廠) 9.9機 当康 国内貯廠所 4 第 2.7 油酸 新 4 LL × (限内貯廠) 1.9 機 当席 国内貯廠所 4 第 2.7 油酸 第 4.1 × (国内貯廠) 其用 第 2.2 油酸物含素 国内貯廠所 4 第 2.7 油酸 № 1 0.6 LL × (国内貯面) 1.9 機 (1.0) - AR取扱所 4 第 2.7 油酸 № 1 0.6 LL × (国内監) 1.9 機 (1.0) - AR取扱所 4 第 2.7 油酸 № 1 0.144 × (他部協:20あ) 2.9 他 (1.8) - AR取扱所 4 第 2.7 油酸 原油 >.144 × (他部協:20あ) 2.9 他 (1.8) - AR取扱所 4 第 2.7 油酸 原油 .144 × (他部協:20あ) 2.9 他 (2.2) - AR取扱所 4 第 2.7 油酸 原油 .144 × (他部協:20あ) 2.9 他 (2.8) - AR取扱所 4 第 2.7 油酸 原油 .144 × (他部協:20あ) 3.9 | 2 号機 | 補助ポイラー燃料油装置 | 一般取扱所 | 4 | 第3石油類 | A重油 | 96 kL | × (屋内設置) | |
| 2.9% 曲前葉 田町飯飯 4 第.2 石油類 原油 2.4 L. × (銀市数置) 5% 油車 屈内野飯所 4 第.2 石油類 4.1. × (銀市数置) 其用 第.2 石油数含素 屈内野飯所 4 第.2 石油類 4.1. × (銀市数置) 其用 第.2 石油数含素 屈内野飯所 4 第.2 石油類 2.0 L. × (銀市数置) 5.9% (1.4) 一般取扱所 4 第.6 石油類 更料 2.0 L. × (銀市数電) 6.9% (1.4) 一般取扱所 4 第.6 石油類 更料 2.0 L. × (船市数に) 6.9% (1.1 A) 一般取扱所 4 第.6 石油類 更料 2.0 L. × (船戸鉱に) 6.9% (1.8) 一般取扱所 4 第.6 石油類 更用 0.144 LL × (他評価に) 7.9% (2.0) 一般取扱所 4 第.2 石油類 更用 0.144 LL × (他評価に) 9.9% (1.8 A) -級取扱所 4 第.2 石油類 更加 0.144 LL × (他評価に) 9.9% (1.9 素) 一般取扱所 <t< td=""><td>号機</td><td>補助ボイラー燃料油装置</td><td>一般取扱所</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>× (屋内設置)</td></t<> | 号機 | 補助ボイラー燃料油装置 | 一般取扱所 | 4 | | | | × (屋内設置) | |
| 39機 油庫 出内貯廠所 4 第 2 石油酸 低油 × (通内貯廠所 共用 第 2 名油酸肉素素 温内貯廠所 4 第 2 石油酸 原油 4.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0 | 2 号機 | 油倉庫 | 屋内貯蔵所 | 4 | | | | × (屋内設置) | |
| 共用 第 2 危険物倉庫 第 2 危険物倉庫 第 2 危険物倉庫 第 2 た酸物含素 第 2 た酸物 2 9 他 (1 A) 1 9 他 (1 B) 2 9 他 (2 A) 2 9 他 (2 A) 2 9 他 (2 A) 2 9 他 (2 A) 3 9 他 (2 B) 3 9 他 (3 A) 3 9 他 (3 A) 3 9 他 (3 A) 3 9 他 (3 B) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 3 号機 | 油庫 | 屋内貯蔵所 | 4 | 第2石油類 | 影油 | 4 kL | × (屋内設置) | |
| 第3 万油酸 資料 2.0 以 1号機 「い谷戸糸用売電機 一般収扱所 4 第4 7部6期 737 34. × (他評集に包納) 1号機 「(1A) 一般収扱所 4 第4 7部6期 164 × (他評集に包納) 1号機 (1B) 一般収扱所 4 第4 7部6期 164 × (他評集に包納) 2号機 (12) 一般収扱所 4 第4 7部6期 164 × (他評集に包納) 2号機 (12) 一般収扱所 4 第4 7部6期 26 1.144 × (他評集に包約) 2号機 (12) 一般収扱所 4 第4 7部6期 26 1.144 × (他評集に包約) 2号機 (15) 一般収扱所 4 第3 7部6期 医約 7.392 11 × (他評集に包約) 2号機 (15) 一般収扱所 4 第3 7部6期 医約 7.392 11 × (他評集に包約) 3日 (15) 一般収扱所 4 第3 7部6期 配約 144 × (他評集に包納) 3月 「(15) 一般収扱約 4 第3 7部6期 配約 144 × (他評集に包納) 3月 | | | | | 第1石油類 | シンナー | 0.6 kL | | |
| 19機 (大学学用用型電話) (1A) 一般取扱所 第4 4 第4 2 6 2 6 2 4 5 4 5 6 5 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | 共用 | 第2危険物倉庫 | 屋内貯蔵所 | 4 | | | | × (屋内設置) | |
| 今機 代数字案用発電機 (1B) 一般定扱所 (2A) 4 第 27 高雄類 第 47 高雄 第 48 高 1 0.144 LL × (他評価に包納) 第 4 第 47 高雄 第 47 高雄 8 西 1 0.144 LL × (他評価に包納) 第 4 第 47 高雄 第 48 高雄 8 西 1 0.144 LL × (他評価に包納) 第 4 第 47 高雄 第 47 高雄 1 4 47 周 1 4 47 3 1 4 47 3 | 号機 | | 一般取扱所 | 4 | 第2石油類 | 电油 | 7.392 KL | ×(他評価に包絡) | |
| 2号機 代酵学素用発電機 (2 A) 一般電振所 4 第 2 石油類 第 2 石油類 (第 4 石油類) 6 田 (14 LL) × (他評価に包納) 2号機 (12 B) 一般電振所 4 第 2 石油類 第 4 石油類 第 4 石油類 第 4 石油類 6 田 (1 4 LL) × (他評価に包納) 9号機 (15 日本 (15 日本) (15 日本) 一般電振所 4 第 2 石油類 第 4 石油類 6 田 (1 5 A) × (他評価に包納) 9号機 (15 日本) (15 日本) 一般電振所 4 第 4 石油類 第 4 石油類 6 田 (1 4 LL) × (他評価に包納) 9号機 (15 日本) 一般電振所 4 第 4 石油類 6 田 (1 4 LL) × (他評価に包納) 9号機 (1 5 H) 一般電振所 4 第 2 石油類 第 4 石油類 1 4 LL × (他評価に包納) 9月 (1 5 H) 一般電振 一般電振 4 第 2 石油類 第 4 石油類 1 4 LL × (他評価に包納) 5月 可要型化管電原本 一般電所 4 第 2 石油類 第 4 石油類 0.1 LL × (他評価に包納) 5月 可要型化管電原本 一般電振 4 第 2 石油類 第 4 石油類 0.1 LL × (他評価に包納) 5月 可要型化管電振序 一般数振 4 第 2 石油類 第 4 石油 第 4 石油 | 号機 | (1B) | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 | 潤滑油 | 0.144 kL | × (他評価に包絡) | |
| 2号機 代替非常用発電機 (2B) 一般收扱所 (2B) 4 第 2 石油類 第 2 石油類 (第 2 石油類 (13 B) 5 2 石油類 (14 L) × (他評価に包納) 9号機 (3A) -般收扱所 (3B) 4 第 2 石油類 第 2 石油類 (13 B) 運用 (1 5 A) × (他評価に包納) × (他評価に包納) 9号機 (3B) -級収扱所 (3B) 4 第 2 石油類 第 4 石油類 第 4 石油類 (1 5 B) (他評価) × (他評価に包納) 9倍機 (3B) -級収扱所 (3B) 4 第 4 石油類 第 4 石油 第 4 石油 第 4 第 4 石油 第 4 石油 第 4 第 4 石油 8 7 4 第 4 石油 4 第 4 石油 4 第 4 石油 4 第 4 石 4 第 4 石 4 第 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 代替非常用亮電機 | | | | | 7 000 11 | | |
| 9号機 代酵布末用発電機 (3A) 一款收扱所 (3A) 4 第 2 万油類 第 2 万油類 (3B) 5 2 万油類 (14 LL) × (他評毎に包約) 9号機 (13A) 一款收扱所 4 第 2 7 茄類 第 2 7 茄類 第 4 7 泊損 6 泊 (14 LL) × (他評価に包約) 9号機 (13 B) 一款收扱所 4 第 2 7 茄類 第 4 7 泊損 6 泊 (14 LL) × (他評価に包約) 9機 (13 B) 一款收扱所 4 第 2 7 泊損 第 2 7 泊損 数 4 × (14 LL) × (他評価に包約) 9機 施設名 製造所の列 第 2 7 泊損 数 4 第 2 7 泊損 第 2 7 泊損 数 4 第 3 7 泊損 ※ 第 4 万 第 4 7 泊損 第 4 7 泊損 ※ 4 第 4 7 泊損 × (他評価に包約) 2.9 約 一般收扱所 4 第 2 7 泊損 配 5.08 LL × (他評価に包約) 2.9 月 「現210 一款收扱所 4 第 2 7 泊損 潤損 × (10) × (10) 2.9 月 「現215 一 一款收 4 第 2 7 泊損 潤損 × (10) × (10) × (10) 2.9 月 「現215 一 一 ※ 7 泊損 潤損 × (10) × (10) × (10) 2.9 月 「現2 | 2 号機 | | 一般取扱所 | 4 | | | | ×(他評価に包絡) | |
| 19機 代酵母素用発電機 (3B) 一般常技術 4 第2 石油類 第4 石油類 単純 7.392 LL (3 B) × (他評価に包納) 第1.8.10.3 表 発電所敷地内に設置している危険物貯錬地設等の一覧 (2 / 4) | | (2A) 代替非常用発電機 | | - | 第4石油類 第2石油類 | 潤滑油 軽油 | 0.144 kL 7.392 kL | | |
| 第1.8.10.3 表 発電所敷地内に設置している方施除物貯蔵施設等の一覧 (2/4) 分機 施設名 製造所の別 重 在加物 数量 詳細評偽要否 5月周 可需空代管電源率 一枚收扱用 4 第 2 5 7 8 4 1.1 4 × (他評価に包品) 5月周 可需空代管電源率 一枚收扱用 4 第 2 5 7 8 4 1.1 4 × (他評価に包品) 5月周 可需空代管電源率 一枚收扱用 4 第 2 5 7 8 4 8.6 8 4.1 × (他評価に包品) 5月 可需空代管電源率 一枚收扱用 4 第 2 5 7 8 4 8.6 8 4.1 × (他評価に包品) 5月 可需空化管電源率 一枚收扱用 4 第 2 7 8 4 8.6 8 4.1 × (他評価に包品) 5月 可需空化管電源率 一枚收扱用 4 第 2 7 8 4 約 6.8 9.1 × (他評価に包品) 5月 可需空化管電源率 一枚收扱用 4 第 2 7 8 1 剤 8.8 8.1 × (他評価に包品) 5月 可需空化管電源率 一枚收扱用 4 第 2 7 8 1 剤 1.1 4 × (他評価に包品) 5月 可需空化管電源率 一枚收扱用 4 第 2 7 8 1 剤 1.1 4 × (他評価に包品) 5月 「見売 - 1.2 4 第 4 7 8 | 2 号機 | (2A) 代替非常用発電機 (2B) 代替非常用発電機 | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 第2石油類 第4石油類 第2石油類 | 潤滑油 軽油 潤滑油 軽油 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL | ×(他評価に包絡) | |
| 内理型(付装電源率 (1.9年期) 一枚収扱所 (1.9年期) 4 第2 石油電 第2 石油電 (1.9年期) 8.68 LL (1.9年期) × (他評価に包涵) 共用 可理型(付装電源率 (2.9年) 一枚収扱所 (2.9年) 4 第2 石油電 第4 石油電 (2.9年) 8.68 LL (2.9年) × (他評価に包涵) 共用 可型型(付装電源率 (2.9年) 一枚収扱所 (2.9年) 4 第2 石油電 第4 石油電 (2.9年) 8.68 LL (2.9年) × (他評価に包涵) 共用 可型型(付装電源率 (2.9年) 一枚収扱所 (2.9年) 4 第2 石油電 (2.94) 8.68 LL (2.94) × (他評価に包涵) 共用 可型型(付装電源率 (2.9年) 一枚収扱所 (2.9年) 4 第2 石油電 (2.94) 8.68 LL (2.94) × (他評価に包涵) 共用 可型型(付装電源率 (2.94) 一枚収扱所 (2.94) 4 第2 石油電 (2.74) 8.14 × (他評価に包涵) 共用 可型型(付着源源率 (2.94) 一枚収扱 4 第2 石油電 (2.94) 8.14 × (他評価に包涵) 共用 可塑型(付着源源率 (7.94) 一枚収扱 4 第2 石油電 (2.74) ※ 14 × (地評価に包涵) 共用 可塑型(付着源源率 (7.94) 一枚収 4 第2 石油電 (7.94) ※ 14 × (19) 共用 「日本(7.94) 一枚数 4 第2 石油電 (7.94) ※ 14 石油電 (7.94) ※ 14 | 2 号機 3 号機 | (2A) 代替非常用発電機 (2B) 代替非常用発電機 (3A) 代替非常用発電機 | 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 第2石油類 第4石油類 第2石油類 第4石油類 第2石油類 | 潤滑油 軽滑油 潤滑油 軽油 潤滑油 軽油 潤滑油 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 7.392 kL | × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) | |
| 共用 (1.9 ±) 一款収扱所 4 第 4 石油塩 (預 油 0.1 ±L × (回野仙に包)(回) 共用 可整行に特置原本 一款収扱所 4 第 2 石油塩 軽加 6.89 ±L × (他野仙に包)(回) 共用 (2.9 車) 一款収扱所 4 第 2 石油塩 軽加 6.89 ±L × (他野仙に包)(回) 共用 (3.9 車) 一款収扱所 4 第 2 石油塩 軽加 6.89 ±L × (他野仙に包)(回) 共用 可整空行電源車 一款収扱所 4 第 2 石油塩 軽加 6.89 ±L × (他野仙に包)(回) 共用 可整空行電源車 一款収扱所 4 第 2 石油塩 範囲 6.89 ±L × (他野仙に包)(回) 共用 可整空行電源車率 一款収扱所 4 第 2 石油塩 便油 6.89 ±L × (他野仙に包)(回) 共用 可整空行電源車率 一款収扱用 4 第 2 石油塩 便油 6.89 ±L × (他野仙に包)(回) 共用 可整空行電源車 一款収扱扱用 4 第 2 石油塩 原油 1.1 ±L × (他野福に包)(回) 共用 可整空行電源車 一款収扱 4 第 2 石油塩 原油 1.1 ±L × (他野福に | | (2 A) 代替寿常用発電機 (2 B) 代替寿常用発電機 (3 A) 代替寿常用発電機 (3 B) 8, 10.3 表 発電所敷) | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 | 4 | 第4石油類 第2石油類 第2石油類 第4石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第4石油類 第2石油類 第64石油類 | 周情油 軽油 周情油 軽満 周情油 風情油 風情油 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 0.144 kL | × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) (2 / 4) | |
| | 2 号機 3 号機 3 号機 第 1. | (2 A) 代替寿常用発電機 (2 B) 代替寿常用発電機 (3 A) 代替寿常用発電機 (3 B) 8, 10.3 表 発電所敷) | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 | 1 4 1 4 | 第4石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第4石油類 第4石油類 第64石油類 第64石油類 | 周情油 軽油 周情油 軽満 周情油 風情油 風情油 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 0.144 kL | × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) (2 / 4) | |
| (2 分布) (2 分 布) (2 の h) (2 h) <th(2 h)<="" th=""> <th(2< td=""><td>2 号機 3 号機 3 号機 第 1. 号機</td><td>(2A) (注 A) (注 B) (注 B) (注 B) (注 B) (注 B) (注 SA) (注 F常常用発電機 (3A) (注 F常常用発電機 (3B) (3B) (3B) (3B) 地設名 可樂型代装電原本</td><td> 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 他内に設置 製造所の別 </td><td>i 4 i 4 i 4</td><td>第4石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第4石油類 第4石油類 第4石油類 第2石油類 点 点 版物 点 品 名 二 に 類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2 名 品類 第2 名 品類 第2 名 二 品類 第 第 4 名 二 品類 第 第 第 名 二 品 二 第 第 名 二 二 二 二 第 第 4 名 二 二 二 二 第 第 名 二 二 二 二 第 第 4 二 二 二 二 第 第 第 二 石油類 第 二 二 二 二 第 第 4 二 二 二 二 第 第 二 二 二 二 第 第 二 二 二 二</td><td>潤骨油 毛油 潤骨油 毛潤骨油 毛潤骨油 石潤 毛潤骨油 石潤 一 花油 油 一 石潤 一 油 油 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td><td>0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL ※の一覧 数量 8.88 kL</td><td> × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) (2 / 4) 詳細評価要否 </td></th(2<></th(2> | 2 号機 3 号機 3 号機 第 1. 号機 | (2A) (注 A) (注 B) (注 B) (注 B) (注 B) (注 B) (注 SA) (注 F常常用発電機 (3A) (注 F常常用発電機 (3B) (3B) (3B) (3B) 地設名 可樂型代装電原本 | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 他内に設置 製造所の別 | i 4 i 4 i 4 | 第4石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第4石油類 第4石油類 第4石油類 第2石油類 点 点 版物 点 品 名 二 に 類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第2 名 品類 第2 名 品類 第2 名 二 品類 第 第 4 名 二 品類 第 第 第 名 二 品 二 第 第 名 二 二 二 二 第 第 4 名 二 二 二 二 第 第 名 二 二 二 二 第 第 4 二 二 二 二 第 第 第 二 石油類 第 二 二 二 二 第 第 4 二 二 二 二 第 第 二 二 二 二 第 第 二 二 二 二 | 潤骨油 毛油 潤骨油 毛潤骨油 毛潤骨油 石潤 毛潤骨油 石潤 一 花油 油 一 石潤 一 油 油 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL ※の一覧 数量 8.88 kL | × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) (2 / 4) 詳細評価要否 | |
| (3.9 元) 第4 5 倍加 西(四) 1.1 L × 共用 可要記代報電源率 (4.9 気) 一枚収扱所 4 第4 5 倍加 西(四) 1.1 L × (他部価に包紙) 共用 可要記代報電源率 (5.9 和) 一枚収扱所 4 第4 5 倍加 同(油) 0.1 LL × (他部価に包紙) 共用 可要記代報電源率 (5.9 和) 一枚収扱所 4 第2 7 倍加 利益 5.8 3 LL × (他部価に包紙) 共用 可要記代報電源率 一枚収扱所 4 第2 7 倍加 利益 5.8 3 LL × (他部価に包紙) 共用 「1.9 元 一枚収扱所 4 第2 7 倍加 利益 5.8 3 LL × (他部価に包紙) 共用 「1.9 元 一枚収扱所 4 第2 7 倍加 利益 5.8 3 LL × (他部価に包紙) 共用 「1.9 元 一枚収所 4 第2 7 倍加 利益 5.8 3 LL × (他部価に包紙) 共用 クシクローリー 砂数パックン ア目標 第2 7 倍加 利益 5.8 3 LL × (「回 運用) 共用 クンクローリー 砂数パックン ア目標 | 2 号機 3 号機 3 号機 第 1. 号機 共用 | (2 A) (注 A) (注 B) (注 時常常用発電機 (2 B) (注 時常常用発電機 (3 A) (代 時常常用発電機 (3 B) (3 B) (3 B) 地設名 可搬型代待電源本 (1 号案) | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 也内に設置 製造所の別 一般取扱所 | i 4 i 4 i 4 i 4 | 第4石油類 第2石油類 第2石油類 第2石油類 第4石油類 第4石油類 第4石油類 第4石油類 危険物 危険物 危な治類 第2石油類 第2石油類 | 潤骨油 毛油 潤骨油 潤骨油 潤骨油 潤骨油 潤骨油 潤骨油 肥骨油 肥骨油 肥骨油 肥骨油 肥骨油 肥骨油 肥骨油 肥 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 8.05 kL 0.1 kL 0.1 kL 0.1 kL | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包給) | |
| | 2 号機 3 号機 3 号機 第 1. 号機 共用 共用 | (2 A) (2 B) (2 B) (2 B) (2 B) (2 5 A) (3 A) (15 A) (15 A) (15 A) (15 B) (3 | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 8 8 4 5 6 6 7 6 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 8 9 9<td>i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4</td><td>第4 石油類 第2 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類</td><td>潤骨油 毛油 潤骨油 軽滑油 配骨油 配骨油 配骨油 配骨油 配合 肥 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽荷油 一 肥 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</td><td>0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL ※の一覧 数量 8,88 kL 0,1 kL 8,88 kL 0,1 kL 8,88 kL</td><td>×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包給) ×(他評価に包給)</td> | i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 | 第4 石油類 第2 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第4 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 第2 石油類 | 潤骨油 毛油 潤骨油 軽滑油 配骨油 配骨油 配骨油 配骨油 配合 肥 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽油 潤骨油 軽荷油 一 肥 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL ※の一覧 数量 8,88 kL 0,1 kL 8,88 kL 0,1 kL 8,88 kL | ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) | |
| | 2 号機 3 号機 3 号機 3 号機 第 1. 号機 共用 共用 共用 | (2 A) (2 B) (7 部湾本用発電機 (2 B) (7 部湾本用発電機 (3 A) (7 部湾本用発電機 (3 A) (1 5 部) (3 A) (4 | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 | i 4 i 4 i 4 して 期 4 4 | 第4石油種 第2石油種 第2石油種 第4石油種 第4石油種 第4石油種 第4石油種 第4石油種 第4石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 第2石油種 | 潤滑油 軽滑油 超滑油 肥滑油 潤滑油 超滑油 超滑油 肥滑油 肥滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配 | 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL 7,392 kL 0,144 kL 9,144 kL 9,144 kL 1,392 kL 0,144 kL 8,88 kL 0,1 kL 8,88 kL 0,1 kL 8,88 kL 0,1 kL 8,88 kL 1,1 kL 8,88 kL 1,1 kL 8,88 kL 1,1 kL | × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) (2 / 4) 詳細評価要否 × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) × (他評価に包絡) | |
| | 2 号機 3 号機 3 号機 第 1. 号機 共用 共用 共用 共用 | (2 A) (2 B) (7 部湾本用発電機 (2 B) (7 部湾本用発電機 (3 A) (7 部湾本用発電機 (3 A) (15 部) (3 A) (15 部) (3 A) (4 A) (4 A) (4 A) (4 A) | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 | i 4 i 4 i 4 i 4 | 第4 石油酸 第2 石油酸 第2 石油酸 第4 石油酸 第4 石油酸 第4 石油酸 第4 石油酸 第4 石油酸 第4 石油酸 第4 石油酸 第2 石油酸 | 潤滑油 軽滑油 軽滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 配 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包給) ×(他評価に包約) | |
| (7 分型) (7) (| 2 号機 3 号機 3 号機 3 号機 第 1.: 号機 共用 共用 共用 共用 共用 | (2 A) (2 B) (7 部湾本用発電機 (2 B) (7 部湾本用発電機 (3 A) (7 部湾本用発電機 (3 A) (7 部湾本 (3 A) (3 A) (3 A) (3 B) (1 句 a) (1 句 a) (1 句 a) (1 句 a) (2 句 a) (3 白 a) (2 句 a) (2 句 a) (3 白 a) | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 | i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 4 4 4 4 4 | 第4石油酸 第2石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第4石油酸 第 第4石油酸 第 第 4石油酸 第 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 2 石 二 石油酸 第 2 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 二 石 | 潤骨油 軽油油 配骨油 毛滑油 毛滑油 毛滑油 肥骨油 肥骨油 肥骨油 肥合油 肥合油 肥合油 肥合油 肥合油 肥合油 肥合油 肥合油 肥合油 肥合 | 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 7.392 kL 0.144 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL 0.1 kL 8.88 kL | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 群相評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包給) | |
| | 2 3 号機 3 号機 第 1. | (2 A) (2 B) (7 部湾本用発電機 (2 B) (7 部湾本用発電機 (3 A) (7 部湾本用発電機 (3 A) (7 部湾本用発電機 (3 A) (4 A) (2 5 A) | 一般取扱所 | i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 | 第 4 石油酸 第 2 石油酸 第 2 石油酸 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 4 石油酸 第 2 石油酸 第 4 石油酸 第 2 石油酸 第 4 石油酸 第 2 石油酸 | 潤骨油 毛潤骨油 毛潤骨油 毛潤骨油 毛潤骨油 毛骨油 肥骨油 肥骨油 肥子油 肥子油 軽肉 花油 軽肉 花油 肥子油 軽肉 花油 肥子油 酸 花油 肥子油 肥子油 肥子油 肥子油 肥子油 肥子油 肥子油 肥子油 肥子油 用骨油 肥子油 用骨油 肥子油 用骨油 肥子 用骨油 用骨油 肥子 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 | 0.144 社 7.392 七 7.392 七 | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) | |
| 大田 クンクローリー 移動式タン 4 第2 石油類 軽加 3.86 LL × (「空」運用) 共用 クンクローリー 移動式タン 4 第2 石油類 軽加 3.86 LL × (「空」運用) 共用 クンクローリー 移動式タン 4 第2 石油類 軽加 3.86 LL × (「空」運用) 土田 クンクローリー 移動式タン 4 第2 石油類 軽加 3.86 LL × (「空」運用) | 2 号機 3 号機 第 1. 号機 第 1. 号機 共用 共用 共用 共用 共用 共用 | (2 A) (注 A) (注 P) (注 P) (2 B) (2 B) (2 B) (2 B) (2 B) (2 B) (3 A) (代書本用発電機 (3 B) (3 B) (3 B) (3 B) (3 B) (1 5 B) (2 5 B | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 | i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | 第4石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第4石油種類 第4石油種類 第4石油種類 第4石油種類 第4石油種類 第4石油種類 第4石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 第2石油種類 | 潤骨油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑 | 0.144 社 7.392 七 7.392 七 | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) ×(他評価に包給) | |
| 大田 クジウローリー ク動成クシ ク加備所 本田 日本 日本 <th +<="" 1="" t<="" td=""><td>2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3</td><td>(2 A) (2 B) (4 部本用発電機 (2 B) (5 赤 用発電機 (3 A) (5 赤 用 (5 赤 用) (5 赤 用) (5 赤 用) (5 赤 用) (5 赤 用)</td><td> 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取取所 一般取取所 一般取取方 </td><td>i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4</td><td>第4 石油酸罐 第2 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸 第 4 石油酸 第 5 4 石油酸 第 5 4 7 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td>潤骨油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕加 開冷油 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加</td><td>0.144 kL 7.392 kL 7.39</td><td>×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡)</td></th> | <td>2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3</td> <td>(2 A) (2 B) (4 部本用発電機 (2 B) (5 赤 用発電機 (3 A) (5 赤 用 (5 赤 用) (5 赤 用) (5 赤 用) (5 赤 用) (5 赤 用)</td> <td> 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取取所 一般取取所 一般取取方 </td> <td>i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4</td> <td>第4 石油酸罐 第2 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸 第 4 石油酸 第 5 4 石油酸 第 5 4 7 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>潤骨油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕加 開冷油 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加</td> <td>0.144 kL 7.392 kL 7.39</td> <td>×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡)</td> | 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | (2 A) (2 B) (4 部本用発電機 (2 B) (5 赤 用発電機 (3 A) (5 赤 用 (5 赤 用) | 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取取所 一般取取所 一般取取方 | i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 i 4 | 第4 石油酸罐 第2 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸罐 第4 石油酸 第 4 石油酸 第 5 4 石油酸 第 5 4 7 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 潤骨油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕滑油 輕加 開冷油 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 輕加 | 0.144 kL 7.392 kL 7.39 | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) |
| | 2 9 9 9 9 1 3 9 機 第 1. 5 7 機 4 月 用 4 共 用 4 共 用 4 用 4 共 用 4 二 日 4 4 4 5 6 6 6 6 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | (2 A) (本) (本) | -一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所 | 4 | 第 4 石油酸酯 第 2 石油酸酯 第 4 石油酸酯 第 4 石油酸酯 第 4 石油酸酯 第 4 石油酸酯 第 4 石油酸酯 第 4 石油酸酮 第 4 石油酸 第 5 4 7 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | 潤骨油 載治 潤骨油 配滑油 配滑油 配滑油 配滑油 和滑油 和消費油 和消費油 和消費油 和消費油 用骨油 和消費油 和消費油 用骨油 用骨油 和消費油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨油 用骨 | 0.144 kL 7.392 kL 7.39 | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) | |
| | 2 3 3 3 3 9 機 第 1. 5 4 5 6 4 5 7 1. 5 6 4 4 5 7 1. 5 6 4 4 5 7 1. 5 7 1. 5 7 1. 5 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. | (2 A) (注音楽用発電機 (2 B) (注音楽用発電機 (3 A) (注音楽用発電機 (3 B) (注音楽用発電機 (3 B) (注音楽) (注音楽)<td> 一般取扱所 参数動気/シンク的構成 </td><td></td><td>第4 石油酸酯 第2 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸 第4 石油酸 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石</td><td>潤骨油 載酒 調潤滑油 電潤滑油 電潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 調滑油 調 電油 調 調 調 電油 調 調 調 電油 調 調 調 電油 調 調 調 調 電油 調 調 電油 調 調 電油 調 調 調 電油 調 調 電油 調 調 電油 調 調 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二</td><td>0.144 kL 7.392 kL 7.3</td><td>×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包格) ×(世評価に包格) ×(世評価</td> | 一般取扱所 参数動気/シンク的構成 | | 第4 石油酸酯 第2 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸酯 第4 石油酸 第4 石油酸 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 第5 石 | 潤骨油 載酒 調潤滑油 電潤滑油 電潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 潤滑油 電油 調滑油 調 電油 調 調 調 電油 調 調 調 電油 調 調 調 電油 調 調 調 調 電油 調 調 電油 調 調 電油 調 調 調 電油 調 調 電油 調 調 電油 調 調 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 | 0.144 kL 7.392 kL 7.3 | ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) (2/4) 詳細評価要否 ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包絡) ×(他評価に包格) ×(世評価に包格) ×(世評価 | |

| 第6条 彡 | 外部からの衝撃による | | | | た災) | | | | | | | | | | 称于、記載衣猊、設備石がの相逢 | (天真戸がお何通がよび) |
|----------------------|--|---|----------------------|---|---------------------------|--|----------|----------|------------------------------------|-------|---------------|-------------|--------------------|------------------------------|--|----------------------|
| | 女川原子 | ·力発電 | 前2号 | 异炉 | | | | | 淮 | 白発電 | 所3号 | 炉 | | | | 差異理由 |
| | | | | | | | ٦L | | | | | | | | | 設計方針の相違 |
| 第1.8. | 9-3 表 発電所敷地内に設置し | | 外の危険 | 物貯蔵施 | 證等の一 | 一聲 | | 第1. | 3.10.3 表 発電所敷地内に | こ設置 | | | 表施設等 | の一覧 (3/4) | 先行審査知見の反映 | ・プラント設計の違い |
| Ctrp : | して、 定純物変換名 製造防守の別 | /3) | 80135 | 88 | 最大素堂 | 詳細評量美習 | | 号機 | 施設名 | 10 | 危険物品名 | | 数量 | 詳細評価要否 | ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 | による対象設備の相違 |
| | | | | | | z | | 1,2号根 | 給排水処理建屋 | | 第2石油類 | 軽油 | 490 L | × (屋内設置) | 内容の充実化が必要と判断したため、当該記載を追記した。 | |
| その他 大容量 | ▲電影装置 一般取扱所 | 第四模 2 | 第二石油模 | 超油 | 74,025(1 | (論時「論」) | | 3 号機 | 給排水処理速屋 | 4 9 | 第2石油類 | 軽油 | 490 L | × (屋内設置) | | |
| その他 大容型 | 1世現装置 地下タンク貯設所 | A CONTRACTOR OF THE | 第二石油類 | 8538 | 90 H I | | | 1,2 号机 | 循環水ボンプ建屋 | 4 9 | 第3石油類 | 潤滑油 | 1,600 L | × (屋内設置) | | |
| | | | 第四石油模 | \$79油 | 10 k I | | | 3 号機 | 循環水ボンプ建屋 | 4 3 | 第4石油類 | 潤滑油 | 1.310 L | × (屋内設置) | | |
| その後 タンク | クローリ 移動式タンク特徴所 | | 第二石油版 第二石油版 | 灯油 NS油 | 4 ki 4 ki | × (常時「拿」) | | 1 号機 | 原子炉建屋 | 4 3 | 第3石油類 | 潤滑油 | 1,500 L | × (屋内設置) | | |
| 2011 999 | 70-0 Water 9 070 Filler | | 第三石油類 | 15:8 12:8 | 4 HI 3.66 kI | (2012) | | 2 号機 | 原子炉建屋 | 4 3 | 第3石油類 | 潤滑油 | 1,500 L | × (屋内設置) | | |
| | | 1.0000000000000000000000000000000000000 | 第二石油模 | tJie | 4 kl | x, | | 3号機 | 原子炉建屋 | 4 3 | 將4石油類 | 潤滑油 | 1,500 L | × (屋内設置) | | |
| ₹01£ 900 | クローリ 移動式なつり貯敷所 | | 第二石油類 | 6536 | 4 HI | (梁晴 [章]) | | 共用 | 指揮所用発電機 | 4 3 | 第2石油類 | 軽油 | 490 L | × (他評価に包絡) | | |
| | AVARAMAN AND A CONTRACTOR AND A CONTRACT | 36BM 5 | 第三百油類 | ≣ :E | 3.66 kl | | | 共用 | 待機所用亮電機 | 4 9 | 幕2石油類 | 軽油 | 490 L | ×(他評価に包絡) | | |
| その神 | 2日-11 後数式タンク設満所 | 第四旗 第 | 第二百油牌 | RE:E | 100 1 | × | | 共用 | 高圧送木ポンプ車(HS900) | 4 第 | 第2石油類 | 軽油 | 990 L | × (他評価に包絡) | | |
| | 24/42 EUP) 0200000000000000000000000000000000000 | | 1/1/00/00/00/00 | | | (野田香堂, 距離) | | 共用 | 高圧送木ポンプ車(HS900) | 4 第 | 第2 石油類 | 軽油 | 990 L | × (他評価に包絡) | | |
| その神 | 2月一り 砂鉄式タン212風防 21後間エリア) | 第四旗 第 | 第二石油類 | RE:B | 100 1 | × (貯思答葉, 張鏞) | | 共用 | 高圧送水ポンプ車(HS1200) | | 第2石油類 | 軽油 | 990 L | × (他評価に包絡) | | |
| 9.97 | 2 0 - 11 | | | | | × | | 共用 | 可搬型直流電源用発電機1 | | 第2石油類 | 軽油 | 250 L | × (他評価に包絡) | | |
| | (後盤エリア) (参数式タンク設現所) | 第四類 第 | 第二石油類 | RE:8 | 100 1 | (貯肥啓覚, 張鏞) | | 共用 | 可搬型直流電源用発電機2 | | ₿2.石油類 | 軽油 | 250 L | × (他評価に包絡) | | |
| 1 无面缝 | タービン発電道用 地下タンク貯蔵所 | 第四版 5 | 第二石油和 | 1536 | 330 H1 | x | | 共用 | 可搬型直流電源用発電機3 | + + - | 第2石油類 | 軽油 | 250 L | × (他評価に包絡) | | |
| 報道の | 9ンク 初所:評価対象となる設備 | | | | | (地下設置) | Į | 共用 | 可搬型直流電源用発電機4 | | 82石油類 | 軽油 | 250 L | × (他評価に包絡) | | |
| (19975)(12) (正 | 17개 · #부100년56 온 46 성급文08 | | | | | | - | 共用 | 可搬型直流電源用発電機5 | + + | 第2石油類 | 軽油 | 250 L | × (他評価に包絡) | | |
| | | | | | | | | 共用 | 可搬型直流電源用発電機6 | | 第2石油類 | 軽油 | 250 L | × (他評価に包絡) | | |
| | | | | | | | | 共用 | 可搬型直流電源用発電機7 | | 第2石油類 | 軽油 | 250 L | ×(他評価に包絡) | | |
| | | | | | | | | 共用 | 可搬型直流電源用発電機8 | 4 第 | 第2石油類 | 軽油 | 250 L | ×(他評価に包絡) | | an al debt or britte |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 設計方針の相違 |
| | | | | | | | ٦1 | 第1.8. | 10.3 表 発電所敷地内に認 10.3 表 発電所敷地内に認 | 設置し | ている危 | 険物貯蔵 | 施設等の | 一覧(4/4) | | ・プラント設計の違い |
| 第1 | .8.9-3 表 発電所敷地内に話 | 遣してい (3/3 | | D危険物則 | 子戴施設 | 等の一覧 | | 号機 | 施設名 | | 危険物の | | 教量 | 詳細評価要否 | 先行審査知見の反映 | による対象設備の相違 |
| 号炉 | 設備名 | | いり 雑物の種類 | 1 | <u>R</u> | 详细评值美容 | ŝ. | 75 680 | 地設治 | | 加速すのジオ | 医洞 | 蚁凰 | 計標計開発行 | ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 | |
| 共用 | 子備索圧器 | - | (重加日本) | | 10.000 1 | ×(他評価に包納) | | 1号機 | 主変圧器 | | 1種4号 (重油相) | | 86 kL | ×(他評価に包絡) | 内容の充実化が必要と判断したため、当該記載を追記した。 | |
| 1 =1P | 主盗正教 | 建绿油 | (重調調当) | 1 | 100,000 1 | ×(他評価に包除) | | 1号機 | 起動変圧器 | | 1種4号 | 鉱油 | 30.3 kL | ×(他評価に包絡) | | |
| 1号炉 | 起鉄实压器 | 趋移油 | (重油目当) | ç R | 48,000 1 | ×(他評価に包約) | | | | | (重油相) 1種4号 | 当) 42-3m | | | | |
| 1 = #P | 所内変圧器 | 10110-200 | 9(重油相当) | Q (1) | 14,000 1 | × (他評価に包路) | | 1号機 | 所内変圧器 | | (重油相) | 当) | 22.0 kL | ×(他評価に包絡) | | |
| 2 = 10 | 主変圧器 | |) (重)(開当) | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 138,000 1 | × (編射影響なし) | | 2 号機 | 主変圧器 | | 1種4号 (重油相) | | 77.0 kL | ×(他評価に包絡) | | |
| 2국(F 2국(F | 超数率压器 所容率压器 | the second decourse | a (東語語) a (東語語) | | 66.000 I | 0 | | 2 号機 | 起動変圧器 | | 1種4号 | | 30. 3 kL | ×(他評価に包絡) | | |
| 2519 | 而改善建憲正義 | | 1(東油相当) 1(東油相当) | | 15,000 1 | く の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | | | | | (重油相) 1種4号 | 当) 493社 | | | | |
| 28% | 補助ポイラー用実圧器 | | (重油相当) | | 24,000 1 | 0 | | 2 号機 | 所内変圧器 | _ | (重油相) 1種4号 | 当) | 22.0 kL | ×(他評価に包絡) | | |
| | 静止型原子炉画低現ポンプ用 | | | | | 0 | | 1,2 号相 | 予備変圧器 | | 1種4号 (重油相) | | 15.9 kL | ×(他評価に包絡) | | |
| qt≢S | 電源装置入力変圧器 | | 1(意油相当) | | 6,250 1 | | | 3 号樓 | 主変圧器 | | 1種4号 | | 107.8 kL | 0 | | |
| 35# | 主変圧器 | - |) (重油用当) | | 138,000 1 | 0 | | 0 -9 100 | 所内変圧器 | | (重油相) | 当) | ALC: NO BE | ~ | | |
| 3510 | 超数图压器 | | (重調問当) | 0.000 | 40,000 1 | O | | 3 号機 | 予備変圧器 | | 1種4号 (重油相) | | 31.8 kL | ×(他評価に包絡) | | |
| ಿ≂ಭಾ ವಿ€ಭಾ | 防内度压器 | 100000 | a (重油相当) a (重油相当) | | 13,000 I | ×(他評価に包除) | | 1号機 | 発電機ガスボンベ貯蔵庫 | 7 | ★素ガス (ボ | | 945 m ³ | × (屋内設置) | | |
| 351P 351p | 回帰電源実圧器 構動ポイラー用支圧器 | 002 002 002 002 002 002 | (重)時間当) (重)時間当) | 2000 C | 18,000 1 | U × (他評価に包給) | | 2 号機 | 発電機ガスボンベ貯蔵庫 | 7 | 水素ガス(ボ | (ンベ) | 945 m ³ | × (屋内設置) | | |
| | 静止型原子炉再施泉ボンブ | *077.00 | | | 10000 | and a second second | | 3 号機 | | * | *素ガス(ボ | (ンベ) | 1,120 m³ | × (屋内設置) | | |
| з₩¢р | 用電源装置入力支圧器 | 路線油 | (重油相当) | e | 6,250 1 | ×(他評価に包除) | | 1,2 号根 | | _ | 水素ガス (ボ | | 420 m ³ | × (屋内設置) | | |
| 共用 | 抗却护用 | | LPガス | | 1,000kg | × (尼西語音) | | 3 号機 | | * | k素ガス (ボ | (ンベ) | 280 m ³ | × (屋内設置) | | |
| ~~ | プロパンガスボンベ | | | | | | | 共用 | 放射性廃棄物処理建屋 プロパンポンベ庫 | | プロパンプ | ガス | 2,000 kg | × (屋内設置) | | |
| 1号炉 | 16時オイラー用 | ı | LPガス | | 40 CK g | × (屋内設置) | | 1,2号根 | 補助ポイラー速量 | | プロパンプ | ガス | 180 kg | × (屋内設置) | | |
| 1815 | プロバンガスボンペ | - | 水素ガス | | 52. 155 Ekg | × (屋井設置) | | 3号機 | 補助ポイラー建屋 | | プロパンプ | ガス | 120 kg | × (屋内設置) | | |
| 1号炉 2号炉 | 水素ガスホンペ | | * 希力ス | | 32. 155.6kg 37. 25.4kg | × (尼作設置) × (尼作設置) | | | | | | | 【別注 | 版1 (2.2.2.5)] | | |
| 2 <i>号/P</i> 3号/P | 小素ガスポンペ | - | w 本 ガ ス | | 86. 0778kg | × (屋内装置) | | | | | | | | | | |
| | け箇所:評価対象となる設備 | | | | | | 10 | | | | | | | | | |
| | | | | 【別 | 际資料 | 1(2.2.2.5)] | | | | | | | | | | |
| | | | | 6-123 | | | - 1 | | | | | | | | | |

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表



| Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction Restruction | 第1.1.3.4 (第 茂 首都的のウマゴリ と対容数字機構 第7年後ののウマゴリ 10 (第 1/2) (1/2) 第2.1.5.1 (注 (注 英 丁草(約 0/2)) 10 (1/2) 第2.8.1 (注 (注 (注 英 丁草(約 0/2)) 10 (1/2) 第2.8.1 (注 (注 (注 英 丁葉 製)) 10 (1/2) 第2.8.1 (注 (注 (注 (注 (注 (注 (1/2))) 第2.8.1 (注 (注 (1/2)) 第2.8.1 (注 (1/2)) 10 (1/2) 第2.8.1 (注 (1/2)) 10 (1/2) 第2.8.1 (注 (1/2)) 10 (1/2) 第2.8.1 (1/2) 10 (1/2) 第2.8.1 (1/2) 10 (1/2) 第2.8.8 (1/2) 10 (1/2) 第2.8.8 (1/2) 10 (1/2) ************************************ | 第1.0.9.4 度 常有能のカッケロ・と対象は2様 第1.6.9.4 度 常有能のかったい 第1. | 6条 外部からの | 「撃による損傷の防 | 止(外部 | <u>KR</u> | | | | | | | |
|--|---|---|--------------------------------------|--|---------------------------------------|----------------------------|---|-----|----------------------------|--------------------------------------|------------------------|---|-----------|
| Multicity (1990) (1997) (1990) (1 | Multicity (1990) (1997) (1990) (1 | Multicity (1990) (1997) (1990) (1 | | 女川原子力発電所 | 2号炉 | | | | | 泊発電所 | 3 号炉 | | |
| Bit (1) 10 200 (2) 2010 | Building | Bit (1-10-10) Bit (1 | | | | | | | | | | | |
| 市市各のウテビジ 市田市 市市各のウテビジ 市市各のウテビジ 市市各のウテビジ 市市各のウテビジ 市市各のウテビジ 市市各のウテビジ 市田市 ロレン | 順市学校の方子ジ 町空修 町空/ 町空/ 町ご/ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ <td>順市場の方式 町田市 田田市 田田市 田田市 田田市 日本市場の方式 町田市 日本市 日本市 日本市</td> <td>第1.8.9</td> <td>14表 落下事故のカテニ</td> <td>ゴリと対象航</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第1.8.</td> <td>10.4 表 落下事故</td> <td></td> <td></td> <td></td> | 順市場の方式 町田市 田田市 田田市 田田市 田田市 日本市場の方式 町田市 日本市 日本市 日本市 | 第1.8.9 | 14表 落下事故のカテニ | ゴリと対象航 | | | | 第1.8. | 10.4 表 落下事故 | | | |
| NUMBER NUMER NUMER NUMER <td>1000000000000000000000000000000000000</td> <td>NUMBER MERRON MERRON NUMBER MERRON NUMBER NUMBER<</td> <td>落下事故</td> <td>のカテゴリ</td> <td>State (1997)</td> <td>and the first second</td> <td> Construction (Training of the second sec second second sec</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> | 1000000000000000000000000000000000000 | NUMBER MERRON MERRON NUMBER MERRON NUMBER NUMBER< | 落下事故 | のカテゴリ | State (1997) | and the first second | Construction (Training of the second sec second second sec | | | | | | |
| REALFORMULETE ALLEGO A | Rest metric production | 年間日前:2月10日 「日本日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本 | 計器飛行方式 」民間航空機 | を巡航中 大型民間航空機 | B747-400 | 85 | 2.790 | | 飛 民 (固定) | 【機,回転翼機) | B747-400 | 140 | 1,150 |
| 前日時時時 前日時時時 100-00 11 1.10 2014年期間 100-00 11 1.10 100 2014年期間 100-00 100-00 100-00 100 100 2014年期間 100-00 100-00 100 100 100 100 2014年期間 100-00 100-00 100 100 100 100 2014年期目 100-00 100-00 10 | 第日日の日本 第日日の日 | 日本の日本 < | 12/2/2015/07/2020/2020/ | t | | | | | 小型固) | | Do228-200 | 76 | _=: |
| Contraining Contraining <thcontraining< th=""> <thcontraining< th=""></thcontraining<></thcontraining<> | Contraint | Contraine Contraine <thcontraine< th=""> <thcontraine< th=""> <t< td=""><td></td><td>城外 空中給油機等,高高度</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>· 丁 固定翼機,小</td><td>E-15</td><td>39</td><td>1, 102</td></t<></thcontraine<></thcontraine<> | | 城外 空中給油機等,高高度 | 1 | | | | | · 丁 固定翼機,小 | E-15 | 39 | 1, 102 |
| ・ 「「「「「「「」」」」「「」」」」」」」 | (1) (1) (1) (1) (1) (1) 1 (1) | (1) (1)< | 大喝水草飯 经现17 | る大型固定異機 | | , in | 1,173 | | | 型固定翼機及 び回転翼機 | | | |
| | 正式 正式 正式 1.000000000000000000000000000000000000 | 正式 医化-3002を取り組織を、の 下・2 S 1.03 1 * 「市場市がになかい市は1000000000000000000000000000000000000 | | 機, 小型固定翼機及び | | 21 | 3, 360 | | | 等,高高度で | | 263 | _==: |
| S hats-suita-s-tillparkeigtersa, -tabogatkastonaistal ofstrekort | | | 基地 | | F-2 | 25 | 1,963 | | 訓練空 | 城 される大型固 | | 200 | |
| | | | | | | | and the second second second | | | | | | |
| 低に登録される大学祥御徳祭をした。 【別開始質目1(2:3) (3) | (個:29/8/5/1-20-09/8/目前をからした。 [39/8/9/E 1-1(2:0)] (1):::::::::::::::::::::::::::::::::::: | 低い 2005 24 3-3-3-3-3 17 24 17 25 18 12 2: 3) | | | | | | | | 固定翼機,小 | E=15 | 109 | _#3 |
| (外部交付)1(2:3) (小菜 (小菜)) (小i) (| (例研究件1103.0) (例研究件1103.0) (の研究件1103.0) | (別院気料1(2.3) (別院気料2(2.4)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3)(2.3)) (別(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3)(2.3)) (別(2.3)(2.3)(2.3)(2.3)(2.3) (別(2.3)(2.3)(2.3)(2.3)(2.3)(2.3)(2.3)(2.3) | 個に包紹されるため評価 | 対象外とした。 | | | | | | | | | |
| 田田市会大した。 田田市会大した 田田市会大した 田田市会大した 田田市会大した 田田市会大した 田市会大日会 田田市会大日会 田市会大日会 田市会大日会大日会 田市会大日会大日会 田市会大日会 田市会大日会大日会 田市会大日会大日会 田市会大日会 田 会大日会 田市会大日会 田市会大日会 日会大日会 田 会大日会 田 会大日会 田 会大日会 田 会大日会 田市会大日会 田市会大日会 田 会大日会 田 会大日会会 田 会大日会会 日会大日会 日会大日会 日会大日会 日会大日会 日会大日会会 日会会大日会 日会会大日会 日会大日会 日会大日会 日会 日会会大日会 日会大日会 日会大日会会 日会大日会会 日会会大日会会 日会大日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 日会会 | 第18.0-6 表 ばい/値等による影響設置 第18.0-6 表 ばい/値等によると参響 新興用会互相 第18.0-6 表 ばい/値等になる からスプレ 第18.0-6 表 ばい/値等になる からスプレ 第18.0-6 表 近の(2) プレイ 抽検が通信(点面)(4) ポップ 第18.0-6 表 近の(2) プレイ 抽検の通信(点面)(4) ポップ 第18.0-6 表 近の(2) プレイ 抽検の通信(点面)(4) ポップ 第18.0-6 表 近の(2) プレイ 抽検の通信(点面)(4) ポップ 第18.0-6 表 近の(2) プレイ 抽検の通信(面)(4) ポップ 第18.0-6 表 近の(2) プレイ 抽検の通信(面)(4) ポップ 第18.0-6 表 近の(2) プレイ 抽検の通信(1) ポロ(2) (1) | 第13.8-5 表 ばい運等による影響計画 第13.8-5 表 ばい運算画 第13.8-5 表 近日のの大学 第13.8-7 の (1, 5, 7, 0, 4, 5, 4, 5, 0, 5, 7, 0, 7, 0, 2, 8, 4, 8, 7, 0, 0, 2, 0, 2, 0, 2, 0, 2, 0, 3, 0, 2, 1, 3, 0, 0, 2, 1, 1, 0, 0, 2, 1, 1, 0, 0, 2, 1, 1, 0, 0, 2, 1, 1, 0, 0, 2, 1, 1, 0, 0, 2, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 1, 0, 0, 1, 0, 0, 1, 0, 0, 1, 0, 0, 1, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, | | | | 【別添資) | 料1(2.3)】 | | | ,離隔距離が短い「自 | | | |
| 外気を取り込む屋外設置機器 ・非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機を含む。) 研気口 住住への影響 ・中央制御室 ・ 【別添1 (2.4)] | 外気を取り込む屋外設置機器 ・非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機を含む。) 研気口 住住への影響 ・中央制御室 ・ 【別添1 (2.4)] | 外気を取り込む屋外設置機器 ・非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機を含む。) 研気口 住住への影響 ・中央制御室 ・ 【別添1 (2.4)] | 分類 器への 外気を取り込む 響 換気空調系で計 | >屋外が設置・原子(・高正) 合気,されるエリア・非常用 イ系・ | 評価均 戸舗被決却海水 戸心スプレイ神 月ディーゼル発電 | :ポンプ 機冷却満水: 電機(高田) | 戸心スプレ | 機器へ | 5 外気 の影響 され 速屋 | 類 を取り込む設備 を調設備で給気 5エリアの設置機器 | 影 原子炉補 ディ 制御月 | 評価 審評価設備 機冷却海水ポ ーゼル発電機 完全保護系 1空気圧縮設備 | ンプ |
| | | | 外気を取り込む | And a second | | | 10.20194038 Million | | | ヽの影響 | q | 中制御室 | |
| | 1,2996%頁中11,27.4月 | [20]62]東平11(2,4)] | 居住性への影響 | 1. CM 11 | | | | | | | | 【別 | 舔1 (2.4)】 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

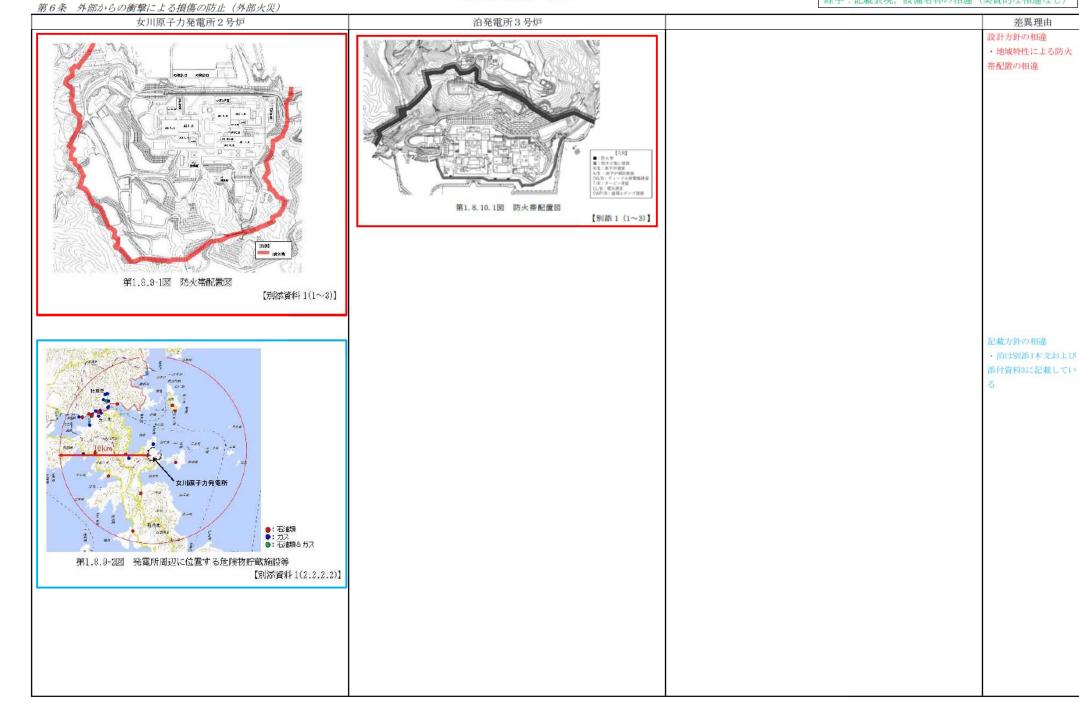
赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

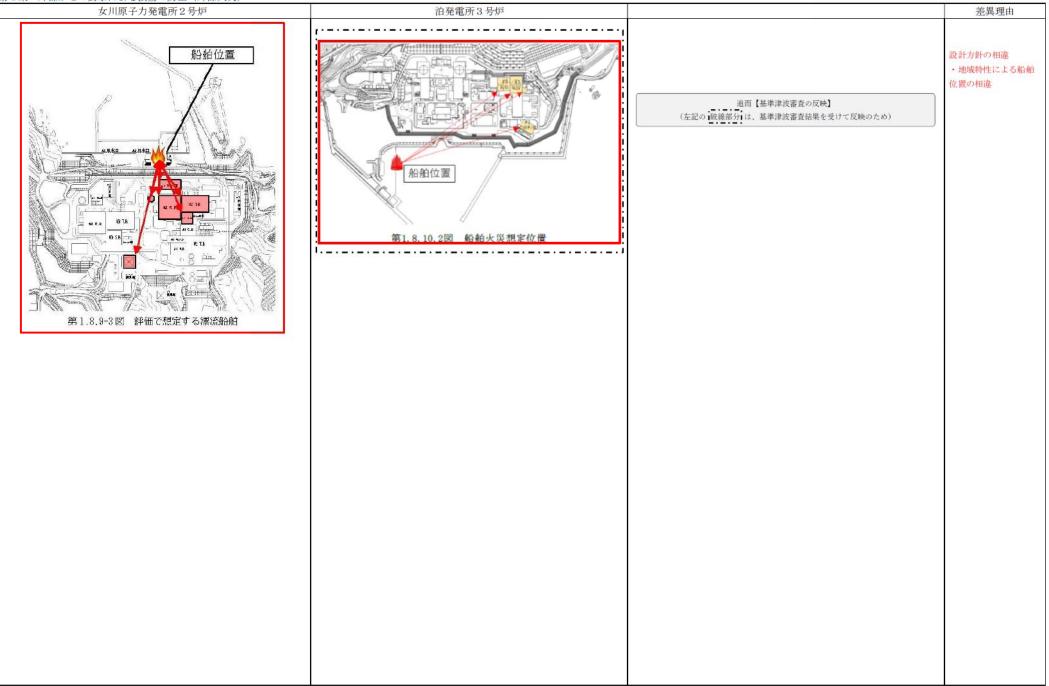
差異理由

体制の相違

| | | 第1.8.8-6表 自衛権 | 的隊編成 |
|-------|----------------|--|--|
| | 構成 | 所困害 | 役割 |
| 白油 | 前的基本 | 発電所長(1) | a 自衛治防隊の全体指揮 |
| 白龍 | 新酒防隊長代行者 隊長 | 指名者(1) | b.現場書任者及び現場指揮者の選任 a.自衛消防隊長千在時の代子 |
| | 祥理者 | 保全部長 (1) | a自衛治防維衛の統括管理 b欠災等発生時の発電所本部での総権 揮及び指導管理 |
| 火災 | 防寒村荣管理者 | 防災課長 (1) | a統括管理者の補佐 b 消火方針の立案 c 原子力安全のための火災時濃に関する 指導 |
| 初期 | 通報連絡責任者 | 道韩随道给责任者:我重課長(1) | a消防機関及び関係値所への連報連絡 b初期消火要用への出動要請 |
| 朝隋火要昌 | 現場責任者 | 現場責任者:特別管理職(1) | a消防機関への情報提供 b.消防機関の誘導 平日昼間:現地指揮本部までの誘導 平日夜間・保楽日:火災見場への誘導 |
| | 現場指揮者 | 現場指導者:特別管理職(1) | a 火災現場確認 b 火災現場での消火指揮 c 消火器又は屋内消火栓による消火活動 等 |
| | 補火植当 | ・ 平日昼間(周辺広論区域内) 運転目(1) ・ 平日昼間(周辺広論区域外) 停全部目(1) ・ 平日夜間・休祭日 運転目(1) | a <u>√</u>炎病場適認 b 潜火器又は屋内猎火栓による猪火活動 |
| | 消防重线 | 表記員 (6) | ■消防車移の消防指揮 や消防首動車のプシセスルート及び配 満時間の超示等 ・化学剤応貸動車の建取用 は化学剤応貸動車の建取用 は化学剤応貸動車の運動作業 ・活動計動車による消火活動(満先) 行泡消火率取り消絶。 空信防ちースの延長等 |
| 浦水 | CEVEL | 班長:特別管理職(1) 副班長:特別管理職(1) 北日:ちゲループ目 | a 消火器,消火枪等により消火活動 |
| 避難 | 議算明 | 班長:特別管理職(1) 副班長:特別管理職(1) 班員:各グループ員 | a 活防他間の次災現場への話導 |
| 法中 | 随著结理 | 班長:特別管理職(1) 副班長:特別管理職(1) 班員:各グループ員 | a社内関係個所への連絡、本店対策室との連絡調整 b、火災情報の収集 |
| 從沒 | WL. | 班長:特別管理職(1) 副班長:特別管理職(1) 班員:答グループ員 | a 校議,警備 |
| 7:12 | 结平(历时) | 班長:特別管理職(1) 副班長:特別管理職(1) 班員:各グループ員 | a ブラント内の放射能の状況調査 |

| 第1.8.10.6 安 自衛消防防編成 構成員 役 割 憲活防防委 〇自憲消防除全体を指揮・統括する。 支術活動な長 公設消防防との活動方針を統括する。 |
|---|
| ★消防隊長 ○自憲消防隊全体を指揮・統括する。 技術系担当次長 ○公款消防隊との活動方針を統括する。 |
| 支術系担当次長 〇公酘消防隊との活動方針を統括する。 |
| |
| 審消防隊長 ○自憲消防隊不在時の任務を代行 運営課長 |
| 部指揮班 ○自衛消防隊各班を指揮 ○各班からの通報・連絡を受けると共に、情報を収集し自衛消防隊長 の判断を補佐 ○公取消防との連携(鏡大等、大災状況)を図る。 |
| (大班 〇大災発生現場へ向かい、大災状況等を把握する。 〇大災発生現場で消火器、消火栓等により迅速な消火活動を実施し、 延続拡大防止を図る。 |
| 初期消 初期消失要員のうち、連絡者、通報者を除く以下の9名は消火班の指 火要員 揮下となる。 |
| 構成員 活動内容 |
| 現場信揮者 ・大災発生現場へのアクセスルートを判断し、 (1名) 初期消火要員とともに消防自動車に乗車・出 動 ・大災発生現場到着後、大災状況に応じた消火 |
| 体制を整え、初期消火活動(放木等)を指示 消火担当 ・現場指揮者の指示に従い、消防用ホース簡先 |
| (3名) を用いて消火に当たる 消防車操作 ・現場指揮者の指示を受け、機関員として、消 |
| 担当(2名) 訪自動車による消火に必要な操作を行う ・泡消火薬剤を化学消防自動車へ補給 |
| 街大穂助 ・ 他商子案刹を運搬車で大災発生現場へ補給 化学商防自動車への泡漬大薬剤補給の補助お よび信令補助 ・ 現場指揮者の指示を受け、消大栓のバルブの |
| 開閉 案内野導 ・公設尚防が入構するゲートに待機し、公設消払当(1名) 訪応を火災発生現場近傍へ誘導 |
| 務支援度 〇総合管理事務所の各フロブの連載者を連載場所へ誘導 登載誘導担当) ○被災者が発生した場合、被災者の状態を確認し、火災による影響の 少ない安全な場所へ搬出し、教護規長へ連絡する |
| 落支援紙 (防支援紙 との連携 との連携 とのもに、被災者の救援活動および公設消防救急隊 との連携 |
| (管班 ○大災発生現場の線量当量率,汚染レベルの測定 |
| ○自衛消防隊員および公穀消防隊員の被ばく管理および助言 |
| (合) ○自衛消防隊員、公設消防隊員を火災発生現場まで誘導 ○管理区域内入退域・物品搬出入手続きおよび管理 |
| ○自衛消防隊員および公設消防隊員への除除措置 |





第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
|---------------------------|----------|------------------------------|
| | <image/> | 設計方針の相違 ・地域特性による配置 の相違 |

| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理 |
|---|---|---|
| (3) 適合性説明(外部からの衝撃による損傷の防止) | (3) 適合性説明 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 | 記載表現の相違 |
| 第六条 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然 現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合 においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすお それがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用 する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したもの でなければならない。 3 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周 辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原 因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意による ものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能 を損なわないものでなければならない。 | 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。 次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能 を損なわないものでなければならない。 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼす おそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施 設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切 に考慮したものでなければならない。 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発 電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれが ある事象であって人為によるもの(故意によるものを除 く。)に対して安全機能を損なわないものでなければなら ない。 | |
| 適合のための設計方針 第1項について 発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。)につい ては、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風(台風)、竜巻、 凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森 林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電 所の立地地域である女川町に対する規格・基準類による設定値及び 発電所の最寄りの気象官署である「石巻特別地域気象観測所」で観 測された過去の記録並びに「大船渡特別地域気象観測所」で観測さ れた過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに 関連して発生する可能性がある自然現象も含める。 | 適合のための設計方針 第1項について 発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。) については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風(台風),竜巻,凍結,降水、積雪,落雷,地滑り、火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮を選定し,設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である寿都 特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに小樽特別地域気象観測所で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。 なお、自然現象を網羅的に抽出するために、国内外の基準等や文献^{(15)~(30}に基づき事象を収集し、海外の選定基準⁽²⁰⁾も考慮の上、敷地又はその周辺の自然環境を基に、発電所敷地で想 | 地域名の相違 地域名の相違 地域名の相違 記載方針の相違 ・泊は自然現象 的な抽出方法に |
| 安全施設は,発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合に おいても安全機能を損なわない設計とする。 ここで,発電所敷地で想定される自然現象に対して,安全施設が 安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等 (重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。 また,発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇し た場合において,自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結 果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。 発電用原子炉施設のうち安全施設は,以下のとおり条件を設定し, 自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計と する。 | 定される自然現象を選定する。 定される自然現象を選定する。 安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場 合においても安全機能を損なうことのない設計とする。 ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施 設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又 は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。 また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭 遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及 びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。 原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、 自然現象によって原子炉施設の安全機能を損なうことのない設 計とする。 | 詳細に記載してい |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | had and and most - and t | | Add tell warms in |
|---|--|---|----------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| (11) 森林火災 | (11)森林火災 | | |
| 敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある | 敷地外の森林から出火し,敷地内の植生へ延焼するお | | |
| 場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。 | それがある場合は、初期消火要員が出動し、予防散水等 | 体带 | 制の相違 |
| また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレ | の延焼防止措置を行う。また,敷地内の植生へ延焼した | - 11 | 泊は自衛消防隊のう |
| ーション (FARSITE) による影響評価に基づいた防火帯幅を確保する | 場合であっても, 森林火災シミュレーション(FARS | ち背 | 常駐している初期消 |
| こと等により、安全機能が損なわれることはない。 | ITE) による影響評価に基づいた防火帯幅(20m)を確 | 火星 | 要員により消火活動 |
| また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活 | 保すること等により安全施設が安全機能を損なうこと | をヨ | 実施 |
| 動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わ | はない。 | 記事 | 載方針の相違 |
| せることにより,安全機能を損なわない設計とする。 | | . 7 | 泊は「等」に女川の |
| | | 記事 | 載を含めている |
| | ただし, ササ草原かつ斜面に面し火線強度があがりや | | 計方針の相違 |
| | すい敷地北部の防火帯の一部は約55mにわたって評価上 | | 防火帯幅は一律で定 |
| | 必要とされる防火帯幅約45.3mに対し46m,風上に針葉樹 | | るのではなく、地形 |
| | を擁し火線強度があがりやすい敷地東部の防火帯の一 | | を考慮して地点毎に |
| | 部は約400mにわたって評価上必要とされる防火帯幅18m | | |
| | に対し25mの防火帯幅を確保すること等により安全施設 | | |
| | が安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| 【別添資料1(2.1)】 | M 安 主機能を損な テニとのない 設計とする。 【別添 1 (2.1)】 | | |
| [J]] 均因真不生1(2.1)] | 为归初8日(2.1) | | |
| 森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直 | 森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対し | 10 and | 載表現の相違 |
| 接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統、屋外設置機器 | て、外気を設備内に取り込む機器、外気を取り込む空 | 11-73 | area area trutt |
| に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することによ | 調系統、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必 | | |
| り、安全機能を損なわない設計とする。 | 要な場合は対策を実施することにより、安全施設が安 | 27. # | 載表現の相違 |
| 5, 女王1866と19(344)ない(2012 9)3。 【別添資料1(2.4)】 | 全機能を損なうことのない設計とする。 | aL 19 | 464.36 36 3 THE |
| [7]17/(夏7]1(2.4)] | 1 (2,4) L (2,4) | | |
| | [7]] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] | | |
| 第3項について | 第3項について | | |
| 発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の | 発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安 | | |
| 安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によ | 全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に | | |
| るもの(故意によるものを除く。)は、発電所及びその周辺での発生 | よるもの(故意によるものを除く。)は、網羅的に抽出するた | 1000.00 | 載表現の相違 |
| の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達す | めに、発電所敷地又はその周辺での発生の可能性、安全施設へ | | head of a finite |
| るまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設 | の影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕 | | |
| に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物(航空機落下)、ダ | 及び影響の包絡性の観点から、原子炉施設に影響を与えるおそ | | |
| ムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電 | んじむ音の色新住の観点がら,赤子が施設に影響を与えるおと れがある事象として、飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆 | | |
| 公の崩壊、療光、近隣工場等の穴炎、有毒カス、加加の国矢及の電磁的障害を選定する。 | 発,近隣工場等の火災,有毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害 | | |
| (XIP) 単舌で) 送たり る。 | | | |
| | を選定する。 | | the left on left the |
| | なお、想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因とな | | 載方針の相違 |
| | るおそれがある事象であって人為によるものを網羅的に抽出す | | 泊は事象の網羅的な |
| | るために国内外の基準等や文献(18)~(36)に基づき事象を収集 | | 出方法について詳細 |
| | し、海外の選定基準 ⁽³⁰⁾ も考慮の上、敷地及び敷地周辺の状況 | に高 | 記載している。 |
| | を基に、設計上考慮すべき事象を選定する。 | | |
| 安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用 | 安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される原 | | |
| 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であ | 子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象で | | |
| って人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を | あって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安 | | |
| 損なわない設計とする。 | 全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| | ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉 | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 称于: 記載表現, 設備名称の相逢 | (SCACHS OF THAT OF OT |
|--|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子 | 施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であっ | | |
| 炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって | て人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全 | | |
| 人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して,安全施設が安 | 施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設 | | |
| 全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等 | 又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含め | | |
| (重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。 | <u>る。</u> | | |
| | | | |
| (3) 爆発 | (3)爆 発 | | |
| 発電所敷地外10km以内の範囲において,爆発により安全施設に影 | 発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全 | | |
| 響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安 | 施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないた | | |
| 全施設への影響については考慮する必要はない。 | め、爆発による安全施設への影響については考慮する必要 | | |
| | はない。 | | |
| 発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道 | 発電所敷地外10km以内の高圧ガス貯蔵施設又は発電所敷 | | 記載方針の相違 |
| 路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離 | 地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定 | | ・泊は評価施設を明確 |
| の確保により、安全機能を損なわない設計とする。 | しても、離隔距離の確保等により、安全施設が安全機能を | | 化している。なお、女 |
| | 損なうことのない設計とする。 | | 川も泊も高圧ガス施設 |
| 発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで | 発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所か | 先行審査知見の反映 | の爆発による影響評価 |
| 20km 以上離れていることから,発電所内の港湾施設には液化石油ガ | ら主要航路まで約 30km 離れていることから、発電所 | ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果、記載 | を行っており同様であ |
| ス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行す | 内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想 | 内容の充実化が必要と判断したため、当該記載を追記した。 | 3. |
| る燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれるこ | 定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料 | 門谷の光天山が必要と判断したため、当該記載を迫託した。 | 記載方針の相違 |
| とはない。 | 輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損な | | 泊は「等」に女川の |
| | われることはない。 | | 下記記載を含めている |
| また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設 | | | 設計方針の相違 |
| 備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることに | | | ・地域特性による相違 |
| より、安全機能を損なわない設計とする。 | | | |
| 【別添資料1(2.2)】 | 【別 添 1 (2. 2)】 | | |
| | | | |
| (4)近隣工場等の火災 | (4)近隣工場等の火災 | | |
| a. 石油コンビナート施設等の火災 | a. 石油コンビナート施設等の火災 | | |
| 発電所敷地外 10km 以内の範囲において,火災により評価対象施 | 発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価 | | |
| 設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災に | 対象施設に影響を及ぼすような石泊コンビナート施設はな | | |
| よる安全施設への影響については考慮する必要はない。 | いため、石油コンビナート施設の火災による安全施設への | | 記載表現の相違 |
| | 影響については考慮する必要はない。 | | |
| 発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設 | 発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビ | | |
| 以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から | ナート施設以外の危険物貯蔵施設等又は発電所敷地周 | | 記載方針の相違 |
| 火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全 | 辺道路の燃料輸送車両から火災が発生した場合を想定 | | ・泊は「等」に高圧ガ |
| 機能を損なわない設計とする。 | しても、離隔距離の確保等により、安全施設が安全機 | | ス施設を含めた記載と |
| | 能を損なうことのない設計とする。 | | している。 |
| 発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距 | 発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定して | | 記載表現の相違 |
| 離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。 | も、離隔距離の確保等により、安全施設が安全機能を損な | | 記載表現の相違 |
| | うことのない設計とする。 | | and the set of a 114000 |
| 【別添資料1(2.2)】 | 「ここのない(Rn こうる。 【別添1(2.2)】 | | |
| | | | |
| b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 変要可敷止はに認識するないた時間になった((変化はなど)) | b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災 | | |
| 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱 | 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時 | | |
| による評価対象施設の建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定し | の輻射熱による評価対象施設の建屋(垂直外壁面及び天井 | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 称于: 記載表現, 設備名称的相違 | 大員町は相座はし) |
|-----------------------------------|--|-------------------|---------------------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| た、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度等を許容温度 | スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇 | | |
| 以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。 | 所)の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全 | | 記載表現の相違 |
| 【別添資料1(2.2.2.5)】 | 施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 | | |
| | 【別 添 1 (2. 2. 2. 5)】 | | |
| | | | |
| c. 航空機墜落による火災 | c. 航空機墜落による火災 | | |
| 原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直 | 原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生 | | |
| ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに | した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、初期 | | 記載方針の相違 |
| 初期消火活動を行う。 | 消火要員が出動し、速やかに初期消火活動を行う。 | | ・女川は組織の総称で |
| 航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜 | 航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の | | ある「自衛消防隊」と |
| 落確率が 10-7回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定して | 周辺で墜落確率が 10-7 回/炉・年以上になる地点へ墜落す | | 記載しているが、泊は |
| も、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。 | ることを想定しても、火災の影響により安全施設が安全機 | | 自衛消防隊のうち、実 |
| | 能を損なうことのない設計とする。 | | 働する「初期消火要 |
| また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活 | また,上記以外の安全施設については,建屋による防 | | 員」を記載している。 |
| 動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わ | 護,消火活動,代替設備による必要な機能の確保又はそれ | | 記載表現の相違 |
| せることにより,安全機能を損なわない設計とする。 | らを適切に組み合わせることにより,安全機能を損なうこ | | |
| 【別添資料1(2.3)】 | とのない設計とする。 | | |
| | 【別添1(2.3)】 | | |
| | | | |
| d. 二次的影響(ばい煙等) | d. 二次的影響(ばい煙等) | | |
| 石油コンビナート施設の火災,発電所敷地内に設置する危険物貯 | 石油コンビナート施設等の火災,発電所敷地内に設置す | | 記載方針の相違 |
| 蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の | る危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴 | | 泊は「等」にLPG 基 |
| 二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取 | うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を設備内に | | 地も含めている。 |
| り込む空調系統及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要 | 取り込む機器、外気を取り込む空調系統及び屋外設置機器 | | 記載表現の相違 |
| な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計と | に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施する | | |
| する。 | ことにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計 | | 記載表現の相違 |
| 【別添資料1(2.4)】 | とする。 | | |
| | 【別添1(2.4)】 | | |
| | 1.10 参考文献 | | 記載方針の相違 |
| | 1.10 参考文献 (16) 「建築火災のメカニズムと火災安全設計」 | | 11日40(771111年 |
| | (10) 「建築の次のケガニヘムとの次安主設計」 原田和典 財団法人 日本建築センター 平成 19 年 | | |
| | (17) 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」 | | |
| | (17) 「石油コンビアー下の防災アセスメン下指町」 消防庁特殊災害室, 平成 25 年 3 月 | | |
| | 相切用特殊灾害主, 十成 25 平 5 月 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 称了、記載表売、設備者和少有達(天貢日がお相連など) |
|--|--|----------------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| 2. 気象 | 1.3 気象等 | 記載表現の相違 |
| 2.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象 | | 記載方針の相違 |
| 2.2.5 その他の資料による一般気象 | 2.2.4 その他の資料による一般気象 | |
| 2.2.5.2 森林火災 | (1) 森林火災 | 設計方針の相違 |
| 森林火災検討に関係する女川原子力発電所の最寄りの気象観測 | 森林火災検討に関係する泊発電所の気象観測点の | ・泊は気象データの精 |
| 所(「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」)の気 | | 度を上げるため、森林 |
| 象データ(最高気温,最大風速,最大風速記録時の風向,最小湿 | の風向,最多風向,最小湿度) (2003~2012年)及 | 火災の発火点に最も近 |
| 度) (2008 年~2017 年) 及び発電所の位置する宮城県の「消防防 | | い発電所構内の気象デ |
| 災年報」(2006年~2015年)について,第2.2-32表,第2.2-33 | (1993~2012 年) について、第2.2.20表に示す。 | ータを使用しているこ |
| 表に示す。また、森林火災発生件数の多い3月~5月における最 | (1950-2012 年) について、 第2.2.20 役に示す。 また、森林火災発生件数の多い4月~6月における | とによる相違及び地域 |
| るに示す。また, 森林久久光生件数の多い3月~3月における最 寄りの気象観測所(「江ノ島気象観測所」)の気象データ(卓越風 | 泊発電所の気象観測点の気象データ(卓越風向)に | 特性による評価結果の |
| | | |
| 向)について, 第 2.2-34 表に示す。 | ついて, 第2.2.21 表に示す。 | 相違 |
| | | 記載方針の相違 |
| | | |
| 第 2.2-32 表 月別の森林火災件数 💷 | 焼きききまた たんご た / 屋田 同子 同去す からかい (2000 2000 た) | 設計方針の相違 |
| Ħ 1 2 3 4 5 6 7 8 8 10 11 12 | 第2.2.20表気象データ(気温,風速,風向及び湿度) (2003~2012年) 及び北海道の森林火災発生状況(1993~2012年) | ・地域特性による評価 |
| 件数 25 30 93 133 70 33 6 16 6 5 6 9 | 2012年) 泊発電所(観測期間:2003~2012年) | 結果の相違 |
| 注1:「褚政治災年額」(宮城県 2008年~2018年)より | 北海道 | |
| 第 2.2-33 表 「気象データ(気温、風速、風向及び温度)」 唯『 | 気温 風速(m/s) (℃) 風速(m/s) 温度 1993-2012 年 (%) | |
| 江/島 石巻 | 月 最大國連 最多 月別 | |
| | | |
| ^{144月} - 2500 気温 最大風速 風向 [10] [m/s] 風向 [10] [%] [m/s] 風向 | 気温 風速 風向 湿度 頻度 | |
| 2000年3月 西北西 13.7 17.0 北北東 16.2 20 14.1 西北西 | 4月 22.6 29.7 西 東 13 227 | |
| 2009年3月 西北西 16.2 14.3 北西 16.9 22 16.7 西北西 2010年3月 西北西 13.5 20.3 北北東 15.9 27 13.2 西北西 | 5月 24.7 29.2 東 東 14 231 | |
| 2011年3月 西北西 10.6 13.8 西北西 18.6 29 13.6 西北西 | 6月 30.0 24.4 東南東 東 18 57 | |
| 2019年3月 西北西 17.2 20.5 西北西 17.5 24 19.5 西北西 | 注1:「林野火災被害統計書(平成24年度版)北海道水産林務部」 | |
| 2014年3月 西北西 18.9 19.6 北北西 19.3 25 16.9 西北西 2015年3月 西北西 16.6 16.8 西北西 17.1 18 20.4 東南東 | | |
| 2016年3月 西北西 16.4 14.9 北西 16.7 21 14.1 西北西 | | |
| 2017年3月 西北西 14.2 16.4 北北東 13.3 28 17.3 西北西 2008年4月 北北東 19.9 20.5 北北東 20.5 15 21.3 北東 | | |
| 2009年4月 西北西 21.5 18.4 北北東 22.4 19 15.6 西北西 2010年4月 西北西 15.2 14.8 西北西 16.1 28 14.0 西北西 | | |
| 2010年4月 四七四 15.2 14.8 四七四 15.1 28 14.0 四七四 2011年4月 欠測(震災による測定データ欠測) 21.0 19 15.6 北西 | | |
| 2012年4月 西北西 18.7 17.1 南 21.1 20 16.5 南南東 2013年4月 西北西 19.7 18.7 西北西 22.5 18 17.9 西北西 | | |
| 2014年4月 西北西 19.9 16.4 西北西 21.6 15 14.9 西北西 | | |
| 2015年4月 北 25.0 13.2 北西 24.0 16 13.6 西北西 | | |
| 2016年4月 南南西 18.6 17.2 西北西 20.9 18 16.8 南南東 2017年4月 西北西 21.3 19.8 西北西 25.2 20 16.3 西南西 | | |
| 2008年5月 北東 22.0 14.8 南東 24.4 18 16.3 東南東 | | |
| 2009年5月 南南西 23.2 13.5 西 24.9 17 16.5 西北西 北東 | | |
| 2010年5月 南南西 25.2 11.7 北西 27.1 26 13.4 西北西 西北西 | | |
| 2011年5月 欠測(震災による測定データ欠測) 22.7 26 23.8 北東 | | |
| 2012年5月 西北西 21.7 12.9 西北西 24.2 23 16.4 東南東 2013年5月 南 22.3 14.2 北北東 25.5 27 13.6 西北西 | | |
| 2014年5月 南南西 24.5 16.3 西北西 30.0 21 14.8 西 | | |
| 2015年5月 南南西 25.9 11.9 西北西 28.2 22 14.6 西北西 2016年5月 北 27.5 11.1 西北西 30.7 18 14.7 南南東 | | |
| 2017年5月 南南西 26.9 12.9 西北西 28.0 26 12.8 西北西 | | |
| 注1:石基特別地域氘象範則所、江ノ島氘象観測所 観瀾記録(2003年~2019年) | | |
| | | |
| | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

| - | 最多風 | 最多風向出現回数(日単位) | | | |
|-----|-----|---------------|----|-----|--|
| 風旬 | 3月 | 4 月 | 5月 | āt | |
| 北 | 3 | 18 | 25 | 46 | |
| 北東 | 35 | 27 | 28 | 90 | |
| 北東 | 14 | 19 | 24 | 57 | |
| 印化東 | 3 | 3 | 1 | 7 | |
| 東 | 2 | 0 | 2 | 4 | |
| 東南東 | 4 | 1 | 2 | 7 | |
| 南東 | 8 | 8 | 4 | 20 | |
| 南南東 | 8 | 9 | 7 | 24 | |
| 南 | 11 | 24 | 42 | 77 | |
| 新南西 | 27 | 41 | 55 | 123 | |
| 南西 | б | 4 | 8 | 18 | |
| 西南西 | D | 3 | 0 | 3 | |
| 西 | 9 | 8 | 5 | 22 | |
| 雪北西 | 104 | 69 | 47 | 220 | |
| 北西 | 30 | 18 | 16 | 64 | |
| 化化西 | 20 | 17 | 8 | 45 | |

9. 生物

9.2 植生

女川原子力発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生 に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。

発電所周辺地域における主な現存植生は、海岸部では、自然植生 としてアカマツ林、砂浜植物群落、海崖植物群落等が、金華山には ブナ林、椿島及び八景島にはタブノキ林、アカマツ林、海崖植物群 落等がみられる。代償植生としては、クロマツ植林、アカマツ植林 及び二次林等がみられる。また、内陸部では、自然植生として丘陵 地にわずかにモミ・イヌブナ林が、河川敷や沼には河辺植物群落及 び池沼植物群落がみられる。代償植生としては、丘陵地を中心にコ ナラ・クリ林、アカマツ植林及び二次林、スギ植林等が多くみられ、 平野部には水田が多くみられる。

敷地を含む東西約6km,南北約4kmの範囲内地域における主な現 存植生は、自然植生として海岸付近にタブノキ林、アカマツ林、砂 浜植物群落,海崖植物群落がわずかにみられる。代償植生としては、 集落付近に水田、畑地等が部分的にみられ、丘陵地にアカマツ二次 林、コナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林、アカマツ植林等が広範 囲にみられる。敷地内は、アカマツ二次林、アカマツ植林の中にコ ナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林等が錯綜して分布している。 なお、女川原子力発電所において、周辺の森林火災により安全施 設の安全機能が損なわれた記録はない。

| 第2. | 2.22表 多 | 気象データ | (卓越風 | 向) 注1 |
|---------|---------|---------|------|-------|
| 風向 | 風向出現 | 回数 (時間) | 単位) | - |
| /9%[11] | 4月 | 5月 | 6月 | 計 |
| 北 | 401 | 536 | 524 | 1461 |
| 北北東 | 371 | 443 | 299 | 1113 |
| 北東 | 699 | 753 | 591 | 2043 |
| 東北東 | 1753 | 1512 | 1431 | 4696 |
| 東 | 4058 | 4392 | 4389 | 12839 |
| 東南東 | 2251 | 2580 | 2174 | 7005 |
| 南東 | 1063 | 1072 | 767 | 2902 |
| 南南東 | 539 | 566 | 384 | 1489 |
| 南 | 375 | 361 | 256 | 992 |
| 南南西 | 203 | 156 | 136 | 495 |
| 南西 | 274 | 267 | 246 | 787 |
| 西南西 | 1003 | 777 | 560 | 2340 |
| 西 | 2775 | 2039 | 1686 | 6500 |
| 西北西 | 2866 | 2733 | 2990 | 8589 |
| 北西 | 2134 | 2743 | 3446 | 8323 |
| 北北西 | 781 | 1319 | 1660 | 3760 |

10. 生物

10.2 植 生

泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において,植 生に関する調査を実施している。その結果は以下の とおりである。

発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とす るミズナラーブナクラス域に属しており、雷電山山腹、 ニセコ山彙尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセ コアンヌプリ及びイワオヌプリ山頂部は寒帯・高山帯に 属している。

自然植生として、ミズナラーブナクラス域では下部針 広混交林、エゾイタヤーシナノキ群落、ヤナギ低木群 落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカ エゾマツ群集、エゾマツーダケカンバ群落、ササーダケ カンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモ モーハイマツ群集、高山ハイデ及び風衝草原がみられ る。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断 崖植生がみられる。

代償植生として、 ミズナラーブナクラス域ではササ草 原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・ 耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカ エゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉 果樹園、畑地、耕作放棄地雑草群落、牧草地、ゴルフ 場、水田がみられる。 比較のために泊の10.2の記載を張り付けている。

実際の泊の構成では後段に記載がある。

設計方針の相違

・泊は後段に記載①

記載箇所の相違

差異理由

設計方針の相違 ・地域特性による評価

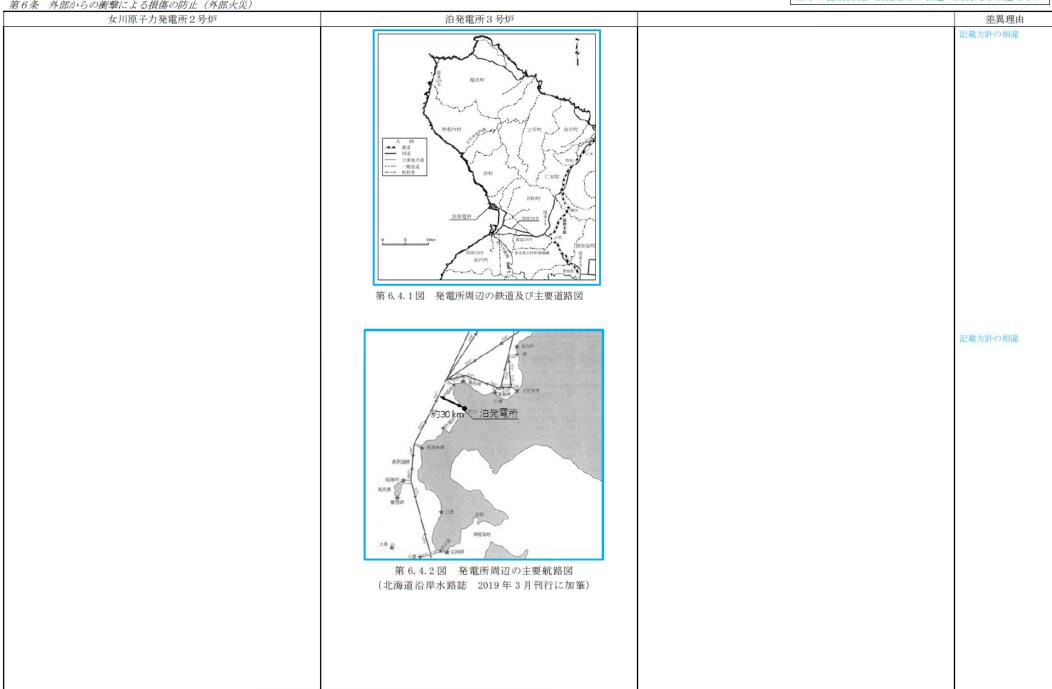
結果の相違

・地域特性による相違

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | No.L. 1994, AND stands | 1 | -144 PPI 1 |
|--|--|-----|----------------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 10. 社会環境 | 6. 社会環境 | | |
| 10.3 産業活動 | 6.3 産業活動 | | |
| 女川町及び牡鹿町の総面積は,約139km ² で,そのうち約82%は森 | | al | 日載方針の相違 |
| 林であり,約1.6%が農用地である。 | | | |
| 平成2年の国勢調査によると両町の就業者数は約10,900人であ | | | |
| って,そのうち第一次産業が約30%,第二次産業約29%,第三次産 | | | |
| 業約41%であり、第三次産業の割合が若干高くなっている。 | | | |
| 各町の作業別就業者数を第10.3-1表に示す。 | | | |
| 主たる農産物は飼料作物であり、次いで稲,野菜等となっている。 | | | |
| 海産物としては、びんなが、めばち、かつお等、遠洋及び近海漁 | | | |
| 業の対象漁種のほか、沖合及び沿岸漁業では、いわし、さば、さん | | | |
| ま,ひらめ・かれい類,すけとうだら、いかなご、いか類、いさだ、 | | | |
| あわび類等が女川港等に水揚げされている。 | | | |
| また、養殖業として、ほや、かき、わかめ、銀ざけ等の養殖が行 | | | |
| われている。なお、発電所敷地周辺海域は女川町、牡鹿町寄磯、前 | | | |
| 網及び鮫浦の4漁協の漁場となっている。 | | | |
| 工業としては、漁港機能と共に発展してきた水産食料品工業を中 | | | |
| 心に、船舶機械修理工業、製材業がある。 | | | |
| 両町と宮城県全体の主要農作物の収穫高(平成3年,4年)及び | | | |
| 飼育家畜頭数,戸数(平成4年,5年)並びに漁業地区別の漁獲量 | | | |
| (平成3年,4年),養殖収穫量(平成3年,4年)を第10.3-2表 | | | |
| から第10.3-5表に示す。 | | | |
| また、本発電所敷地周辺の土地利用状況を第10.3-1 図に示す。 | やほごってノンは 堤や 古似みやたまばったという | | |
| 発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより発電用原子炉 | 発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより原 | | |
| 施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。し | 子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の | | |
| たがって,産業活動に伴う爆発,火災及び有毒ガスによって,安全 施設の安全機能が損なわれるおそれはない。 | 施設はない。したがって,産業活動に伴う爆発,火災及 び有毒ガスによって,安全施設の安全機能が損なわれる | | |
| 胞設の女主機能が損なわれるわてればない。 | | | |
| 第10.3-1表 産業別就業者数 | おそれはない。 | | 見載方針の相違 |
| 第10.3-1 次 座乗別紀来有数 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(1号,2号及び3号 | | aL | 同時の利用 |
| 原子炉施設の変更)(平成24年3月27日付け,平成23・03・01原第 | | | |
| 12 号をもって設置変更許可)の添付書類六「第 6.3-1 表産業別就業 | | | |
| 12 方をもって設置変更計可)の部刊書現八「第 0.3-1 次座来加税来 者数」の記載内容に同じ。 | | | |
| | | | |
| 第10.3-2表 主要農産物種類別統計 | | 47 | 已載方針の相違 |
| 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(1号,2号及び3号 | | | a development of the state |
| 原子炉施設の変更)(平成24年3月27日付け,平成23・03・01原第 | | | |
| 12 号をもって設置変更許可)の添付書類六「第 6.3-2 表主要農産物 | | | |
| 種類別統計」の記載内容に同じ。 | | | |
| | | | |
| 第 10.3-3表 主要飼育家畜種類別統計 | | 122 | 己載方針の相違 |
| 安川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(1号,2号及び3号 | | | AWAY BIAN JUNE |
| 原子炉施設の変更)(平成24年3月27日付け,平成23・03・01原第 | | | |
| 加工が加速の変更)(平成 24 年 3 月 27 日刊7),平成 23・03・01 原第 12 号をもって設置変更許可)の添付書類六「第 6.3-3 表主要飼育家 | | | |
| 12 方をもって設置変更計列)の添竹香類八「第 6.3-3 次主要時目家 畜種類別統計」の記載内容に同じ。 | | | |
| | | | |
| | | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | |
|--|---|---------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| 第10.3-4表 漁業地区別・魚種別漁獲量統計(属人) 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(1号,2号及び3号 原子炉施設の変更)(平成24年3月27日付け,平成23・03・01原第 12号をもって設置変更許可)の添付書類六「第6.3-4表漁業地区別・ 魚種別漁獲量統計(属人)」の記載内容に同じ。 | | 記載方針の相違 |
| 第10.3-5表 漁業地区別・種類別海面養殖業の収穫量(属人) 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(1号,2号及び3号 原子炉施設の変更)(平成24年3月27日付け,平成23・03・01原第 12号をもって設置変更許可)の添付書類六「第6.3-5表漁業地区別・ 種類別海面養殖業の収穫量(属人)」の記載内容に同じ。 | | 記載方針の相違 |
| 第10.3-1 図 発電所敷地周辺の土地利用状況図 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(1号,2号及び3号 原子炉施設の変更)(平成24年3月27日付け,平成23・03・01原第 12号をもって設置変更許可)の添付書類六「第6.3-1 図発電所敷地 周辺の土地利用状況図」の記載内容に同じ。 | | 記載方針の相違 |
| | 6.4 交通運輸 発電所に近い鉄道路線には、北海道旅客鉄道株式会社函館本線(函館~旭川)があり,発電所の最寄りの駅は小沢駅である。 主要な道路としては、国道5号(札幌~函館),国道229号(小樽~江差)及び国道276号(江差~苫小牧)があり,国道229号は国道276号(江差~苫小牧)があり,国道229号は国道276号及び道道269号により国道5号に連絡している。 敷地の最寄りの港湾には、地方港湾として南方向約5kmに岩内港がある。 なお,発電所への大型重量物の運搬は発電所前面に設けた荷揚施設により,海送搬入するが、周辺にはフェリー航路はない。 以上により,船舶の衝突によって,原子炉施設の安全性が損なわれるおそれはない。 航空関係としては,発電所付近に飛行場はなく,発電所上空に航空路も通っていない。最寄りの飛行場としては東北東方向約70kmに札幌空港,東南東方向約100kmに新千歳空港及び航空自衛隊の手歳飛行場がある。 また,発電所上空域に自衛隊の訓練空域があるが,航空機は原則として原子力関係施設上空を飛行することを規制されている。 発電所周辺の鉄道,主要道路を第6.4.1図に示す。 また,発電所周辺の主要航路を第3.4.2図に,航空路等を第6.4.3図に示す。発電所周辺の石油コンビナート施設の位置を第6.4.4 図に示す。 | 記載方針の相違 |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)



第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 泊発電所3号恒 | | 差異理由 |
|---------------------------|---|---|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 10. 生物 10.2 植 生 10.2 植 生 10.2 植 生 12.8 電所3号炉増設に伴う環境影響調査において, 植 生に関する調査を実施している。その結果は以下のとお りである。 来電所周辺地域は, ほとんどが落葉広葉樹を主体とす るミズナラーブナクラス域に属しており, 雷電山山鹿, ニセコアンスブリ及びイワオスブリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。 14.8 配合 14.8 配合 14.8 2005 14.8 2005 14.8 2005 14.8 2005 14.1 2005 <l< td=""><td>泊の 10.2 の記載については、前段の女川の 9.2 の記載箇所にて比較している。</td><td> 差異理由 記載箇所の相違 女川は前段に記載① 記載方針の相違 </td></l<> | 泊の 10.2 の記載については、前段の女川の 9.2 の記載箇所にて比較している。 | 差異理由 記載箇所の相違 女川は前段に記載① 記載方針の相違 |

| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
|--|--|--|
| 別添 1 | 別 添 1 | |
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | |
| 从川原于刀兜电用 2 万㎡ | 旧光電別る方が 設置許可基準規則等への適合状況説明資料 | 記載表現の相違 |
| 外部火災影響評価について | (外部火災影響評価について) | In the second seco |
| | | |
| | 第6条:外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 記載表現の相違 |
| 目次 | 目 次 | |
| 1. 基本方針 | 1. 基本方針 | |
| 1.1 基本事項 | 1.1 基本事項 | |
| 1.2 想定する外部火災 | 1.2 想定する外部火災 | |
| 1.3 防護対象設備 | 1.3 防護対象設備 | |
| | | |
| 火災の影響評価 | 2. 火災の影響評価 | |
| 2.1 森林火災 | 2.1 森林火災 | |
| 2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響(飛来物) | 2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響(飛来物) | |
| 3. 航空機墜落による火災 4. 二次的影響(ばい煙,有毒ガス)の評価 | 2.3 航空機墜落による火災 2.4 二次的影響(ばい煙, 有毒ガス)の評価 | |
| 2.4 二次の影響(はい注,有毒ガス)の計画 | 2.4 二代的影響(はい) 注, 有毎 // 人)の計画 | |
| 添付資料 | 添付資料 | |
| 1. 外部火災影響評価対象の考え方について | 1. 外部火災影響評価対象の考え方について | |
| 2. 森林火災による影響評価について | 2. 森林火災による影響評価について | l |
| 3. 石油コンビナート等の火災・爆発について | 3. 石油コンビナート等の火災・爆発について | l |
| 4. 燃料輸送車両の火災・爆発について | 4. 燃料輸送車両の火災・爆発について | l |
| 5. 漂流船舶の火災・爆発について | 5. 漂流船舶の火災・爆発について | l |
| 6. 敷地内における危険物施設の火災について ユーロリアスカジョンの動地中、の飲肉が営業によるよりについて | 6. 敷地内における危険物施設の火災について 、 かちのデーの動作用。の数次が開発によるよどについて | l |
| 7. 女川原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災について 8. ばい煙及び有毒ガスの影響評価について | 泊発電所の敷地内への航空機墜落による火災について ばい煙及び有毒ガスの影響評価について | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | l |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | l |

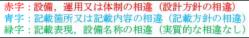
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
|--|--|------|
| | | |
| | | |
| 概 要> | <概 要> | |
| | | |
| . において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、 外部火災からの防護対象設備を整理する。 | において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、 外部火災からの防護対象設備を整理する。 | |
| 外部火灰からの防護対象設備を登埋する。 | 外部欠灰からの防護対象設備を整理する。 | |
| | 2. において、想定する外部火災の影響評価結果及び原子炉施設の安 | |
| 全機能を維持するための運用対策を整理する。 | 全機能を維持するための運用対策を整理する。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| <u>第6条</u> 3 | 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | | | | | | 秋子:記載衣苑,設備名称の相違(| | |
|--|---|--|------------------------------------|--|---|--|--|--|---|--|------|
| | 女川 | 原子力発電所2- | 号炉 | | | | 泊発電所3号炉 | | | | 差異理由 |
| 基本方針 基本事項 原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置,構造及び設備の基準に関する規則」(以下,「設置許可基準 規則」という。)第6条において,外部からの衝撃による損傷の防止 として,安全施設は,想定される自然現象(地震及び津波を除く。) 又は人為事象(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわ ないものでなければならないとされている。 このため,「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(以下,「外 部火災影響評価ガイド」という。)に基づき,外部火災影響評価を行 い,外部火災により,安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷 地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施され ていることを評価する。 | | | | | 設 - - - - - - - - - - - - - | 事項 力規制委員会の 計,構造及び設 安全施設は意 、う。)」第6条 安全(故意に なっでなけれに こめ,「原子力3 ジ響評価ガイト 部火災により | D定める「実用発 使備の基準に関する において,外部か 見定される自然現象 によるものを除く。 ずならないとされて 発電所の外部火災 ぎ」という。)に基 、安全施設へ影響 災の二次的影響に 断する。 | 規則(以下,設 らの衝撃による らの衝撃による と と対して安全 にいる。 と がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 かる。 かる。 かる。 かる。 たる。 < | 置許可基準 員傷の防止 を除く。) 幾能を損な (以下,「外 (以下,「外 と数び発電所 | | |
| 設置 記 れる自 線 発 、 角 この こ (1) 森 (2) 近 [3) 航 3 | 1.2 想定する外部火災 設置許可基準規則第6条において,敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災,近隣の産業施設の火災・ 爆発,航空機墜落による火災を挙げている。 このことから,想定する外部火災は以下のとおりとする。 (1)森林火災 (2)近隣の産業施設の火災・爆発 (3)航空機墜落による火災 また,具体的な評価内容等については,次のとおりである。 | | | 設置 さ 火災 (1) (2) 近 (3) ル ・ の こ (2) 近 (3) た, | 自然現象又は 最発,航空機関 とから,想定 私水ら、想定 私水火災 丘隣の産業施設 航空機墜落によ 具体的な評価 | 育6条において, 見 人為事象として森 総 整落による火災を 総 と する外部火災は じ ひの火災・爆発 にる火災 こつ火災 、2-1表 外部火災 詳価 の などの 、2-1表 、 ク部火災 詳価 の などの の 、2-1表 、 ク部火災 詳価 の などの の 、2-1表 、 ク部火災 詳価 の などの の いて に いついて に い | 林火災,近隣のj 産げている。 以下のとおりとす t, 次のとおりて | 産業施設の ⁻る。 | | | |
| 大災種別 森林大災 | 考慮すべき火災 発電所敷地外 10 m以 ・ 内を発火点とした発 電所に迫る森林火災 | 表 外部火災評価内容 評価内容 春林火災シミュレーション 前析ユード(FAGSUTE)を用 いた森林火災評価 春林火災評価 春林火災評価 春林火災評価 | 等 | | <u>火災種別</u> 森林火災 | 考慮すべさ火災 発電所敷地外 10km以内に発 火点を設定した 発電所に迫る森 林火災 | 森林火災シミュレーション解析コード (FARSITE)を用いた森林火災評価 | 評価項目 ・火炎到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価 | | | |
| 近端の 産業施設の 火災・爆発 | 発電防戦地外 10 m以 内の石油コンビサー ト等の火災・爆発 発電所敷地内の危険 | ・発電所敷絶外の石油コンビ ナート等について発電所と の距離等を考慮した危険距 鮮成び危険限界距離評価 発電所敷絶内の危険物施設 | · 危険理話時平街 · 危険限界連難評価 · 熱影響評価 | - | 近隣の 産業施設の 火災・爆発 | 発電所敷地外 10km 以内の石 油コンビナート 等の火災・爆発 | 発電所敷地外の石油 コンビナート等に ついて発電所との距 離等を考慮した危険 距離及び危険限界距 離評価 | ・ ・ た険 距離 評価 ・ た険 限 界 距離 評価 | 二次的影響 (ばい煙, 有毒ガス) 評価 | | |
| 航空機墜落 による火災 | 発電所敷建内への統 | 火災による動影響評価 堕落を想定する航空機に相 当する火災を想定した防護 対象設備の熱影響評価 | ・熱影響評価 | | スペー爆光 発電所敷地内の 危険物貯蔵設備等の火災 ・発電所敷地内の危険 物貯蔵設備等の火災 ・熱影響評価 による熱影響評価 | | | | | | |
| 安全が 性を確保 保が困難 | 対象設備(添付資 を設に対して、外 呆するために必要 | 【料−1 参照) ト部火災の影響を 長な設計上の要求 ばあることから, | 幾能を喪失し | 、安全性の確 | 1.3 防護 安全が 性を確保 確保が因 | を設に対して, Rするために必 困難となるおう | ・ 壁落を想定する航空 機に相当する大災を 想定した防護対象設備の熱影響評価 付資料-1参照) 外部火災の影響を 公要な設計上の要: それがあることか 系る防護対象とする | 求機能を喪失し, ら,安全機能を ² | 安全性の | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 沿笼黾所 3 亏炉 DB 基準週合性 比較表 | 緑字:記載表現,設備名称の相違 | (実質的な相違なし) |
|--|--|-----------------|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型原 子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されて いるクラス1,クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機 器(以下「安全重要度分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属 する構築物、系統及び機器」という。)とする。 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必 要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必 要な構築物、系統及び機器(発電用原子炉を停止するため、また、 停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異 常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、 系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能 を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩 和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のク ラス1,クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属 する構築物、系統及び機器。)に加え、それらを内包する建屋とする。 安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉 施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、 安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有す る設備について外部火災に対し安全機能を損なわない設計とする。 | 設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型 原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定さ れているクラス1,2及びクラス3に属する構築物,系統及び機器 (以下「安全重要度分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属す る構築物,系統及び機器」という。)とする。 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必 要がある施設のうち,外部事象防護対象施設等は,外部事象に対し 必要な構築物,系統及び機器(原子炉を停止するため,また,停止 状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の 発生防止の機能,又は異常の影響緩和の機能を有する構築物,系統 及び機器,並びに,使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維 持するために必要な異常の発生防止の機能,又は異常の影響緩和の 機能を有する構築物,系統及び機器として安全重要度分類のクラス 1,クラス2に属する構築物,系統及び機器として安全重要度分類のクラス 1,クラス2に属する構築物,系統及び機器として安全重要度分類のクラス 1,クラス2に属する構築物,系統及び機器として安全重要度分類のクラス 1,クラス2に属する構築物,系統及び機器として安全重要度分類のクラス (以下)を称して、外部大災の影響を受けた場合,原子炉施設の 安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し,安全性 の確保が困難となるおそれがあることから,安全機能を有する設備 について外部火災に対し安全機能を損なうことのない設計とする。 | | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・泊では、安全評価上 その機能に期待するク ラス3であるタービン トリップ機能に期待せ オンマラス1、2 にとる空へ降船にて |
| PN Image: Constraint of the second of th | ининального и порединального и поре | | による安全機能にて高 温停止が可能であるた め考慮しない 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 |
| 火災の影響評価 2.1 森林火災(添付資料-2参照) 2.1.1 評価内容 発電所敷地外で発生する森林火災が,発電所へ迫った場合でも 原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。 (1)火炎到達時間の評価 (2)防火帯幅の評価 (3)熱影響の評価 (4)危険距離の評価 | 2. 火災の影響評価 2. 1 森林火災(添付資料-2参照) 2. 1. 1 評価内容 発電所敷地外で発生する森林火災が,発電所へ迫った場合で も原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。 (1)火炎到達時間の評価 (2)防火帯幅の評価 (3)熱影響の評価 (4)危険距離の評価 | | |

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 沿宪电所35分 DB 基準週合性 比較衣 | 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) |
|--|---|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| 2.1.2 評価要領 森林火災の解析にあたっては、外部火災影響評価ガイドにおい て推奨されている森林火災シミュレーション解析コード (FARSITE)を使用し、以下の設定により解析した。 | 2.1.2 評価要領 森林火災の解析にあたっては,外部火災影響評価ガイドにお いて推奨されている森林火災シミュレーション解析コード FARSITEを使用し,以下の設定により解析した。 | |
| 第 2.1.2-1 表 森林火災評価のための入力データ データ種類 第電所での評価で用いたデータ 土地利用データ 国土数値情報(国土交通者)の100m メッシュの 土地利用データを使用した。 福生データ 国北教師情報(国土交通者)の100m メッシュの 土地利用データを使用した。 福生データ 宮球県及び東北森林管理局より森林湾を入手し、 森林湾の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施 した。 モンジェージー 森林湾の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施 した。 モンジェージー - その結果から、保守的に可能物パラメータを設定 し、土地利用データにおける森林領域を、樹麺、林 齢により海分化した。 地形データ - 基地地回言回及び航空レーザー測量 福売データを使用した。 支援データ - 「宮城県において森林火災の発生仲数が多い3月 から5月における過去10年間の最大風速、最高気 温、最小温度の条件を採用した。 なお、風向は客発火点から原子伊建風方向に設定 した。 | 第2.1.2-1表 森林火災のための入力データ データ種類 発電所での評価で用いたデータ 土地利用データ 国土数値精報(国土交通省)の100mメッシュの土地利用デー タを使用した。 植生データ 北海道より森林薄を入手し、森林薄の情報を基に発電所周辺 の植生調査を実施した。 その編果から,保守的に可燃物バラメータを設定し、土地利 用データにおける森林領域を,林種・林齢により細分化した。 地形データ 基盤地図情報(国土地理院)の10mメッシュの標高データを 使用した。 地形データ 基盤地図情報(国土地理院)の10mメッシュの標高データを 使用した。 水海道において森林火災発生件数の多い4月~6月の過去10 年間の最大風速,最高気温,最小湿度の条件を採用した。 なお,風向は各発火点から発電所方向に設定した。 | 設計方針の相違 ・ 地域特性による相違 ・ |
| 10 年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多い3 月から5月の卓越風向は北北東,南南西及び西北西の3つのグループ に分けられる。よって,卓越風向グループの3方向ごとに人為的行為 を想定した発火点を設定した。 発火点は以下の4地点を設定した。 | 10 年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多 い4月から6月の卓越風向は東,北西の2つのグループに分けら れる。よって,卓越風向グループの2方向ごとに人為的行為を想 定した発火点を設定した。 発火点は以下の2地点を設定した。 | 設計方針の相違 ・地域特性による相違 設計方針の相違 ・理由は上記と同様 |
| (発火点1) 卓越風向の北北東方向において,民宿,社員寮等の居住区が存在 する小屋取地区の漁港沿いに発火点を選定する(2号炉原子炉炉心 の中心から約0.9km)。 (発火点 2-1) 卓越風向の南南西方向において,発電所に近い県道沿いに発火点 を選定する(2号炉原子炉炉心の中心から約1.2km)。 (発火点 2-2) 卓越風向の南南西方向において,居住地区及び田が存在する鮫浦 地区に発火点を選定する(2号炉原子炉炉心の中心から約2.6km)。 (発火点 3) 卓越風向の西北西方向において,発電所周辺の道路沿いから,発 電所に近い地点に発火点を選定する(2号炉原子炉炉心の中心から | (発火点1) 卓越風向の東方向において,道路脇畑に発火点を選定する(発電 所敷地から約2.5km)。 (発火点2) 卓越風向の北西方向において,集落端と森林の境界部に発火点を 選定する(発電所敷地から約1kmの距離)。 | 設計方針の相違 ・地域特性による相違 設計方針の相違 ・地域特性による相違 設計方針の相違 ・地域特性による相違 設計方針の相違 ・地域特性による相違 ・地域特性による相違 |
| 約1.1km)。 発電所を含む南,北及び西側へ12kmとし,東西16km,南北24kmの 範囲を評価対象範囲として設定した。 | 発電所を含む <mark>南北 13km,東西 13km の範囲を評価対象範囲</mark> とし て設定した。 | 設計方針の相違 ・地域特性による相違 |



差異理由

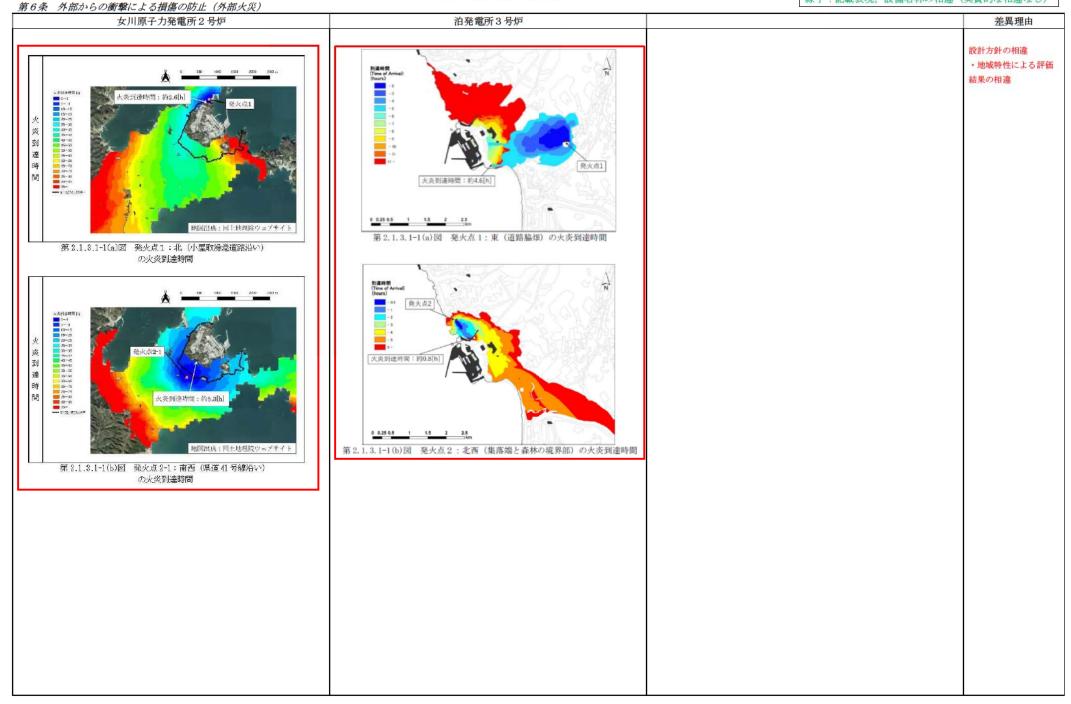
・地域特性による相違

設計方針の相違

設計方針の相違 ・地域特性による評価

結果の相違

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 **展查出,**该可能预方面) 中國政策進出北東方前 ○ 泊発電所 発火点2 泊発電所から北西へ約1.0km 完大点1 発電所の計構へ約 e.4km 発大点3 ★発火点1 N 完全的回信正方向小的 1.1km C ✿ 発火点2 発火点1 泊発電所から東へ約2.5km 土地利用種 その他の農業地 **B**14 元地 設計用地 218 E ECRORE - 10年 構造 その他の用地 可加地及び湖道 201805 A 25 潮水城 党大点 その時の月後 3678 公常所公司的方向个约1.2km NG HPB 84 808 **铃油均米[南南西方向] 雅水点2-2** ST. HE STEEDING PRIMA SHOT PALSAN 第2.1.2-1 図 発火点位置 第2.1.2-1 図 発火点位置 2.1.3 評価結果 2.1.3 評価結果 2.1.3.1 火炎到達時間の評価 2.1.3.1 火炎の到達時間の評価 (1) 火炎到達時間 (1) 火炎到達時間 想定した森林火災による防火帯境界までの火炎到達時間 想定した森林火災による防火帯境界までの火炎到達時間 は、最も到達時間が短い発火点3のケースで約1.8時間であ は、最も到達時間が短い発火点2のケースで約0.8時間で ることを確認した。 あることを確認した。 第2.1.3.1-1表 火炎到達時間 火炎到達時間[h] 第2.1.3.1-1表 火炎到達時間 発火点位置 発火点1 約2.6 発火点位置 火炎到達時間[h] 発火点 8-1 約5.3 発火点1 約4.6 発火点 2-2 約13.4 発火点3 約1.8 発火点2 約0.8



| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
|--|---|--|
| <pre>v regeneration of the second sec</pre> | (2)予防散水活動及び体制 自衛消防隊の初期消火要員(11名)が24時間常駐しており, | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| 早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であること から,火炎到達時間内での予防散水(周辺の樹木や防火帯等)が 可能である。 なお,防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト(ク ラス3)については,森林火災の進展により可搬型モニタリング ポスト(防火帯の内側に保管)による代替測定を実施する。 | 早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であること から、火炎到達時間内での予防散水(周辺の樹木や防火帯等)が 可能である。 なお、防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト・ス テーション(クラス3)については、森林火災の進展により可搬 型モニタリングポスト(防火帯の内側に保管)による代替測定を 実施する。 | 設計方針の相違 ・泊はモニタリングボ ストに加えてモニタリ ングステーションも設 置している |

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

| <i>§6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)</i> | | |
|--|---|-----------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
| 1.3.2 防火帯幅の評価 | 2.1.3.2 防火帯幅の評価 | |
| (1)最大火線強度 | (1)最大火線強度 | 記載方針の相違 |
| 防火帯外縁より約 100m の範囲における最大火線強度, 火炎が防 | 防火帯外縁より約 100m の範囲における最大火線強度は以下のとお | ・泊は火炎到達時間を |
| 火帯外縁に最も早く到達する火炎到達時間は以下のとおりとな | りとなり、最も火線強度が高かった発火点2の結果から <mark>最大</mark> の防火 | 2.1.3.1 に記載している |
| り、最も火線強度が高かった発火点1の結果から防火帯幅を決定 | 帯幅を決定する。 | 設計方針の相違 |
| する。火炎到達時間については、発火点3が最も早く到達する結 | | ・地域特性による評価 |
| 果となった。 | | 結果の相違 |
| | | 記載方針の相違 |
| 第2.1.3.2-1 表 各発火点の最大火線強度 | | ・上記と同じ理由 |
| 我火点位置 最大火線發度 | | |
| [K//m] | 第2.1.3.2-1表 各発火点の最大火線強度 | 設計方針の相違 |
| 発火点1 4,428 | 第4.1.3.2 ⁻¹ 表 日光久急の最大久線強度 発火点位置 最大火線強度[kW/m] | ・地域特性による評価 |
| 発火点 2-1 3,212 発火点 2-2 2,901 | 発火点1 33,687 | 結果の相違 |
| 光火点 3 3,260 | 発火点 2 114,908 | |
| 242400 0,000 | | |
| | | |
| | | |
| 2 00 K00 190 200 560 H | *#### | 設計方針の相違 |
| 43650 [LVm] | (Free Instantisty) (KW/m) | ・地域特性による評価 |
| ● Fail 最大次维线度 : 4,128 [kW/m] Air | | 結果の相違 |
| | | |
| 大 10-10 20-10 20-10 | - 10,000 | |
| 院 100-100 300-100 | - 2000 | |
| | - 1000 | |
| mm #d/37.2.402. | | |
| | 発火点1 | |
| A Part of the second | 最大火線強度: 33,687[kW/m] | |
| 地区自共:国土地制成ウォブサイト | Adden and a second a | |
| 地区市共:国土地地化ソップサイー | | |
| 第2.1.3.2-1(a) 國 発火 魚1:北 (小屋取漁港道路沿い) | 0 025 0.5 1 1.5 2 2.5 .hm | |
| の火線強度 | 第2.1.3.2-1(a)図 発火点1:東(道路脇畑)の火線強度 | |
| ▲ 1 000 000 1500 200 × 000 | | |
| XING [XV] | | |
| 9~93 9~6 8-6 9-70 | Service Of N.A. | |
| | | |
| 火 | 100 現火点2 | |
| 線 200-30 | | |
| 火 火 | | |
| 2X | | |
| | - MC30 | |
| | | |
| | | |
| 地図出失:国土地理院ウェブサイト | Contraction of the second s | |
| the second se | | |
| 第 2.1.3.2-1(b)図 発火点 2-1: 南西(県道 41 号線沿い) | 0 025 0.5 1 1.5 2 2.5 | |

| 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 差異理由 (人) (L) (L) | EP 方井の磁 ・ 岐紫色に 2.5 平 単 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 林子・山梨な元,取哺石中やり作歴、 | |
|--|---|--|--|-------------------|--|
| ・地域特性による評 結果の相違 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 地域特性による評 ・ 結果の相違 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ・968件地による評価 ・968件のにおいてのでの ・968件がによる ・968件のにおいてのでの ・968件がによるでの ・968件がによるでの ・968件がによるでの ・968件がによるでの ・968件がによるでの ・968件がによるでの ・968件がによるでの ・968件がによるでの ・968件がによる ・968件がによの ・968件がによる ・968件がによる ・968件がにあるの ・968件があるの <li< td=""><td>女川原子力発電所2号炉</td><td>泊発電所3号炉</td><td></td><td>差異理由</td></li<> | 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| (2)防火帯幅の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき,防火帯外縁より約100mの範囲 (2)防火帯幅の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき,防火帯外縁より約100mの範囲 | の値)を算出した結果,評価上必要とされる防火帯幅が19.7mであ の値)を算出した結果,図 2.1.3.2-2に示す各地点における評価上 ・泊は地形等の影響に るため,20m の防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象 の値)を算出した結果,図 2.1.3.2-2に示す各地点における評価上 ・泊は地形等の影響に 設備への影響がないことを確認した。 の値)を算出した結果,図 2.1.3.2-2に示す各地点における評価上 ・泊は地形等の影響に より火線強度が高くな る傾向があることか る傾向があることか ないことを確認した。 ち、防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響が ないことを確認した。 株式無い領域20mを設 けている。また、防火 市幅は地形等を考慮し 帯幅は地形等を考慮し | (1) 防火帯幅の算出 (2) 防火帯幅を確保することにより延焼による防火帯幅が 19.7m であ るため, 20m の防火帯幅を確保することにより延焼による防機調子 | (2)防火帯幅の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき,防火帯外縁より約100mの範囲 における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法(風上 に樹木が無い場合)」を用いて、防火帯幅(火炎の防火帯突破確率1% の値)を算出した結果、図2.1.3.2-2に示す各地点における評価上 必要とされる防火帯幅が約7~45.3mであるため、20m、25m、46mの 防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響が | | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 ・泊は地形等の影響に より火線強勇が高くな る傾向があることか ら、防火帯の外側に樹 木が無い領域20mを設 けている。また、防火 帯幅は地形等を考慮し て地点毎に設定してい |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | Safe was applying as the loss | 秋子:記載衣洗,設備名称の相逢(| |
|--|--|------------------|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 豊大火路旗唐4.483k4/a (現火点1) ● B上に豊木が有る場合の火路境度と貴小防火帯幅の時俗(火炎の防火帯突破障害13) 火縮強度 (189/m) 500 方次帯幅 18 18 18.4 19.3 20.2 24.9 28.7 (m) 18.4 19.3 20.2 24.9 28.7 (m) 18.4 19.3 20.2 24.9 28.7 (m) 19.7 (m) 18.4 19.3 20.2 24.9 28.7 (m) 19.7 (m) 20.0 (m) 20.0 (m) 20.0 (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) | 地点 人物物物(100) 評価上点器とされる時火候(100) ň.k.常幅(n) 点 20.738 第.4.01 液火点1 液火点1 液火点1 水土 零 1 30.687 7.70 17.8 6.3 25° 20 2 1.229 15.40 6.4 45.1 46° 30.687 7.703 17.8 6.3 25° 6 20 2 1.229 1.540 6.4 4.5.1 46° 45° 46° 45° 46° | | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| (3)防火帯設定の考え方 a.森林火災の延焼を防止するために,防火帯を設定する。 b.防火帯は防護対象設備(クラス1,クラス2,クラス3のうち防火帯の確保により防護する設備)及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 c.防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し,干渉しないように設定する。 d.防火帯の設定に当たっては,草木を伐採する等,可燃物を排除する。その後,モルタル吹付けを行い,草木の育成を抑制し,可燃物がない状態を維持する。また,防火帯の管理(定期的な点検等)の方法を火災防護計画に定める。 | 図2.1.3.2-2 防火帯の設定 (3)防火帯設定の考え方 a.森林火災の延焼を防止するために、樹木が無い領域 20mの内側に防火帯を設定する。 b.防火帯は防護対象設備(クラス1,クラス2,クラス3のうち防火帯の確保により防護する設備)及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 c.防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。 d.防火帯および樹木が無い領域の設定に当たっては、草木を伐探する等、可燃物を排除する。その後、防火帯および樹木が無い領域の一部についてはモルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。また、防火帯および樹木が 無い領域の管理(定期的な点検等)の方法を火災防護計画に定める。 | | 設計方針の相違 ・泊は地形等の影響に より火線強度が高くなる傾向があることか 防大帯の外側に樹木が無い領域 20m を設けている。 設計方針の相違 ・泊は樹木が無い領域の一部もモルタル吹付けを実施 |
| | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | | |
|---|---|---|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理 | 理由 |
| | NUMPERATION Numperation Numperation | 設計方針の相近 ・泊は地形等4 より大線強度な る傾向がある、 ら、防火帯の4 木が無い領域: けている。また 帯幅は一律でな ではなく、地 慮して地点毎6 ている。 | 等の影響に 変が高くな 5ことか 5人側に樹 数20mを 数 た, 防 の あ を が あ の た 、 数 の し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し か し 、 、 ち よ た か し 、 、 ち の し か し か し か し か し か し か し か し 、 あ も か し か し 、 あ ち の の を か し に ま た 、 、 防 の の を か し 、 ち ろ の の を か し 、 ち ろ の の を た 、 、 防 ろ の の を た 、 、 ち ろ の の を か し 、 ち ろ の の も た 、 、 ち ろ の の も た 、 、 ち ろ の の も た 、 、 ち ろ の の も た 、 、 ち ろ の の も た 、 、 ち ろ の の も た 、 、 ち ろ の の の も た 、 の の の ち ろ ろ の の し 本 ろ ろ ろ の の も る ろ の ろ の ち ろ ろ の ろ の ろ の ろ の の ろ ろ の ろ ろ ろ ろ ろ ろ の ち ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ |
| 第 2.1.3.2-3 図 防火帯設定図 | | | |
| 2.1.3.3 熟影響の評価 FARSITE 解析結果である火災到達時間,反応強度及び火炎長から,温度評価に必要なデータを算出し,熱影響評価を行った結果,対象施設に影響がないことを確認した。 (1) 評価対象施設外壁 森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が、許容温度である 200℃以下であることを確認した。評価結果を第 2.1.3.3-1 表に,建屋外壁の評価概念図を第 2.1.3.3-1 皮に、する (2) 1.3.5-1 表に、建屋外壁の評価概念図を第 2.1.3.3-1 皮に、 (2) 1.3.5-1 表に、建屋外壁の評価概念図を第 2.1.3.3-1 皮に、 (2) 1.3.5-1 表に、 2) 1.3.5-1 表に、 1000000000000000000000000000000000000 | 3.1.3.3 熱影響の評価 FARSITE 解析結果である火炎到達時間,反応強度及び火炎長 から,温度評価に必要なデータを算出し,熱影響評価を行った 結果,対象施設に影響がないことを確認した。 3.1.1 評価対象施設外壁 森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が,許 容温度である 200℃以下であることを確認した。評価結果を第 2.1.3.3-1 表に,建屋外壁の評価概念図を第 2.1.3.3-1 図に示 さっ | 取計方針の相込 ・泊は火災源 最短距離の連 評価している。 度は離隔距離 係であることが が短いものがす い評価となる。 | ぼに対して ま屋のみを ら。(幅射強 まと比例関 から距離 が最も厳し |

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

・プラント設計の違い

による対象設備の相違

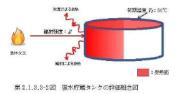
(泊には屋外に同様の

設計方針の相違

施設は無い)

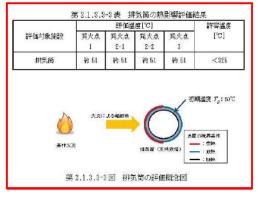
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 (2) 復水貯蔵タンク 森林火災によって上昇する復水貯蔵タンク温度が、許容温 度 66℃以下であることを確認した。評価結果を第 2.1.3.3-2 表に、復水貯蔵タンクの評価概念図を第 2.1.3.3-2 図に示 す。 第2.1.3.3-2表 復水貯蔵タンクの熱影響評価結果





(3) 排気筒

森林火災によって上昇する排気筒鉄塔表面温度が、許容温 度 325℃以下であることを確認した。評価結果を第 2.1.3.3-3表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-3図に示す。



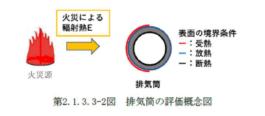
(4) 海水ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高圧炉心 スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機)

原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水 ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下(原子炉補機冷却海水 ポンプ:上部軸受 40℃,下部軸受 55℃,高圧炉心スプレイ補機冷 却海水ポンプ:上部軸受 55℃,下部軸受 55℃)であることを確認 した。

 (2) 排気筒 森林火災によって上昇する排気筒表面温度が、許容温度 325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-2

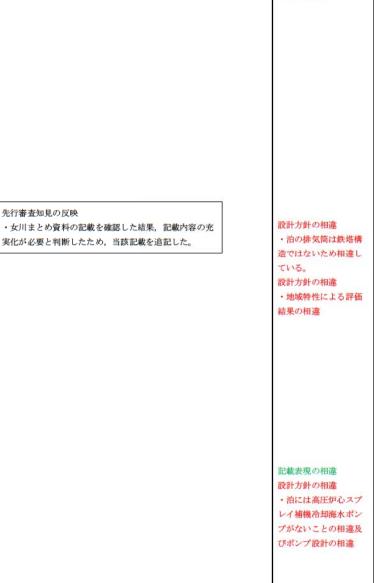
表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-2図に示す。

| | 第2.1.3. | 3-2表 排気管 | 節の熱影響評 | 価結果 |
|---|-------------|----------|--------|--------------|
| ſ | 評価対象施設 | 評価温度 | €[°C] | 許容温度[℃] |
| L | 町 Щ 八 永 旭 収 | 発火点1 | 発火点2 | IT THE RELOT |
| | 排気筒 | 約 60 | 約71 | <325 |
| 1 | | | | |



(3) 原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下 (原子炉補機冷却海水ポンプ:下部軸受 80.9℃)であることを確 認した。

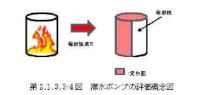


先行審査知見の反映

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

女川原子力発電所2号炉 評価結果を第2.1.3.3-4表に,原子炉補機冷却海水ポンプ及び 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの評価概念図を第 2.1.3.3-4図に示す。

| | | | 評価液 | 【℃】 | | 許容 |
|----------------|----------------|-------|---------------|-------|-------------------|------|
| 評価対 | 标志的设 | 発火点 | 発火点 | 発火点 | 発火点 | 温度 |
| | | 1 | 2-1 | 2-2 | 3 | [°C] |
| 原子炉補機 | 上部轴受温度 [°C] | 約 28 | 約 28 | 約 28 | 約 28 | <40 |
| 冷却海水 ポンプ | 下部轴受温度 [℃] | 約 19 | 約 18 | ቶን 19 | ቶን 19 | |
| 高圧炉心ス プレイ補機 | 上部軸受温度 [℃] | ¥D 33 | 約 33 | ¥D 33 | ¥9 33 | <55 |
| 冷却海水 ポンプ | 下部轴受温度 [°C] | 約 42 | ት ን 42 | ¥9 42 | ጀ ን 42 | |



2.1.3.4 危険距離の評価

熱影響が最大となる発火点に対し,評価対象施設が許容温度を 超えない危険距離を算出し,離隔距離が確保されていることを確 認した。

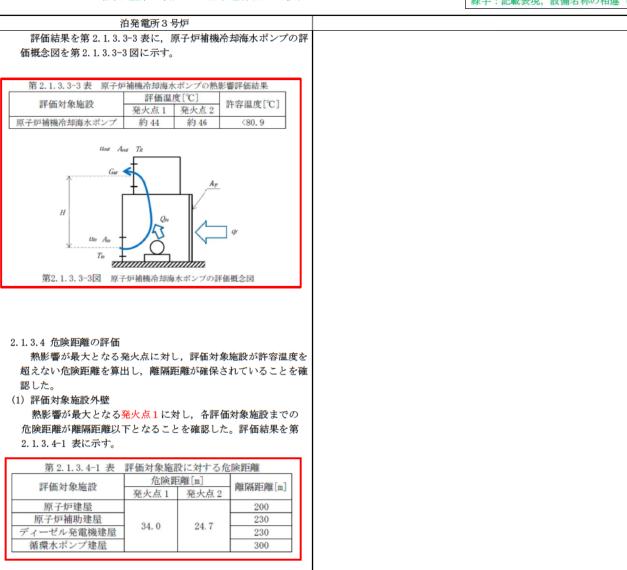
(1) 評価対象施設外壁

熱影響が最大となる発火点1及び発火点3に対し,各評価対象 施設までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価 結果を第2.1.3.4-1表に示す。

| | 危険距離[n] | | | | 補償距離 |
|--------|----------|------------|------------|----------|------|
| 評価対象施設 | 発火点 1 | 発火点 2-1 | 発火点 2-2 | 発火点 3 | [n] |
| 原子炉建屋 | 16 | 14 | 15 | 16 | 221 |
| 制御建屋 | 16 | 14 | 15 | 16 | 18(|
| タービン建屋 | 18 | 14 | 15 | 16 | 16[|

(2) 復水貯蔵タンク

熱影響が最大となる発火点1に対し、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-2表に示す。



赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

・地域特性による評価

設計方針の相違

設計方針の相違

設計方針の相違

施設は無い)

・プラント設計の違い

による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の

結果の相違

・地域特性による評価

結果の相違

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 緑子:記載表現,設備名称の相運(| (美賀町)な相選なし) |
|---|---|---|--------------------------|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| 第5.1.3.4-2表 復水貯蔵タンクに対する危険距離 <u> 一次%回時町(n)</u> 評価対象/組役 <u> 第代点 発火点 発火点 発火点 (n)</u> 後水貯蔵タンク 8 4 6 5 340 (3) 排気筒 | (2) 排気筒 | | |
| (3) 排入同 熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し、排気筒までの危険距離 | (2) 研究同 熱影響が最大となる発火点1に対し、排気筒までの危険距離が | 先行審査知見の反映 ・ 女川まとめ資料の記載を確認した結果、記載内容の充 | 設計方針の相違 |
| が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-3 | 離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-2 表 | 実化が必要と判断したため、当該記載を追記した。 | ・地域特性による評価 |
| 表に示す。 | に示す。 | Provide College Address | 結果の相違 |
| 第 2.1.3.4-3表 排気筒に対する危険距差 危険距離[m] 耐防防滞 採価対象施設 残火点 残火点 残火点 1 2-1 2-2 3 排気筒 8 15 11 15 | 第 2.1.3.4-2表 排気筒に対する危険距離 評価対象施設 危険距離[m] 発火点1 発火点2 排気筒 35.4 54.0 200 | | |
| (4) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水 | (3) 原子炉補機冷却海水ポンプ | | 設計方針の相違 |
| ポンプ | | | ・泊には高圧炉心スプ |
| 熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し,原子炉補機冷却海水ポン | 熱影響が最大となる発火点2に対し、原子炉補機冷却海水ポンプ | | レイ補機冷却海水ポン |
| プ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔 距離以下となることを確認した。評価結果を第2.1.3.4-4 表に示 | までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を 第2.1.3.4-3 表に示す。 | | プがない事の相違及び 地域特性による評価結 |
| | 97 2. 1. 5. 4 5 gale A 9 o | | 果の相違 |
| | 第2.1.3.4-3 表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する危険距離 | | |
| 第2.1.3.4-4 表 福水ボンフに対する危険距離 危険距離(n) 離落距離 | 評価対象施設 危険距離[m] 離隔距離[m] | | |
| 評価均衡/施設 與火点 與火点 無火点 [#] 1 2-1 2-2 3 | 正日本 発火点1 発火点2 Philth Height Ling 原子垣補機冷却海太ポンプ 62.0 75.2 300 | | |
| 原子伊徳被冷却強水 ポンプ 18 31 25 29 302 | | | |
| 高圧炉心スプレイ稀 10 91 12 93 709 | | | |
| 微冷却海水ボンブ 10 21 10 20 302 | | | |
| -3, 4, 5, 6) | 2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響(飛来物)(添付資料 3,4,5,6) | | |
| 2.2.1 評価内容 発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及 | 2.2.1 評価内容 発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及 | | |
| 発電所敷地を10km 以内に設置されている石油コンビアート及び危険物貯蔵施設,燃料輸送車両及び漂流船舶の火災,ガス爆発 | 光電/ 家地外10km 以外に設置されている石油ユンビノート及び危険物貯蔵施設等, 燃料輸送車両及び漂流船舶の火災, ガス爆 | | 記載方針の相違 |
| が女川原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原 | 発が泊発電所に隣接する地域で起こったとしても原子炉施設に影 | | ・泊は「等」に高圧ガ |
| 子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。 また,発電所敷地内における危険物施設の火災が,発電用原子 | 響を及ぼさないことを評価する。 また,発電所敷地内における危険物貯蔵施設等の火災が,原子 | | ス貯蔵施設を含めた記 載としている。 |
| また、発電所敷地内における厄陝物施設の火災か、発電用原子 炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。 | また、発電所敷地内における厄陝物虹廠地設等の火災が、原子 炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。 | | 載をしている。記載表現の相違 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

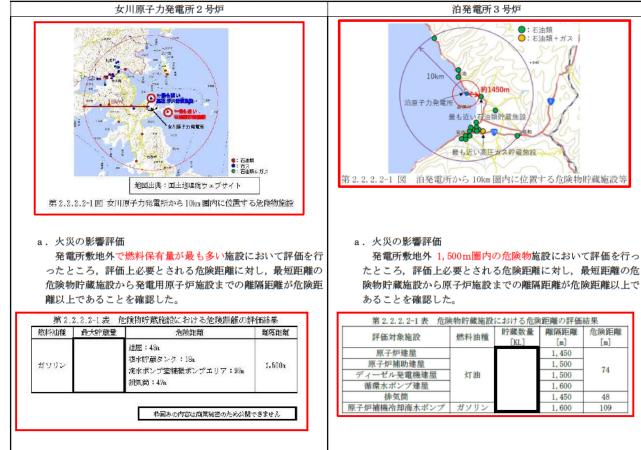
| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 緑字:記載表現、設備名称の相違(| 、実質的な相違なし) |
|--|--|------------------|---|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| .2.2 評価結果 | 2.2.2 評価結果 | | |
| 2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価 | 2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価 | | 12-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1 |
| 石油コンビナート等災害防止法で規制される宮城県内の特別防 | 石油コンビナート等災害防止法で規制される <mark>北海道内</mark> の特別 | | 設計方針の相違 |
| 災区域は,塩釜地区及び仙台地区の二箇所存在するが,これらは, | 防災区域は,釧路地区,苫小牧地区,石狩地区,室蘭地区,北 | | ・地域特性による相 |
| それぞれ女川原子力発電所から <mark>約 40㎞</mark> 離れており, いずれも女川 | 斗地区及び知内地区の六箇所存在するが,これらは,それぞれ | | |
| 原子力発電所から 10km 以遠である(第 2. 2. 2. 1−1 図)。 | 泊発電所から <mark>約 70㎞ 以上離</mark> れており,いずれも泊発電所から | | |
| | 10㎞以遠である(第2.2.2.1-1 図)。 | | |
| また, 女川原子力発電所から 10㎞ 圏内に LPG 基地がないことを | また, 泊発電所から 10km 圏内に LPG 基地がないことを確認し | | |
| 確認している。なお、女川原子力発電所から最短距離にあるガス | ている。なお、泊発電所から最短距離にあるガスパイプライン | | 1 |
| パイプラインは <mark>仙台地区</mark> であり, 女川原子力発電所から <mark>約 40km</mark> 離 | は小樽地区であり、泊発電所から約 40km離れていることを確認 | | 設計方針の相違 |
| れていることを確認した。以上より,評価対象範囲内に石油コン | した。以上より,評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在 | | ・地域特性による |
| ビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことは | せず,原子炉施設に影響を及ぼすことはない。 | | |
| ない。 | | | |
| (大川原子力発電) | | | 設計方針の相違 |
| | 2 Contraction of the second seco | | ・地域特性による |
| AN AN AN ANY ANY ANY ANY | | | 防災区域の相違 |
| and the second second for | 泊発電所 石狩地区 | | |
| 1 ISIN | | | |
| 1740km | 医小型地区 | | |
| Bound Bound | | | |
| and the second sec | AUBALIX | | |
| And the second s | 888 | | |
| ■ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 知内地区 北井地区 変解地区 | | |
| 第 2.2.2.1-1 図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係 | 注)図の位置は、おおよその場所を表している。 | | |
| | 第 2.2.2.1-1 図 石油コンビナート等特別防災区域の位置 | | |
| | 第2.2.2.1-1 因 句面コンモノード並行が的交区域の近直 | | |
| | | | |
| 2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 | 2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 | | The second second |
| (1) 危険物施設の影響評価 | (1)危険物貯蔵施設の影響評価 | | 記載表現の相違 |
| 女川原子力発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵 | 泊発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消 | | 計方針の相違 |
| 施設を消防法に基づき抽出し、発電所から最も近い危険物貯蔵 | 防法に基づき抽出した。 | | ・泊は危険物貯蔵 |
| 施設及び発電所から 10km 圏内の施設における最大貯蔵量をそ | 泊発電所から10km 圏内(敷地内を除く)に仮想危険物貯蔵 | | の抽出の結果、第 |
| れぞれ抽出した。 | 施設(n-ヘキサンを10 万kL 貯蔵)を設定し熱影響評価を実 | | 危険物のみが存在 |
| 仮に最短距離の危険物貯蔵施設に発電所から半径 10km 圏内 | 施した結果より,発電所から 1,500m圏内に存在する危険物貯 | | ことから, 第4類 |
| の最大貯蔵量が存在したと仮定して,熱影響評価を実施する。 | 蔵施設に対して熱影響評価を行う。 | | 物のうち最も輻射 |
| | | | 度が高いnーへキサ |
| | | | 石油コンビナート |
| | | | の10万kLあると仮 |
| | | | て熱影響評価を実 |
| | | | た。評価結果から |
| | | | 所1.5km 以内に存 |
| | | | る第四類危険物貯 |
| | | | 設に対して火災影 |
| | | | 価を行う。 |
| | | | 1 |
| | | | |
| | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

> 差異理由 設計方針の相違

 ・地域特性による評価 結果の相違



(2) 高圧ガス貯蔵施設の影響評価

女川原子力発電所から半径 10km 圏内における高圧ガス貯蔵 施設の最大貯蔵量はであり、女川原子力発電所から 最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約700mであった。 仮に最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵 量 があったと仮定しても、2号炉原子炉建屋に到達す る輻射熱は1号炉軽油貯蔵タンク火災の輻射強度より十分小さ いことから、1号炉軽油貯蔵タンクによる火災の評価結果に包 絡される。

(2) 高圧ガス貯蔵施設の影響評価

泊発電所から半径 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最 大貯蔵量は であり、泊発電所から最も近い高圧ガス貯蔵 施設までの離隔距離は約5,700[m]であった。 最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に

最大貯蔵量 があっ

たとして、評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離 に対し、最短距離の高圧ガス貯蔵施設から原子炉施設までの離 隔距離が危険距離以上であることを確認した。

先行審査知見の反映

[m]

74

48

109

 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果、記載内容の充 実化が必要と判断したため、当該記載を追記した。

設計方針の相違 ・地域特性による評価

設計方針の相違

設計方針の相違

結果の相違

条件の相違

・地域特性による評価

・地域特性による評価

条件および結果の相違

設計方針の相違

・女川は1号炉軽油貯 蔵タンクの評価に包絡 されるとしているが, 泊は高圧ガス貯蔵施設 にて計算を行い、離隔 距離が危険距離以上で

あることを確認した

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 差異理由 設計方針の相違 第2.2.2.2-2表 高圧ガス貯蔵施設における危険距離の評価結果 第2.2.2.2-2表 敷地外高圧ガス貯蔵施設と1号炉軽油貯蔵タンクの比較 ・地域特性による評価 貯蔵数量 雌隔距離 合喻距離 教地外危障物 1-暑炉軽油 燃料油種 評価対象施設 結果の相違 m [m] 貯蔵施設 貯蔵タンク 原子恒建昆 5.850 最大貯蔵量[m¹=k]] 620 原子炉補助建屋 5,900 22 離隔距離[n] 700 179 ディーゼル発電機建屋 5,800 プロバン 先行審査知見の反映 循環水ポンプ建屋 貯蔵油種 プロパン 輕油 5,700 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果、記載内容の充 排気筒 5,850 16 貯蔵油種の輻射発散度[W/m²] 42×10^{3} 74×10^{2} 原子炉補機冷却海水ポンプ 5,700 30 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 形態係数 4.27×10-5 6.62×10-3 輻射強度[#/m²] 31.6 1 278 ※燃焼半径を保守的に1号炉軽油貯蔵タンクと同じ値だったとして算出している。 (3) 二次的影響(飛来物)の影響評価 (3) 二次的影響(飛来物)評価 記載表現の相違 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年3 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年3 月消防庁特殊災害室)に基づき、高圧ガス貯蔵施設における飛 月消防庁特殊災害室)に基づき、高圧ガス貯蔵施設における飛 来物飛散範囲を確認する。 来物飛散範囲を確認する。 発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナー 設計方針の相違 ト等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガ ・地域特性による評価 スが封入された複数の 50kg ガスボンベが設置されている。 条件の相違。(泊は高圧 当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行 容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行った ガスタンクを選定) ったところ、原子炉施設(2号炉原子炉建屋)までの離隔距離 ところ、原子炉施設までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、 記載表現の相違 が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを 原子炉施設への影響がないことを確認した。 記載表現の相違 確認した。 よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆 よって,発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆 発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認 発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認 した。 した。 設計方針の相違 第2.2.2.2-3表 高圧ガス貯蔵施設からの飛来物到達距離と離隔距離 第2.2.2.2-3表 高圧ガス貯蔵施設からの飛来物到達距離と離隔距離 ・地域特性による評価 ガス種類 貯蔵数量[t] 飛来物到達距離[m] 離隔距離[m] 卫车场 前線空名称 ガス種類 貯蔵量 新寫評新 結果の相違 到達靜辭 液化石油ガス 1,217 5,700 当社社員寮 液化石油ガン 約 70 Da 2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価 2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価 燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発 燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の想定される 設計方針の相違 電用原子炉施設に最も近い場所(牡鹿ゲート)で火災・爆発を起 輸送ルートである国道において原子炉施設に最も近い場所で ・泊は想定される輸送 こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。 火災・爆発を起こした場合を想定して,原子炉施設への熱影響 ルート上で最も近い場 を評価する。 所での火災を想定 (1) 燃料輸送車両の火災影響評価 (1) 燃料輸送車両の火災影響評価 燃料積載量は消防法(危険物の規制に関する政令第15条第1項 燃料積載量は消防法(危険物の規制に関する政令第15条 三号)において定められている移動タンク貯蔵所の上限量(=30k1) 第1項三号)において定められている移動タンク貯蔵所の上 のガソリンが満載されているものとする。 限量(=30k1)のガソリンが満載されているものとする。 熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、火災 熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、 源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回ってお 火災源から原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回って り、原子炉施設への影響はない。 おり、原子炉施設への影響はない。

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

記載表現の相違

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

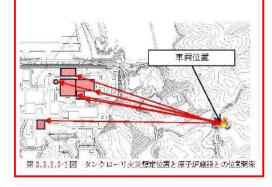
| 評価対象 | 離隔距離 [n] | 危険距離 [n] |
|-------------------|-------------|-------------|
| 原子炉建屋 | 727 | 21 |
| 利御建屋 | 679 | 21 |
| タービン建屋 | 639 | 21 |
| 原子炉補機冷却海水ポンプ | 780 | 16 |
| 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ | 780 | 11 |
| 排気筒 | 886 | 8 |
| 復水貯蔵タンク | 834 | 15 |

カ川順子力発電前9号信

(2) 燃料輸送車両のガス爆発影響評価

また,高圧ガスを輸送する車両による影響として,発電所から 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量であ るのプロパンを積載した車両による影響評価を実施し たところ,評価上必要とされる危険限界距離に対し,火災源から 発電用原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回ってお り,原子炉施設への影響はない。

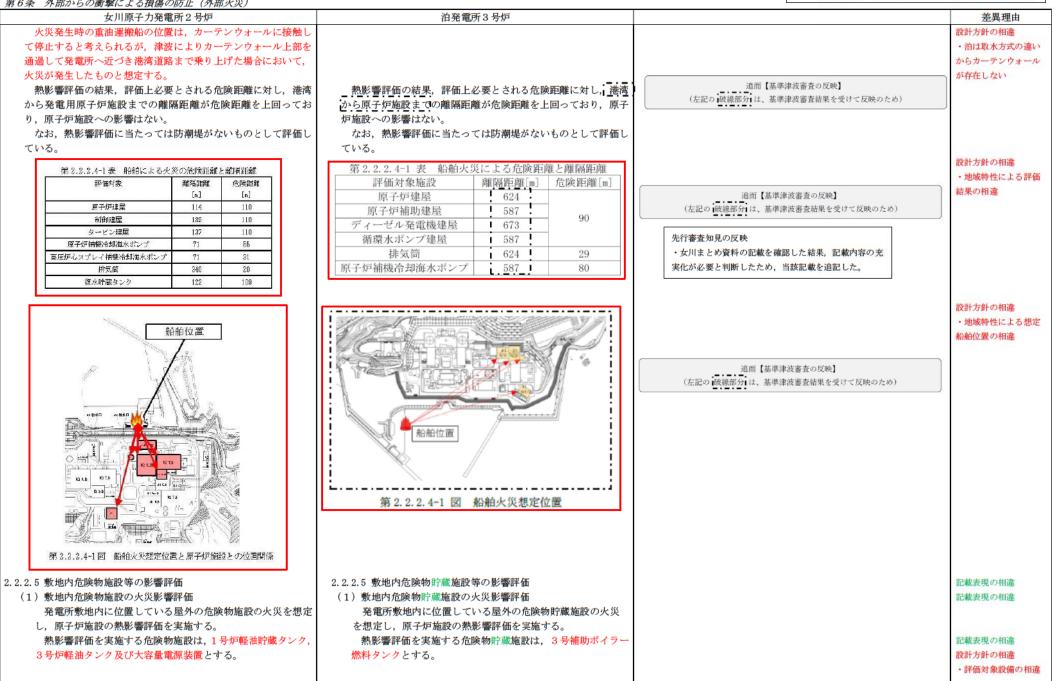
| 評価対象 | 趙平高距離 [n] | 危険酸界距离 [n] | |
|-------------------|--------------|---------------|--|
| 原子炉建置 | 727 | | |
| 制御建屋 | 879 | 1 | |
| タービン建屋 | 639 | 70 | |
| 原子炉補償冷却海水ボンブ | 780 | | |
| 高圧炉心スプレイ補積冷却海水ポンプ | 780 | 1 | |
| 排気筒 | 366 | | |
| 復水貯蔵タンク | 834 | 1 | |



2.2.2.4 漂流船舶の影響評価

女川原子力発電所周辺には石油コンビナートが無く,大型タン カー等の主要航路が発電所から 20km 以上離れていることから,発 電所港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶で ある重油運搬船の火災を想定する。

| 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
|--|--|--|
| 第2.2.2.3-1 表 燃料輸送車両による火災の危険距離と離隔距離 評価対象施設 離隔距離[m] 危険距離[m] 原子炉建屋 750 原子炉補助建屋 700 ディーゼル発電機建屋 800 循環水ポンプ建屋 850 排気筒 750 原子炉補機冷却海水ポンプ 850 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| (2)燃料輸送車両のガス爆発影響評価 高圧ガスを輸送する車両による影響として,発電所から 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量であ るのプロパンを積載した車両による影響評価を実施し たところ,評価上必要とされる危険限界距離に対し,火災源 から原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回ってお り,原子炉施設への影響はない。 第2.2.2.3-2 表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離 評価対象施設 離隔距離[m] 危険距離[m] 原子炉建屋 4,400 原子炉建屋 4,400 | | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 条件の相違。 設計方針の相違 ・地域特性による評価 |
| 原子炉補助建屋 4,450 ディーゼル発電機建屋 4,350 循環木ボンブ建屋 4,300 排気筒 4,400 原子炉補機冷却海木ポンプ 4,300 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 結果の相違 |
| 注原子が発電所 第 2. 2. 2. 3-1 図 燃料輸送車両火災想定位置 2. 2. 2. 4 漂流船舶の影響評価 2. 2. 2. 4 漂流船舶の影響評価 | | |
| 泊発電所周辺には石油コンビナートが無く,大型タンカー等の 主要航路が発電所から約30km離れていることから,発電所港湾施 設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶の火災を想定 する。 | 先行審査知見の反映 ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 内容の充実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 条件の相違 |



女川原子力発電所2号炉 なお,敷地内危険物施設の内,直接輻射熱を受けない建屋内 に設置している設備及び地下貯蔵タンク等については, 評価対 象外とする。



a. 外壁に対する熱影響評価

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の 輻射強度で評価対象施設外壁が昇温されるものとして、コンク リート表面温度を評価した結果、評価対象施設外壁のコンクリ ート表面温度が許容温度 200℃ (火災時における短期温度上昇 を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される 保守的な温度)以下であることを確認した。評価結果を第 2.2.2.5-1 表に示す。

| ~ | 1号伊隆油 | 3 | 3号炉軽油タンク | | | 3号炉軽油タンク 大容量 | | 3号炉軽油タンク 大器 | | 大容量 | Encoderived and |
|-------------------|---------------|------|---------------|------|------------------|--------------|--|-------------|--|-----|-----------------|
| | | 6 | В | A+B | 電源設置 | 許容温度 | | | | | |
| 原子师建屋 外壁温度[℃] | 約 74 | 約 83 | P 5 84 | 約78 | ad 51 | < 200 | | | | | |
| 制御建屋 外壁温度[℃] | ₽ 5 80 | 約 58 | #5 57 | 約 83 | ቶን 51 | < 200 | | | | | |
| タービン建屋 外壁温度[℃] | 約 136 | 約 56 | 約 57 | 約 63 | 約51 | < 200 | | | | | |

b. 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価

復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、復水貯蔵 タンクの温度は約53℃となり,許容温度66℃以下であることを 確認した。評価結果を第2.2.2.5-2表に示す。

第2.2.2.5-2 麦 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果

| / | 1号炉軽油 貯蔵タンク | 3号炉軽油タンク | | 大容量 | 84 572 / JT #84 | |
|-----------------------|----------------|----------|--------|-------|---------------------|-----------|
| | | λ | B | X+B | 電源装置 | 1767 Ball |
| 復本貯蔵 タンク温度 [*C] | 約 51 | 約 52 | ¥†) 52 | ¥9 53 | \$ \$ 51 | < 66 |

| 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 | 赤字:設備,運用又は体制の相違(青字:記載箇所又は記載内容の相違 緑字:記載表現,設備名称の相違(| (記載方針の相違) |
|--|--|--|
| 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| なお,敷地内危険物貯蔵施設の内,直接輻射熱を受けない 建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンク等について は,評価対象外とする。 | | 記載表現の相違 |
| 第2.2.2.5-1 図 発電所敷地内における危険物貯蔵施設の位置 | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |
| a. 原子炉施設建屋外壁の熱影響評価 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間,一 定の輻射強度で評価対象施設外壁が昇温されるものとし て,コンクリート表面の温度上昇を評価した結果,評価対 象施設外壁のコンクリート表面温度が許容温度 200℃(火 災時における短期温度上昇を考慮した場合において,コン クリート圧縮強度が維持される保守的な温度)以下である ことを確認した。評価結果を第2.22.5-1表に示す。ディ ーゼル発電機建屋外壁の表面温度の評価にあたっては外壁 に設置した断熱材の効果を加味した。 | | 記載表現の相違 記載表現の相違 設計方針の相違 ・泊のディーゼル発電 機建屋には火災からの 防護手段として障壁を 設けている。また,泊 の評価は火災源に対し て最短距離の施設を代 |
| 第 2.2.2.5-1表 外壁に対する熱影響評価結果 評価対象施設 3号機補助ボイラー燃料タンク 許容温度 原子炉建量 評価温度[℃] [℃] 原子炉建量 約159 (200) ディーゼル発電機速量 - ^{約1} (200) 確環水ボンブ建量 - ^{約1} (200) ※1:原子炉補助建量及び循環水ボンブ建屋の評価に原子炉速量の評価に包 絡される。 - | 追而【アクセスルート審査の反映】 (左記の) 岐線部分 は、アクセスルート審査査結果を受けて評価を実施) | 表として実施してお り、ここでは障壁を設 けるディーゼル発電機 建屋と障壁を設置しな い建屋で最短距離の原 子炉建屋を評価してい る。 設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 施設は無い) |

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | | 称于,记载农死,取佣石和吵拍连 | (天員印がわ座なし) |
|---|--|--|--|
| 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | | 差異理由 |
| c. 排気筒に対する熱影響評価 排気筒について温度上昇を評価した結果,排気筒の温度は約 57℃となり,許容温度 325℃以下であることを確認した。評価 結果を第 2. 2. 2. 5-3 表に示す。 | b. 排気筒に対する熱影響評価 排気筒について温度上昇を評価した結果,排気筒の温度が許 容温度 325℃以下であることを確認した。評価結果を第 2.2.2.5-2表に示す。 | 先行審査知見の反映 ・女川まとめ資料の記載を確認した結果,記載内容の充 実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| 第2.2.2.5-3表排気筒に対する熱影響評価結果 1.号炉軽油 3号炉整油タンク 水吉 電源設置 ・貯蔵5ンク A ・貯蔵5ンク A ・貯蔵5ンク A ・貯蔵5ンク A ・小方筒温度 いたう2 約53 ・パン目 ・パン目 ・パン目 ・パン目 | 第2.2.2.5-2表 排気筒に対する熱影響評価結果 評価対象施設 3号機補助ボイラー燃料タンク 許容温度 評価温度[℃] [℃] 排気筒 約115 <325 | 追而【アクセスルート審査の反映】 (左記の)破線部分1は、アクセスルート審査査結果を受けて評価を実施) | |
| d. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海 水ポンプに対する熱影響評価 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプについて温度上昇を評価した結果,冷却空気の温度 が,許容温度以下(原子炉補機冷却海水ポンプ:上部軸受40℃, 下部軸受55℃,高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ:上部軸 受55℃,下部軸受55℃)であることを確認した。評価結果を第 2.2.2.5-4 表に示す。 | c.原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価 原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が,許容温度以 下(原子炉補機冷却海水ポンプ:下部軸受 80.9℃)であること を確認した。評価結果を第2.2.2.5-3 表に示す。 | | 設計方針の相違 泊には高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプがないことの相違及びポンプ設計の相違 |
| 第3.2.3.5-4 表 福水ボンブに対する熱影響評価結果 第3.2.3.5-4 表 福水ボンブに対する熱影響評価結果 1号原程油 貯蔵タンク 大容量 本の装置 許容 温度[10] 原子炉橡板や 知滴水ボンブ 治気(1) 約 22 約 28 約 19 < 55 | 第2.2.2.5-3 表 原子炉補機冷却海水ボンブに対する熱影響評価結果 評価対象施設 3号機補助ボイラー燃料タンク 許容温度 評価温度[℃] [℃] 原子炉補機冷却海水ボンブ 約55 <80.9 | 追而【アクセスルート審査の反映】 (左記の)破線部分1は、アクセスルート審査査結果を受けて評価を実施) | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| 症状ポンプ (100 mark 温度[10] 約 42 | (2)変圧器の火災影響評価 発電所敷地内の変圧器火災を想定し,原子炉施設の熱影 響評価を実施する。熱影響評価を実施する変圧器は,一体 型である3号主変圧器・所内変圧器とする。 | 先行審査知見の反映 ・先行プラントの審査会合の指摘事項等を確認した結果,記載 内容の充実化が必要と判断したため,当該記載を追記した。 | 記載表現の相違 設計方針の相違 ・泊は建屋等の配置 上,最も容量が大き く,距離が近い変圧器 である3号主変圧器・ 所内変圧器を対象とし ているため,評価対象 が相違している。 |
| | | | |

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

| 第6条 外部からの 衝撃 による損傷の防止(外部火災) 女川原子力発電所2号炉 | 泊発電所3号炉 | 差異理由 |
|--|--|--|
| ABUT ARIS 第二章 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | | 設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 |
| a. 外壁に対する熱影響評価 各変圧器について、火災が発生した時間から燃料が燃え尽き るまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとし て、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 200℃(火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、 コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度)以下である ことを確認した。評価結果を第2.2.2.5~5 表に示す。 | a. 外壁に対する熱影響評価 -体型である3号主変圧器・所内変圧器について、火災 が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻 射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート 表面の温度上昇を評価した結果、許容温度200℃(火災時 における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリ ート圧縮強度が維持される保守的な温度)以下であること を確認した。評価結果を第2.2.2.5-4表に示す。 | 設計方針の相違 ・泊は建屋等の配置 上,最も容量が大き く,距離が近い変圧器 である3号主変圧器・ 所内変圧器にて実施。 |
| 第 2.2.2.5-5 表 外壁に対する熱影響評価結果 想定火災 評価対象施設 評価温度 [°C] [?C] [?C] 2.5 炉起動変圧器 制御建屋 約 59 [?C] [?C] 2.5 炉加内変圧器 タービン建屋 約 198 2.5 炉加防内変圧器 第3回建屋 約 101 2.5 炉加子の一用変圧器 第3一次炉建屋 約 198 3.5 炉主変圧器 原子炉建屋 約 53 3.5 炉励磁電源変圧器 原子炉建屋 約 52 | 第2.2.2.5-4 表 外壁に対する熱影響評価結果 評価対象施設 3 号主変圧器・所内変圧器 許容温度 原子炉建屋 約 88 [℃] 原子炉補助建屋 *1 <200 | 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 |
| b. 屋外の評価対象施設への熱影響評価 (a) 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価 復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果,許容温度 66℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-6表に示す。 第2.2.2.5-6表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果 第2.2.2.5-6表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果 遼定火災 評価対象施設 「100] [100] 3号炉主変圧器 復水貯蔵タンク 3号炉動磁変圧器 復水貯蔵タンク | | 記載方針の相違 設計方針の相違 ・ブラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 施設は無い) |